

315.1

Sa478z

自由党から民自党へ

—保守政黨の解剖—

坂野善郎著

東京 伊藤書店刊 1948



0006704000

0006704-000

315.1-Sa478z

自由党から民自党へ

坂野善郎・著

伊藤書店

1948

ABF

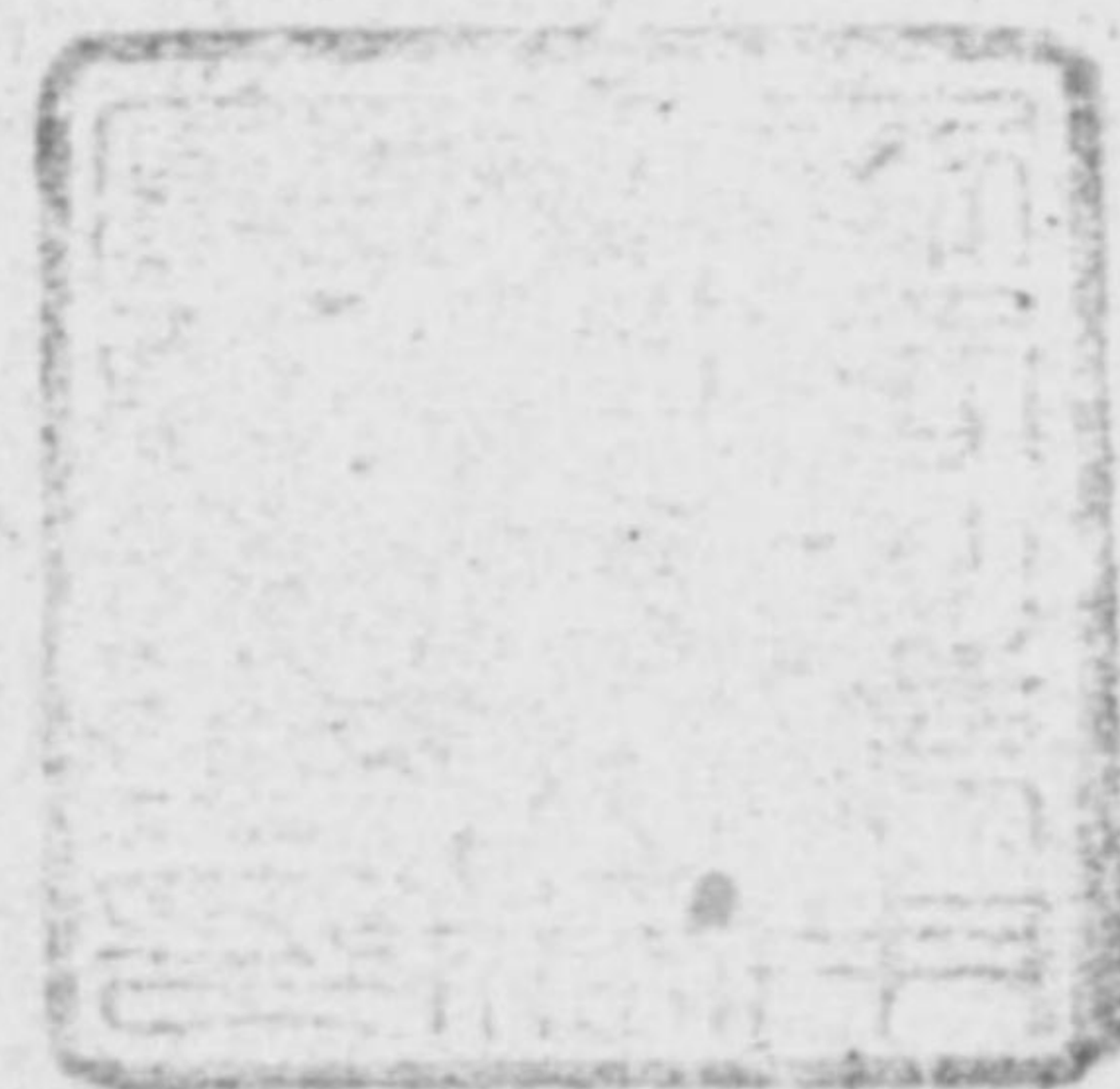
この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



自由黨から民自黨へ

—保守政黨の解剖—

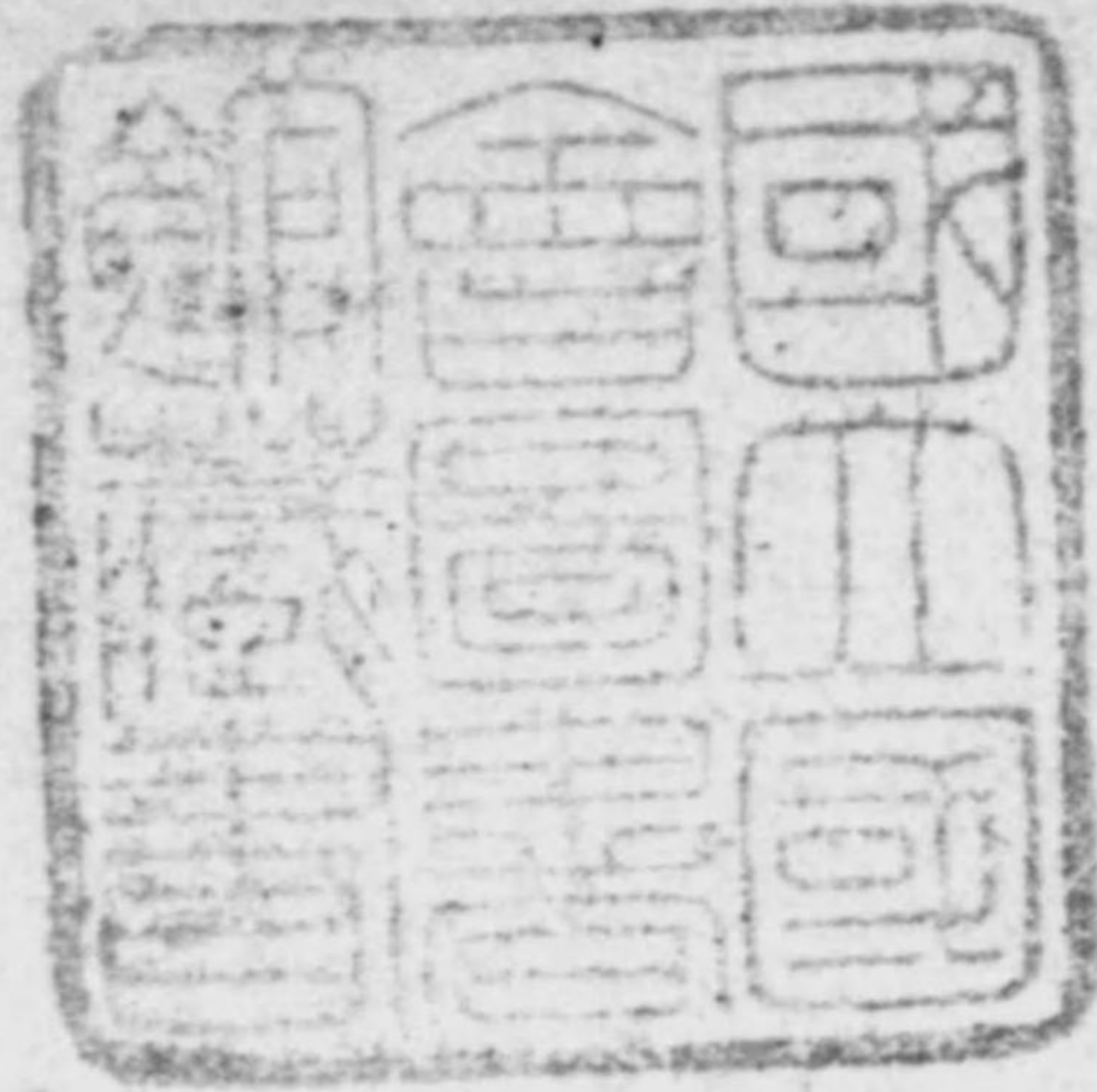
坂野善郎著



伊藤書店刊

1948・東京

315.1
Sa 4783



541004

序文にかえて

一九四八年十月六日、リビィ颯風來の雲行き險惡なる日、芦田内閣はついに瓦解した。首相以下芦田内閣の閣僚たちが、みずからまねいた昭和電工大疑獄事件を直接のキツカケとして、自壊したのである。

次期政權工作は民主自由黨の主導のもとに開始された。芦田内閣總辭職が正式にきまつた十月七日、民自黨は役員會をひらいて、吉田首班の保守連合でゆくことを決定した。こえて九日の第二回臨時黨大會では次期政權の擔當と、國會解散の方針を聲明した。松岡衆議院議長の斡旋による五黨首會談にたいして、民自黨は同黨の主導權を松岡氏が尊重しないと、これをつつばねた。松岡氏がおられるや、條件をつけてこれを承諾した。九日夕刻には吉田總裁はマツカーサー元帥を訪問して會談した。

このように、民自黨はすくなくとも表面は首班工作に強氣にでたが、じつは内心では政局收拾に確信をもつていなかった。なぜか。

第一に、この政變の直接の原因は昭電事件であるが、より根本的な原因は、芦田内閣の惡政にたい

する勤勞大衆の一大攻勢によるものであり、これにたいする對策を民自黨もまたもつていないからである。第二に、民自黨の政局收拾の基本方針は保守合同による單獨内閣であるが、これにたいして、民主黨の主流はもちろん反對であり、合同論者でさえも民自黨に喰われることをおそれて警戒心をすつきりぬぐい去つていないからである。のみならず第三に、民自黨内にも「山崎幹事長首班」説がでたぐらい、現在の民自黨幹部をタナあげして新人がこれにとつてかわるといふ、いわゆる脱皮運動があつて、黨内が一本になつていない。したがつて第四に、獨占資本は全體として、なお民自黨の政局收拾の基本方針にたいして全幅的に支持を與えることをちゆうちよしていること、第五に、國際的な信用は進歩的な國外世論はもとより、より保守的な方面といへどもすくなくとも吉田首班の民自黨單獨内閣にたいして、好感を示していないこと等々である。

さうして、昭電事件のそこれぬ發展、炭鑛管理問題、兵器處理問題、そのほか大小の疑獄の摘發がおこなわれようとしてゐることである。すでに昭電疑獄で、民自黨もまたすくなくならず手傷を負つた。大野伴睦顧問が強制收容された。重政誠之、松岡松平もと自由黨總務もまたしかり。炭鑛管理事件が國會の不當財産取引調査委員會で大々的にとりあげられ、檢察廳に設けられた同問題の特別搜索本部が活動をはじめれば、容疑者のもつとも多くであるのは、舊同志クラブをかかえこんだ現在の民自黨でなければなるまい。このほか被追放者の政治活動が問題となつたものには、さきには元自由黨總

務大久保留次郎氏の起訴、ちかくは元自由黨總裁鳩山一郎氏の家宅搜索がある。

こんなありさまでは、たとえ首班選舉に吉田氏が勝つても、組閣がかんたんにできるかどうか……第三臨時國會の開會による議員の不可侵權をタテにして、強引におしきろうとするつもりであるるか。

この一文が草されているいま、政局の歸趨はまだ正確な豫想をゆるされていない。しかし、いろいろな情勢、ことに一般新聞やラジオなどによつてつくられた「世論」は、民自黨首班にいちじるしく有利である。民自黨が國際的信用のないことや、もろもろの醜惡な事件に關係が深いことはこれらの言論機關といへどもよく知つてゐる。それにもかかわらず、この黨をさしあたり政權擔當者としてかれらが推すのは、卑俗な憲政常道論からばかりではない。國家公務員法の改訂と賃金安定を急いで國會で通して、獨占資本への奉仕に忠實であろうとするためである。民自黨はこの好機をつかんで、一方でみせかけの「脱皮論」と、解散論を放送して人氣の吸引にヤツキとなつてゐる。だから、たとえ短期のいわゆる選舉管理内閣となるにしても、民自黨首班内閣ができあがる可能性はひじょうにつよ

では、これによつて政局は安定するであろうか。いや、斷じて安定しない。すでに民自黨首班内閣にたいしては、共產黨、新勞働者農民黨、産別會議、全遞などは各個に、またいつさいの進歩的團體

や個人をひろく包含した組織としての、民主主義擁護同盟に據つてだんこととして反対した。社会黨また下部勤勞大衆のはげしい反対意思にもとずいて、下野を決定した。このような情勢のもとで、民自黨がたとえまがりなりに組閣に成功したとしても、政權の維持と、その政策の遂行は不可能であろう。ことに、政權獲得の人氣とりのうえから民自黨が宣言した解散總選挙の主張は、同黨にとつて不可抗力的になされたものである。というのは黨内の對立や動搖をふせぐためにも、またすすんで保守陣營の大同團結をはかるためにも。民自黨は總選挙を機として、年來の宿望を達成しなければならぬからである。

民自黨の宿望とは何であるか。いわく、同黨を中心とする保守戦線の結成である。別のことばでいえば、獨占資本の支配體制の確立のため、新舊あらゆる反動勢力の結集である。その目的はいうまでもなく外貨受入れ態勢の整備である。その結果は經濟の半植民地化であり、民族の奴隸化である。このことを民自黨は強引かつ厚顔におこなうであろう。片山、芦田兩内閣もまた同じコースをすすんできた。民自黨はその間、野黨としてこれら内閣に反対してきたようにみえるが、實は獨占資本や大地主、大ヤミ屋へのかれの奉仕がまだ足りないといつて、いつその反動政策をたえずけしかけてきたのである。そうして、いま芦田内閣が人民の反抗にあつたおれたのを機會に、ファッショ的支配をうちたてようとしている。口に自由主義の讚歌をとさえ、手に棍棒をふりかざしつつ、民自黨はこれを遂行しようとするのだ。

民自黨の自由主義とは、持てるものの自由主義である。働く人民大衆にとつては「飢える自由」であり、「失業の自由」である。このことを勤勞大衆は、幣原、吉田兩内閣の實際の施政によつて十分知らされた。けれども未組織の大衆ことに小ブルジョア層はまだその甘言にだまされていられるものがない。これらの人たちは、片山、芦田内閣の反人民的政策によつてかれらが陥しいられた現在の苦しみがあまりに大きいために、過去の民自黨いやその前身としての自由黨の罪惡にたいして、鈍感となつており、忘れぼつくなつてゐるのだ。

わたくしのこの小著は、このように勤勉ではあるが、まことに氣のよいこの國の働く人たちに讀んでいただくために書かれたものである。

執筆の動機は、芦田内閣成立のそもそのものはじめから國民にとつて懸案となつていた、解散、總選挙にさいして、自由黨——民自黨進出の危険を警告するためであつた。だから、全體として、眞に階級意識にめざめた組織勤勞者や農民諸君にとつては、はなはだくだい感とるやうな自信を毛頭もたないものである。しかもなお、あえて上梓するゆえんは、敗戦後の保守政黨の具體的動きをとりあげつつ、その本質を階級的に解明する書のきわめてすくない今日、この分野に手をそめることの

意義あることを痛感したからである。

繁忙と資料不足はけつして言いわけとはならない。しかし、この一年間のはげしい國內政局の動搖は、いつなるとき總選挙が行われるかもしれない形勢を四六時中つくりだしていた。だから、きわめて短い準備と執筆の時間しか、わたくしにはあたえられていなかった。それにくらべると、脱稿と刊行との間はいかに長かつたことよ。こんにちの出版事情のためやむをえなかつたとはいえ、この期間におこつた教訓的な諸事件、しかも本書の所論をうらがきするいきいきとした貴重なできごとを、本書に盛ることができなかつたのはかえすがえすも遺憾であつた。それでもなお、わたくしは民自黨の基本的性格を、主としてその前身である自由黨の階級的基礎と政策および人の面から、いささか動態的にとらえるとともに、これを階級的な觀點から描くことができたと信ずるものである。

もし本書が働く人たちにたいして、民自黨批判の一助となり、とくに總選挙のときに正しい政黨選擇の手びきともなれば、わたくしにとつてこれいじようのよろこびはない。

一九四八年一〇月、民自黨、首班工作にのりだす日

東京にて

著者

目次

第一章 自由黨の結成	三
——鳩山私黨として出發した自由黨——	
(1) 私黨的な性格	三
(2) 八・一五交詢社會合	五
(3) 時代錯誤の結黨準備	八
(4) 近衛かつぎ出しなど	一〇
(5) 結黨大會へ	三
第二章 本性をあらわした自由黨	一五
——鳩山總裁の反共聲明を中心として——	
(1) 買つてでた反共戦士	一五
(2) 憫笑された鳩山聲明	一七
(3) 聲明文と社共の反ばく	一九

第三章

自由黨の超保守的性格

——自由黨の階級的基礎——

- (1) 性格を決定する階級的基盤……………二四
- (2) 獨占資本の土壤に咲いたヤマミの花……………二六
- (3) 自由黨と進歩、民主兩黨……………二九
- (4) 自由黨の後進性……………三二
- (5) 議員の階級的構成……………三三
- (6) 黨の資金網……………三七
- (7) 自由黨献金調書……………四三
- (8) 「地下運動」と親分子分制度……………五一
- (A) 「地下政府」と保守政黨……………五
- (B) ごろつき團體（「組」と自由黨……………五九
- (C) 根絶できない親分制度……………六
- (9) 自由黨の院外組織……………六七
- (A) 自由黨の「大衆」組織……………六

第四章

黨をうごかす人びと

(B) 院外國としての自由クラブ……………六九

- (1) 二つの派閥——鳩山譜代と外様……………七二
- (2) 譜代派は何故つよいか？……………七四
- (3) 所屬代議士の系譜……………七六
- (4) 黨内社交團體と反共議員連盟……………七七
- (5) 第三回黨大會後の黨陣容……………八四
- (6) 黨を動かす人々——幹部人物評（吉田茂、植原悦次郎、大野伴陸、星島二郎、増田甲子七、山崎猛、板谷順助、團伊能、松嶋喜作、寺尾豊、その他……………八九

第五章

自由黨は公約を守つたか

——公表せる政策とその實施面——

- (1) 宣言、綱領、政策にあらわれた超保守性……………二四
- (2) 黨の指導原理・「五箇條の御誓文」……………二五

(3)	總裁あいさつの無智とデマ	一三六
(4)	黨の公約と吉田内閣の施政	一三六
(5)	ただ一つ公約を守つた憲法論議	一三一
(6)	公約をやぶつた食糧對策	一三五
(7)	資本の救世主・石橋財政	一三九
(8)	労働攻勢で苦しんだ吉田内閣	一四五
(9)	選挙法改訂の強行	一五〇

第六章 野黨となつた自由黨

(1)	破れた第一黨の夢	一五四
(2)	四黨政策協定と左派問題	一五九
(3)	完全野黨宣言	一六七
(4)	「講和内閣」運動の失敗	一七二
(5)	出血作戦 その一	一七四

——平野問題と全農派の脱黨——

(6)	出血作戦 その二	一七七
-----	----------	-----

——幣原派の民主黨脱退——

第七章 民主自由黨の成立とその展望

(1)	自由黨の保守新黨運動	一八〇
(2)	二月政變と自由黨	一八五
(3)	敗北の原因としての自由黨の誤算	一九〇
(4)	自由黨の延長・民主自由黨	一九三
(5)	民自黨の倒閣攻勢	二〇〇
(6)	吉田總裁の舊勢力への觸手のびる	二〇六
(7)	民自黨は「脱皮」できるか?	二二三

圖 表 目 次

自由黨の派閥系譜 その一	二七一—二七九
自由黨の派閥系譜 その二	二八〇—二八一

民主自由黨衆議院議員系譜圖……………一九一—一九
吉田總裁を中心とする新舊反動勢力の一覽圖……………二〇八—二〇九

自由黨から民自黨へ

第一章 自由黨の結成

——鳩山私黨として出發した自由黨——

(1) 私黨的性格

自由黨は結黨以來、ながらく鳩山私黨の定評があつた。鳩山總裁が追放されて後も、依然としてそうであつた。安藤正純、松野鶴平、牧野良三、三木武吉、河野一郎、大久保留次郎、北吟吉氏ら、結黨に參畫した鳩山直系の黨幹部らがつぎつぎに追放されて、次第に私黨的な性格が弱められたことは否定できないが、それでもまだすつかり拂拭されたとはいえない。

吉田が總裁となり、芦田が去つて後、政調會長に内務官僚あがりの増田甲子七を迎え顧問に同じ内務官僚の大村清一をすえたとはいへ、幹事長には大野伴睦、總務會長には星島二郎、代議士會長には稲田直道、會計監査には村上勇（大野の腹心）等々、黨の重要ポストは政友會以來の鳩山譜代をもつてかためた。これらの人たちは星島をのぞいて、政治家としては古いタイプに屬するが、それだけに鳩山御大にたいする情誼は封建的な主従のように厚いし、子分や兄弟分、あるいは孫分などのめんど

うは實によくみる。それにかんじんの黨政治資金は、大野の才覚と努力で大きな部分が調達される。だからこの派閥的な團結はなかなか強い。そこでこの派閥を通じて、黨の重要な問題は、かならず鳩山の意見をもとめてその指示をあおぐことになつてゐる。このような黨内事情は自由黨が民主自由黨にかわつた今日も、表面的には多少の異動は生じたけれども、本質的には變化してゐない。

追放該當者の政治運動は、一九四六年一月四日の連合軍最高司令部の指令にもとずく政令によつて、嚴重に禁止されている。にもかかわらず、そんなことが行われているのかという疑問をいざう人があるかも知れない。そのとおりだ。人の世のことにはすべてうらおもてがあるのが常だ。とくに、保守反動の政治陣營のなかで、それが一段とはげしいことは衆目のみるとおりである。鳩山氏の追放後の政治的活動を問題とする場合もまたしかり。常人や自由黨にいわせれば、決して鳩山氏の行動は政治的なそれではないと強辯するかも知れない。しかし、吉田内閣時代、一九四六年の秋口、進歩黨の幣原派が音頭をとつて唱えた自由黨との合同——保守新黨運動は、吉田總裁が大いに食指動いたにかかわらず、鳩山氏の強い反對が黨内の鳩山派の幹部に傳達されたため行き悩みとなつたことは、顯然たる事實である。これははたして政治的行動ではないとでもいうのだろうか？

だが、これさえほんの一例にすぎない。鳩山氏の自由黨に對する、いや民主自由黨に對する影響力は、いまなおいろいろな形で残つてゐる。そしてこの私黨的性格は、多かれ少なかれ、また、よかれあしかれ、黨の反動的性格に對して一種のテコとなつてゐる。この觀點から創立前後の自由黨の沿革をさらにくわしく述べることにする。

(2) 八・一五交詢社會合

「昭和二十年八月、戦局わが國にいよいよ不利となり、このままに推移せんか、ついに亡國の悲運に陥るべきを深慮し、鳩山一郎氏を中心として芦田、安藤、植原、北、矢野氏ら豫て戦争反對を唱え來れる同志間において、敢然軍部その他の壓力に抗し、終戦工作に邁進すべく、銀座交詢社に會合を企てたり。

第一回會合の日は八月十五日にして、奇しくも同日正午終戦の詔勅を拜し、従つて同會合は、そのまま、敗戦後の時局を收拾し、ポツダム宣言の忠實なる履行のための政治工作——わが國民民主主義政治の確立を策すべき準備打合せの會合となりたり。

その後、新政黨の結成を目途として幾度となく會合を重ねるとともに、一面同志同憂の士に呼びかけ、これが糾合に努め、たまたま九月十四日大日本政治會（偽政黨）の正式解散をなしたる頃より右準備工作は、着々軌道に乗れる觀あり、云々」

これは自由黨事務局がつくつた記録である。この記録は、結黨直後、連合軍司令部による上からの民主主義的改革がつぎつぎにおし進められた時期に、作成されたものである。だから、記載の事實にまちがいはないにしても、多かれ少なかれ進歩的な誇張や紛飾が加えられていることは、讀者が感ぜられるとおりだ。

この記録によれば、鳩山一郎を中心に同志たちが「敢然、軍部その他の壓力に抗して、終戦工作に邁進すべく、銀座交詢社に會合を企てた」のである。なるほど交詢社で會合したことは事實であつた。しかしこの會合は「敢然抗する」ほどの勇氣を發揮する必要はなかつた。またその勇氣を反軍運動なり反戦運動として、公然かつ有効に組織するために使う必要もなかつた。というのはすでにこのような危険をおかす必要のないことは、鳩山氏らのあいだでは、十分豫測しえたことだつたからである。現に、八月十一日には芦田氏が戦争中鳩山氏の隠遁地であつた輕井澤の別邸をおとすれて、日本のポツダム宣言受諾——無條件降伏の正確な情報をもたらしていた。もちろん、十五日の天皇の放送——實は十四日に録音された——は、この芦田情報でもまだわからなかつたであらう。しかし、だいたゝそのころまでには、政府が何らかの終戦工作をやるだろうことはこの人たちのあいだでは常識となつていた。

このような状況のもとで數人の小會合を行うことが、敢然たる決意の要るわけではない。それにもかかわらず、この民主主義の戰士たちには慎重な配慮だけは十分にあつた。というのは最初この會合は、記録の文面どおり、鳩山氏を圍んで懇談するはずであつたが、十四日から十五日にかけての近衛師團をはじめとする帝都の不穩状態をみて、急遽、鳩山氏の出京をみあわせさせたということだからである。だから、十五日交詢社に集まつたのは、芦田、安藤、植原、矢野、北の五氏であつた。

この會合は同じ記録によれば「ポツダム宣言の忠實なる履行のための政治工作——わが國民主義政治の確立を策すべき準備打合せの會」であつたという。だが、實際の議題は、情報の交換と、戦争末期の空襲ですたすたにされた鳩山一統の連絡網恢復の打合せが主なものであつた。それ自身はもちろん、何ら非難さるべきではない。それはさいわいにして、ポツダム宣言の履行と民主主義政治の確立のための準備行動のうちにくまれるものだつたからである。鳩山氏を中心として、日政と對立する政黨をつくるというプランは、この日の會合の議題とはなつた。しかし彼らの頭の中には戦前の政友會の再建がひたすら描かれていた。ポツダム宣言の高唱する人民主權にもとずく民主主義を天皇制下の議會政治と解釋した。だから、自分たちがつくりうとしている新政黨を、『陛下の政黨』というぐらゐの構想をもつていたのである。

このことを例證する事實は枚擧にいとまがないほどだ。結黨のさいの宣言、綱領、政策はそのままともいい例だ。また結黨の方法もそうだ。政綱政策を高くかかげて、廣く天下に訴えるという、新政

黨を結ぶ民主的な正道をとらず、鳩山氏ら一握りの舊政黨人が中心となつて、こそこそ會合をつづけ
たことや「九月十四日、日政が解散をなしたる頃より、右準備工作が軌道に乗りたる觀あり」と事務
局がいみじく記録しているように、それまでは「民主主義的政治行動」らしい行動はしていなかつた
ことなどは、そのほんの一例である。その間、彼らがやつたことといえば、マ司令部の意向をひたす
らうかがつていたことと、東久、内閣の手による復員業務の無事おわれかすと、おとなしく祈念して
いたことぐらいなものであつた。

(3) 時代錯誤の結黨準備

東久、内閣はもちろん、日政會の民主主義政治に對する無爲無策は當然だとしても、自由黨結黨準備會のこの政治的無氣力はいつたいどうしたことか。

民主政治の確立に邁進すべき自由黨は、なにもおいても國家、國民が當面する重大案件に對して、積極的に意見を公表して、自主的な政治行動を展開しつつ、それを通じて、信を天下に問わなければならなかつたはずだ。活潑な政治行動の中で廣く同志同憂の士を集めて黨をかため、擴げてゆくことが、眞に近代的な民主主義的政黨のとるべき道である。しかるに、自由黨が自主的な政治行動らしい

行動を公式にやつたのは、ようやく十月七日の結黨準備會のことであつた。それは東京丸ノ内の常盤家でひらいた何回目かの同會の席上、芦田氏から「現政府はすみやかに衆議院解散の措置をとるべし」という緊急動議が提出され、それが採られた事實を指す。

はじめて行つたこの自由黨準備會の野黨的ゼスチャーは大いに世間にうけた。それなのに、それからわずか一日おいて十月九日成立した幣原内閣に、當の芦田氏が厚生大臣として、また新參の同志橋渡が法制局長官として入閣したのである。これは連合軍最高司令部から幣原内閣に命ぜられた、五つの民主主義的大改革に舉國一致参加し協力するためだと説明された。しかし、國民はそれでも割り切れない感じをいだかないわけにはゆかなかつた。

もともと、自由黨結黨準備會の解散決議は、決して進歩的な動機から發したものではなかつた。それどころか、十月四日の總司令部による治安維持法等彈壓諸法令の撤廢、政治犯人の即時釋放、特高警察その他一切の類似機關の廢止、警察關係首腦部の罷免などに關する諸指令、國內民主主義化に關する五大改革の要請を機とする人民勢力のほうはいたる民主革命の波のたかまりに直面して、できるだけはやく總選舉を行つて、舊勢力の崩カイしないうちに、自黨の勢力をふ植しようとする、まことに反動的な意圖から提唱されたものであつた。したがつて一部の甘い國民的感情からはこの提唱はうけたが、賢明な總司令部はその眞意を知つていたらしい。それかあらぬか、第八十九議會において選

學法の改正、労働組合法の制定、農地改革など、国内民主化のための三つの礎石が一まずおかれて、幣原内閣は議會を解散したが、その間一九四六年一月四日の公職追放令が公布されるとともに、一方總選舉施行延期の覺書が總司令部から出されたのである。このことは自由黨結成後のことであるから、詳細は後章にゆずり、結黨前後の二、三の事實についてその私黨的、反動的な性格をふたたび紹介することとしよう。

(4) 近衛かつぎ出しなど

鳩山氏が輕井澤の山莊を下つて、終戦後はじめて出京したのは一九四五年八月二十二日であつた。そのころ東京をはじめ全国的に内地復員が續いていたが、「承諾必謹」によつて治安の維持はたもたれてきた。かりに治安が亂れたとしても、彼やその周囲の人々が心配するほどそれほど、彼らにたいする軍部や官僚の壓迫は、戦争末期においてははげしいものではなかつた。なるほど東條の憲兵政治のもとでは、鳩山氏もすいぶん壓迫された。政會に入つて積極的に軍閥官僚に協力しなかつた彼やその一黨はにくまれた。憲兵隊の内偵のまことにされたり、私邸や事務所の電話まで傍受された。しかし小磯、鈴木内閣、ことに鈴木重臣内閣のころにはほとんど壓迫はなくなつた。それどころか岡田、若

槻などの重臣にうけのよい鳩山氏は情報や忠告を與えられて、むしろ庇護されたといつてもよいほどだつた。だから日本の降服直前の機密の情報を、彼は相當に入手できた。鳩山氏にとつて自分らの行動の指針は比較的つけ易い状態にあつたのである。それにもかかわらず、彼は迅速果敢な積極的行動をとらず、連合軍の意向をうかがつて、いたすらに舊政黨的な舞臺裏の動きに終始してしたのである。その政治的怯懦は本來彼の識見のせまさと感覺の古さから出ていたのである。このことを物語る當時の喜劇的エピソードがある。それは故近衛文麿かつぎ出し工作であつた。

この智慧はたれの發意だつたかつまびらかではない。あるいは安藤だといひ、あるいは北だともいわれているが、そんなことは問題ではない。新黨結成にあつて、同交會所屬の議員だけでは心細い。日政の議員もできるだけひつこぬきたい。官僚どもにも共鳴者や同情者をえたい……というわけで、近衛を總裁に、鳩山を副總裁にという方式が、まじめに考えられたのだから、いまからおもえばまつたく噴飯ものである。いや、いまでもこうしたアナクロニズムはやはりげんぜんと保守派の陣營内には残されている。民主自由黨が吉田を總裁ときめるまでには、あるいは松平を、あるいは若槻を、總裁にもつてこようとする運動があつた。

ところで、近衛という男はよくよく腹ぐるい反動者流に利用され看板にされるようになっていたようだ。それだけ彼は今次世界大戦史上、最大の悲喜劇の主人公の一人になつたのであるが、彼の弱い

性格をもつてしても、さすがにこのときはキッパリことわつた。自由黨にとつては結果からみて、それはしあわせだつた。だが、このことあつて後自由黨は、まつしぐらに新政黨結成につき進んだかという、必ずしもそうではなかつた。

第一には、西尾末廣、水谷長三郎、平野力三氏らと會合して、新政黨問題を相談したことである。第二には、齋藤隆夫、一宮房次郎氏らを加えて、九月六日に交詢社で協議したことである。この二つは近衛かつぎ出しの一幕ほどにはコッケイではない。しかし鳩山一統が新政黨結成によほど自信がなかつたことを示すとともに、そのやり方がボスどうしのコンコンばなしに終始した點で、あいもかわらぬ舊政黨的なゆきかたを固執したことを如實にしめす好例である。

以上の寄りみちはあつたが、とにかく九月、十月二箇月餘にわたる十數回の準備會をへて、十一月九日には結黨大會をもつところまでこぎつけたのである。

(5) 結黨大會へ

結黨大會に付議決定すべき黨名、宣言、綱領、政策、黨則および役員の原案は、十月七日の準備懇談會以來、協議されたが、實質的な討議は、十月十三日に正式に決定された左記十五名の常任創立委

員の手で約一箇月にわたつてつくり上げられた。それが鳩山總裁——いや總裁候補の決裁をへて大會にかけられた。そしてそれらはほとんど修正なしに採擇された。大會前日の十一月八日、最終の結黨準備懇談會に出席したものは百五十名で、その大半は常任創立委員のほか中央、地方の舊政友會系の人々であつた。

常任創立委員というのは

鳩山一郎、菅田均、安藤正純、河野一郎、牧野良三、牛塚虎太郎、松野鶴平、紫安新九郎、星島二郎、植原悦次郎、北吟吉、矢野庄太郎、山本勝市、菊池寛、島中雄作

であつた。牛塚、山本、菊池、島中をのぞいてあとは全部、同交會すなわち鳩山一統であることは申すまでもない。四人の閣外者を常任創立委員に加えたのは、私黨的性格に對するカムフラージュと、經濟、文化の各政黨部門でこれらの人たちの智慧をかりるためであつた。ところで實際に役にたつた——というよりはむしろ幹部らはその進言をすなおにうけいれたといつた方がより適切であらう——のは、山本勝市氏の粗雑で獨斷的な自由主義經濟にかんする意見ぐらいたつたといわれる。

このようにして、自由黨は成つた。筆者は自由黨成立の準備過程をみるにあつて、鳩山私黨の反動的性格の面を餘りにも強調しすぎたようである。しかし、自由黨の私黨的性格が、進歩黨にくらべた場合、生新な感じを世間に與えたことも否定しがたい。すなわち、政策の面では自由主義、人の面

では和平論者としての舊政黨人の復活、という點が、一時はばかに強く浮き出て一部の世人に好ましい印象を與えた。そして一種の反射的な人氣をよび起したのである。この點二月政變の前後、片山内閣の失政に加えて、民主人民勢力の微力なことのおかげで、自由黨ないし民主自由黨が同じような反射的人氣を一部の國民のあいだで集めたことと同様である。

だが、これが自由黨の本質的なすがたでないことは、これから次第に明らかにしてゆくであろう。

第二章 本性をあらわした自由黨

——鳩山總裁の反共聲明を中心として——

(1) 買つてでた反共戰士

敗戦直後のこんとんとした世相と、政治的空白に近い國民の無感覺が支配していたごくみじかい期間、自由黨の反動的な生地よりは進歩的な紛飾の方がかえつて強く、人の眼をひいた。しかし勤勞大衆は、連合軍の上からの民主主義的改革を機として、下から次第にたちあがりはじめた。それは、長い彈壓の下で雌伏しつづけてきた日本共產黨がはじめて合法政黨として政治の舞臺に登場したことで、勞働組合運動をはじめ農民運動その他被壓迫民衆の進歩的運動がほうはいとして起つてきたことを意味する。ことに、一九四六年一月二十六日の野坂參三氏歸國歡迎國民大會を機として頂點にたつた民主人民戦線結成の氣運は、保守反動の陣營をふるえあがらせた。

このような人民の民主的な攻勢に、いちばん敏感に反應したのが自由黨であつた。進歩黨ととも、もちろんそれに無關心ではなかつた。しかし後者は一月四日の公職追放令による大打撃のため、黨外

のことはほとんどかえりみる餘裕がなかつた。二百七十四名の壓倒的第一黨であつた進歩黨は、二百六十名を失つて全黨總くすれ。黨内の再建にかかりきりの有様だつたからである。これにくらべると、自由黨の打撃ははるかに少なかつた。總選挙後はともかく(四十三名の舊代議士のうち卅名が追放された)選挙前に追放されたものは、幹部としては安藤、松野、牧野の三氏にすぎなかつた。

かくして、自由黨はこのような急進的な社會情勢が、政治に及ぼす影響に大きな不安を感じ、共産黨にたいして斷乎たる態度を表明する必要を痛感するにいたつたのである。すなわち、二月廿二日鳩山總裁は各新聞社の政黨記者をとくに黨本部にあつめて、別項のような強硬な反共聲明を發表するとともに、保守諸勢力の結集を唱道した。

自由黨の反共的方針にかんする聲明は、この黨の本質を洞察しているものにとつては、決して意外とするにたらなかつた。しかし、當時の一般世人にとつては、進歩黨ならばまだしも自由黨がこれを敢えてしたことについて、若干意外の感にうたれたようである。それも共産黨の攻勢が非常に具體的な姿をとつて現われていながつた際ではあり、自由黨のこの挑戦は突然の奇襲のような感じを與えた。というのは、當時共産黨がわからはとくに自由黨を名ざして攻撃を加えていながつたこと、またその後、半年ないし一年のうちに頻發したような労働攻勢はそのころはまだ散發的であり、政治的性格をおびてはいなかつたからである。

では自由黨はどうしてこのような聲明を發表したか？ すでにのべたように、國民の急進化をばむためであつた。同時に反共に名をかりて、保守反動陣營の分裂した諸勢力の結集のためイニシァチーヴをとるためであつた。換言すれば、進歩黨に御株をうばわれないうちに反共の旗じるしを鮮明にすることによつて、保守陣營の寵兒となるためであつた。また天皇制廢止をかかげる共産黨と眞つ向から對立することによつて、おくれた人民層を總選挙を通じて組織しようとしたのである。

(2) 嘲笑された鳩山聲明

いま一つ鳩山總裁をしてこの挑戦の決意をかためさせた理由は、共産黨が戦争犯罪人のテキ發に熱心で、それが脛にきずもつ鳩山の神經にいたく觸れたことである。

こういうと、たとえ自由黨が反動政黨だとしても、大政黨の首領ともあるうものが、こんな理由で衝動的に動くはずはなからうというひとがあるかも知れない。もちろん衝動的な理由だけで出されたのではないことはすでに述べたとおりである。だが、鳩山に決斷を下させたキッカケの一つとなつたのが、彼の時代おくれの古い政治的感覚であつたこともまた事實であつた。このことは、この聲明が發表された後に、黨内においてさえ總裁の輕舉にたいしてとかくの批評が行われたことをみれば、思

いなかばにすぎるものがある。

それは、このような重大聲明が黨大會はもちろん、黨の役員會にも正式にはかられず、總裁側近の少數幹部のあいだで決定されたことにたいする黨内の不満だといつてしまえばそれまでである。しかし實際はそれ以上だつた。この聲明が民主主義時代の常識からみて、はなはだ御粗末なものであつたばかりでなく、共産黨攻撃から逸脱して社會黨および廣汎な無産勤勞大衆にたいする敵意までを吐露したものだつたからである。とにかく近代的保守政黨の首領のことばとしてははなはだ似あわしからぬものであり、保守陣營の内部でもすくなくからず憫笑をかうにいたつた。當時、進歩黨再建に奔走していた犬養健氏のごときは「鳩山さんは思つたより古い頭だ」と語つたという。鳩山から相談をうけて自重を主張した黨の某幹部は後になつて、「この聲明は自由黨にとつてマイナスになるだろう」と嘆じたという。また當時の自由黨は、涉外關係の情報が弱かつたから、國際的な世論を考えずにかる非常識な聲明が出されたのだと説く消息通もあつた。

それはともかく、この聲明は、その當時の國內的情勢からするかぎり、目先的には自由黨を利したようであつたが、より長い目でみた場合、むしろ同黨にわざわいしたようである。しかし評價はそうだとしても、その後の自由黨の共産黨ないし共産主義にたいする態度は、あらゆる機會にくりかえされた。このことはしよせん自由黨の根本的な性格から必然的にほとぼり出たものである。鳩山反共

聲明は、結黨大會の彼のあいさつとともに、黨の性格闡明の第一聲にすぎない。この意味からいへば、技術や方法の稚拙なことは、それ自體問題とするに足らないかも知れない。

だが、同時に自由黨が結黨當時自由主義の名でひきつけた一部氣のきいた近代的經營者やインテリゲンチヤの好意と支持を、この聲明によつて失うにいたつたこともある程度事實であつた。ここに、後にいたつて犬養、橋橋、石黒（武重）氏らに「自由黨の左、社會黨の右」というスローガンのもとで民主黨を結成させたようなすきが生じた。のちにいたつて獨占資本の主流の支持から自由黨を離れさせることとなつた理由の一つもまたここにあつた。

(3) 聲明文と社共の反ばく

このような機縁となつた鳩山聲明の要旨と、共産黨および社會黨が即刻これにこたえて出した聲明書を紹介して、讀者の賢明な判断に資することとする。これについての説明はあえてはぶく。

◇ 自由黨の聲明

終戦以來まさに半歳・物資は缺乏し秩序は混亂し國民は辛うじて生命を繋ぎ來つた。今や事態は

ますます深刻化し、國をあげて頽廢の氣に掩わる。政府頻りに危局の打開をはかるといへども國民の心を把握するに足らず、昏迷騷亂、方に亡國の危機に瀕す。偶々連合軍總司令部の肅正の嵐に政界はその歸趨を失わんとす。今において政治に安定勢力を確立し、社會不安の禍根を斷つに非ずんば、いかで國體を護持し、新日本の再建を期し得ようか。わが自由黨は夙にここにかんがみ、天皇制を維持し軍閥官僚の乗ずる隙を與えざる大權事項に嚴肅なる改正を加え、且つ人權を尊重して自由正義の活動を各界に作興し、民風を鼓舞し、明朗なる新日本の建設を急務とする。その責任の重且つ大なる今日より甚しきはない。惟うにわが國の軍閥と官僚とは、議會政治の發達過程に於てファッショ的獨裁をもつて、議會制度と政黨とを破壊し、遂に國民を無謀の戰爭に驅りたて、敗戦の悲境を招來したのである。しかして現下の政狀を觀察するに極右ファッシズムの壊滅は直ちに極左の嬌激に顛落せんとする危険が、甚だ濃厚である。國家の前途寔に寒心に堪えない。吾人は正義と穩健との政治の信念を堅持し、保守主義民主政黨の擔うべき使命に認識を新たにし、いよいよ責任を感ずるとともに、共產主義に斷乎たる態度を表明しなければならぬ。國民諸君は民主戰線の名に隠れて共產主義の爪牙を磨く虎視耽々たる事實を忘れてはならぬ。共產黨はこの基本綱領を巧妙に偽装しているが、彼等の綱領が共產原理によることを公言しており、しかも國際共產主義の關係については全く言明を避けている。わが黨は、國民の九割を占める勤勞大衆の立場を無視する政治

があり得ざることを指摘し勤勞者の利益代表は、無產政黨の專賣なりとなす僻論には一笑を以て、酬ゆれば足りる。わが黨は夙に民族の危機を切り抜け、眞の民主主義社會建設のために、徹底せる高度の社會政策を用意し、その構想はたとえば、米國に成功せるニューディールのごときものまでに、發展すべきものと考へる。わが國家民族の當面せる危局は正に歴史的事であり、この重大危機を克服して初めて日本の近代デモクラシーを實現し得ると信する保守主義諸政黨の先覺よ、今ぞ國家を興し、民族を愛する熱情に燃え、小異を捨てて、大同に就き、搖ぎなき政界の安定勢力を確立すべき秋であると確信する。

◇ 共產黨の反駁聲明

(一) 今回自由黨が發表した聲明書は、反動的政府、大資本家、大地主ならびに一切の反動勢力が日本共產黨の活動と強化に對する恐怖と防衛との自己告白にほかならない。即ち共產黨が人民の切實な要求をとりあげ常にそれを具體的に解決してゆくので、人民大衆は日毎に政治的自覺を昂めて來た。隠匿物資の摘發、在外同胞の歸還促進、經營管理による生産増強、食糧の自主的供出など何れも全國民の大運動となつたのもそのためである。

(二) 聲明書は自ら保守を名乗り、自由黨が反動たることを自認した。また軍閥、官僚をしきりに

攻撃するように見せかけているが、自由黨の主なメンバーには官僚出が多く、思想警察官として人民を弾壓したもので含まれている。軍閥、官僚は天皇制の主要な支柱であり、天皇制を維持する彼等の主張は、共産黨が、皇室を政治制度から除外すべきことを要求するのにくらべて、結局、日本の民主主義化を阻害するのと、同意義である。

(三) 自由黨はそもそも今日まで、この民族的危機を救うために、何一つしなかつたではないか。赤化の暴戻を云々することが、ヒットラー、ムッソリーニ及び東條等の世界各国のファシストの常套手段であり、實は人民の民主主義的覺醒を赤化と誣うるデマゴギーである。もしも自由黨内閣が出現するならば、日本人は反動のために、一段と人民を生活苦に陥れるであろう。

(四) 日本共産黨こそは、眞に國を憂え、人民を愛しそのためにいかなる犠牲をもいとわず、明るく平和で豊かな日本を建設するために戦う人民の黨、愛國者の黨である。これはすべて共産主義の正しい根本方針から生れるもので黨はすでに最高綱領の内容を廣く新聞に発表した。これを偽裝するというのは、共産黨を人民から切り離そうという、あさはかな陰謀である。まして、數年來存在しない國際共産黨との關係をかれこれいふのは、無智もあわれむべきだ。

(五) 今回の聲明書は、ひとり共産黨のみならず、社會黨に對する侮辱を含んでいる。共産黨は勿論、社會黨その他一切の民主主義的勢力は急速に結集すべきである。その條件は十分に存在し、各

地の自由黨支部でも、民主戦線に参加するものが出つつあるのは、自由黨指導者がもはや中小業者に至るまでの、國民を繋ぎ留めることができなくなつた何よりの證據である。

◇ 社會黨の反駁聲明

戦後におけるわが國政治の課題は、民主主義政治の確立であるが、この課題を遂行するためには、重要産業の國營、勤勞者組織の確立など一連の社會主義政策の斷行を要すること勿論である。この見地に於て、戦後の安定勢力たり得るものは、わが黨なりと確信し、この矜持の下に、われわれは今日まで獨歩の運動を続け來つた。従つて自由黨が日本再建に名をかりて、資本主義政治を修復せんとする今回の聲明に對して、われわれはその隠された悪意にたいして斷乎反對するものである。これによつて日本政治の分野は、資本主義、社會主義、共產主義の陣營に分れ、わが黨の責務はいよいよ重大である。日本共産黨に對する從來の方針を堅持し、あくまで獨自の態度を以て進まんとするものである。

第三章 自由黨の極右超保守的性格 ——自由黨の階級的基礎——

(1) 性格を決定する階級的基礎

自由黨が本來もつ強烈な反動的性格を展開する機縁となつた、鳩山總裁の反共聲明を筆者はこれまで主としてその私黨的觀點から述べてきた。いま、われわれはこの黨の性格を決定する要素として、自由黨の階級的基礎を分析しなければならないときとなつた。なぜなら、政黨の性格、その實現過程である政策を決定するものは、基本的にはその黨が據つてた階級的地盤であるからである。この正しい分析がなければ、政黨の本質もわからないし、政策の意義もつかめないのである。自由黨が政權にあると野にあるをとわず、主張し、實行する反人民的な政策、保守新黨運動、その第一歩としての民主自由黨等々をのべる前に、筆者がこの問題を取りあげた理由はここにある。

近代的政黨は特定の階級を基礎として、その階級的利益をもつとも集中的に代表する政治的な行動團體である。いかにある政黨が舉國的な看板をかかげて、全國民を代表すると公言しても、嚴密には

國民のうちの特定の部分を代表するものであることは否定しえない。ことに保守政黨は、その代表する利益が、國民のうちの限られた少數階級の利益であるため、それだけ一そう舉國の名をかりて、その階級性をボヤかそうとする。けだし少數の利益を守るために、國民多數の支持をうけなければならぬからである。

自由黨もまたよく舉國一致のスローガンを利用する。しかしこの黨が國民的な政黨でないことはだれの眼にも一見あきらかである。では自由黨はどういう階級を基礎としているか？

結論からさきにいえば、自由黨の支持者は主として流通經濟のなかで腐敗した大ヤミ資本、都市の封建的色彩の濃い土建業や興業、料理業、遊興業やテキ屋資本、もつぱらヤミ經濟に寄生し、ヤミ利得に依存する中小商工業者、農村におけるブルジョア化のおくれた地主、富農層などである。労働者や貧農やインテリゲンチヤのあいだに支持者が非常に少ないことはいうまでもない。けれども親分子分の封建的搾取關係の下にながれた土建業その他の自由労働者や、地主小作の舊い關係から脱しきれない小・貧農や、都會地に近く、食糧品のヤミ賣買のためになかば商人化した富農や小農や、漁民のなかに、すくなからず味方をもつていこともまた否定することはできない。このようにいうと自由黨は巨大な獨占資本の政黨ではなく、ヤミ屋や中小商工業者や地主富農の黨であるかのような感じを讀者にあたえるかも知れない。それはとんでもないあやまりである。

(2) 獨占資本の土壤に咲いたヤミの花

自由黨は巨大獨占資本と深い關係をもつてゐる。根を獨占資本の土壤のなかに深くおろした、ヤミの花とでもいおうか。この黨がヤミ屋やギャング・中小商工業者や地主・富農の代表者であるかのような印象をつよく與えるのは、つぎにのべるような事情によるのである。

日本の獨占資本は戰爭に敗北してのち、國家權力および經濟のなかで、決定的な役割を一時うしなつた。とくに財閥解體の命令はその契機を強めるものであつた。東久新内閣から吉田内閣にいたる、終戦後の歴代政府による資本の救済、半封建的反動勢力の温存政策によつて、獨占資本はしだいに勢力をとりもどした。とくに片山内閣のとき、政治權力の中における獨占資本の覇權は絶對的な地位をしめるにいたつた。それとともに、獨占資本の經濟的な支配力もまた壓倒的に強化した。しかし、その力が一時は政治的にも、經濟的にもドヤしつけられて、必要(?)以上は無氣力となつた期間があつたことはたしかである。時期的にいえば、東久から幣原をへて、吉田内閣の末期にいたるまでの期間であつた。

この期間を特徴づける他の側面は、第一に獨占資本のかたわらに生れた中小商工業がさうとうに大きな經濟的な比重を占めたことである。そうしてそれらが主として自由黨の自由經濟政策にひきつけられて、これを支持したことである。第二に農村經濟の部面である。ここでは、農地改革によつて地主の力は相當な打撃をうけたが、一方地方のボスとしての中小地主や、ブルジョア化した富農が、政友會以來の傳統的な地盤として自由黨の陣營に來り參じた。(この層は戰時の官僚統制によつてたかいたためつけられていただけに、供出後の主食の自由處分やその他經濟統制のテツ魔を約束する自由黨の農業政策に魅力を感じた。ことに、ヤミ取引を黙認ないし獎勵するかのよ様な印象をふりまいた自由黨の態度は、一部——全農民からみればごく一部ではあるが、ヤミ商人化した富農、中農の支持をうるのに大いに力があつた)。

このことはしばらくおいて、ふたたび獨占資本と政黨との關係にもどらう。一時的ではあつたが、明白に存在した前記の支配階級の沈滞期には、獨占資本といえどもその政治的な發言は當然にぶらざるをえなかつた。このころを、政友、民政など舊政黨華やかなりし時代にくるべると、獨占資本は物質的、精神的にいかにか大きな傷手を負うたかが、眼にみえるようだ。戰時および準戰時の全期間、軍閥、官僚およびエセヒ政黨などと直接間接にむすんで、その階級的な利益を強力に實現した當時にくらべても、同じことがいえる。

三井の政友會、三菱の憲政會ということばは、嚴密な意味では正しくなかつたかも知れない。しか

しこのことばがさかんに使われたころは、財閥獨占資本の力は巨大であつた。すなわち獨占資本は階級として、これら二大政黨を驅使しうるに十分なほどつよかつた。そうしてこの二大政黨を代理人として、國家權力をにぎり、これを背景としてしたまうけたのである。しかるに敗戦後の一時期はこれとまるで事情がちがつていた。

一口にいえば、獨占資本は、その階級的利益を強力に主張するだけの集中的に結集された力を、精神的にも、物質的にも失つていたのである。この時期を保守政黨側からみれば、正確な意味では獨占資本の階級的利益を十分に代表してはなかつた。したがつて彼らは獨占資本の階級としての支持をうけてはなかつたといふことができる。このことは個々の資本家の支持をうけていたといふことはまったく別問題である。この點を混同してはならない。すなわち、階級としての獨占資本と政黨とのむすびつきこそ、舊政黨時代はもちろん、戦時とくらべても、はるかに微弱ではあつた。がしかし個々の資本家と政黨ないし政黨人との關係はけつして淺くはなかつたのである。政黨ボスと個々の資本家の金權をはさんでのむすびつきは、資本家が階級全體として、各保守政黨を丸ガカエとして養うことができなかっただけに、それだけむしろ深刻なものがあつたわけだ。このことはいきおい、保守政黨にとつてはその主人を各個に、また黨としてみつめることに眞剣とならざるをえなくした。

(3) 自由黨と進歩、民主兩黨

この點で自由黨と進歩黨とではやや條件を異にした。進歩黨は戦時中、翼政會、日政會などを通じて、その關係を維持してきた中小財閥(解體をまぬがれたところの主として地方の財閥)、ブルジョア化した農村の地主、富農や、戦争中官僚と結んでいたが、かろうじて追放からまぬがれた大企業の一線經營者たちの支持をひきつすきうる好條件にめぐまれていた。黨の政治資金も、この方面から調達することができた。長い戦争中にできあがつた「くされ縁」が、まだ残つていたからだ。

このような條件は自由黨においては、進歩黨にくらべてはるかに少かつた。そこでいきおい敗戦後のドサクサでもうけた、いろいろな階層に屬する新興階級にわたりをつけざるをえなかつた。黨の政治資金なども主として、こうした新興階級に求めなければならなかつた。まじめな企業利得だけに頼つてはいることができず、ヤミ利得や不正利得に近づくという危険をおかさねばならなかつたのである。このことが、後に自由黨から多くの不正取引、隠トク物資事件の關係者を出す原因になつた。それはともかく、自由黨はこのような事情から進歩黨にくらべて、ヤミや投機やその他の冒險行爲から生れた新興階級、新興階級により密接にむすびついた。しかし、それだからといつて、自由黨が獨占資本

と無關係でないことは、進歩黨が新興階級と無關係でないことと同様である。ただ、獨占資本との關係を問題にする場合は、それが階級として政治的にも經濟的にもたちなおつていなかつた時期においては、階級としての獨占資本と自由黨や民主黨との各關係が、今日の民主黨と獨占資本との關係ほど密接でなかつたというだけである。

要するに、すくなくともこの期間における、保守政黨の階級的基礎は、質的のちがいでなく、數の上のちがいでいふことができる。すなわち、大資本の多數は進歩黨の地盤となつていたが、自由黨を支持する大資本もそれより少數ではあつたが、やはりたしかにあつたのである。中小工業と都市や農村における新興階級の場合は、この關係がまつたく逆になる。このことはまた次ぎのよういふことができる。

自由黨の階級的地盤は、主として不安定な投機利潤、ヤミ利潤、冒險者利得を追及するところの獨占資本からテキ屋にいたる資本家であり、中小商工業者であり、地主であり富農である。これにたいして進歩黨のそれは、より安定した企業利潤に重點をおく資本家であり、地主であり、富農である。その理由が兩黨の政策のちがいと、戦前および戦時中の傳統や環境の相違にあることはすでにのべたとおりである。

以上のことはその後、獨占資本が一時的な萎縮状態からしだいにたち直つて、自己の階級としての

支配をふたたび確立するようになった昨年上半期の末ごろから今日にいたるまでの、保守政黨の階級的基礎の推移を説明するカギである。

(4) 自由黨の後進性

獨占資本たち直りの轉回點となつたのは、一九四七年五月の片山連立内閣の成立であつた。この内閣は獨占資本の利潤を確保するための體制をつくり出すことを使命として生まれた。そのために、労働者の賃金をそのクビ切りとともに實質的にきり下げること、税金負擔を中小商工業者や農漁業や労働者にかけること、中小企業も獨占資本に必要ないかぎり整理してしまふことを至上命令としてつけとつた。それまでの代々の内閣の資本救済と反動勢力の温存政策によつて、ようやく氣力を恢復した獨占資本は、自己の政治的、經濟的支配を確立するためには、いままでのような不安定なヤミや投機にばかりたよつてはおられなくなつた。そこでより安定した獨占企業利潤の保障が強化されねばならない。このことは他方、外資受入態勢を整備するためにかくべからざる條件である。

かくして、共產黨はじめ産別會議が正當に指摘したように、獨占資本は産業の「焦土戦術」をその中心政策として採用するにいたつた。この「焦土戦術」はもはや單に流通過程のなかだけの大衆收奪

ではない。生産過程の内部にまでおよぶ収奪である。したがって、それは労働者階級や農漁民ばかりでなく、自分に必要のない中小工業者はもちろん、いままで流通過程の投機やヤミ行爲で大資本の利潤のおこぼれにあずかつていた中小のヤミ資本、ヤミ商人化した農漁民、封建的な隷屬關係の中にある労働者をも、おしなべてその被収奪者としてまきこむ。

獨占資本のこの政策の直接擔當者は、いうまでもなく民主黨であり、協力者は社會黨であつた。この關係は片山内閣にはじまつて、芦田内閣において名實ともに確立された。だが、自由黨はどうなつたか？ その詳述は後章にゆずるとして、ここでは次ぎのことだけを指摘するにとどめよう。

第一に、獨占資本の焦土戰術の採用とその政策の進行にともなつて、自由黨がこれまでおもな地盤としていた階級が前述したように没落しようとしていること、第二に、都市および農村における階級の分化が進んで、それが自由黨の地盤にもつともはげしく作用したこと、第三に隠退藏物資の減少とテキ發のため、自由黨の財源がようやく枯渇にひんしたること等々である。

このような情勢のなかで自由黨は何をしたか？ この點についても後に詳述するが、とにかく當初は、片山内閣の政策にある程度抵抗して野黨となつた。換言すれば獨占資本の政策の中心コースからは、はずれていたのである。もちろん、根本的に反對したのではない。ただ、獨占資本の正統派的な政策に調子を合わせる點で、民主黨にくらべてはるかに立ちおくれただけである。ここにもまた、自

由黨特有の一本調子の反動性がつよく現われている。

(5) 議員の階級的構成

自由黨の階級的基礎を示す指標の一つとして、その所屬黨員の階級的構成を述べよう。

およそ政黨の黨員は議員ばかりではない。しかしわが國における保守政黨の黨員は、黨規約が一應あるにもかかわらず、黨費をおさめたり、黨組織において常時黨活動をしている黨員というものは議員をのぞいてほとんどはつきりしているものがない。その理由は主として保守政黨がすべて議會政黨であることによる。従つて選挙にさいして、その黨を支持する選挙民と黨所屬の候補者とがあるだけで、それ以外に黨員というものは存在していないといつて過言でない。だから、保守政黨の構成員によつてその階級的性格をみようとする場合は、議員ないし、議員候補者の階級構成をみるほかはないし、またそれで十分であろう。(もちろんこれに加えて黨の協力者、別働隊としての院外組織をみる必要はある)。

そこで、本節においては、一九四六年の四月選挙と四七年の總選挙で當選した自由黨の衆議院議員の階級構成を、その職業別について分類、鳥瞰する。その際この黨の性格をより明確に説明するた

め、とくに第二回の総選挙では民主黨のそれと比較して示すこととする。

まず、一九四六年四月に行われた終戦後初の衆議院議員総選挙では、自由黨は四百八十五名を立候補させて、一千三百五十萬五千七百四十六の得票と百四十五名の議席を獲得した。職業別分類は次ぎのとおりである。

〔第一表〕

一、商工業關係（銀行會社の重役、個人企業家、商店主、商工會議所役員、商工業關係の同業組合理事者）	五九
二、原始産業關係（農業、水産、畜産、林産を営むものおよびこれらの統制團體あるいは生産配給機關の役員）	五二
三、自由業（辯護士、教育家、醫師、宗教家、新聞記者—ただし新聞社長は一の項に入る—著述家、舊政黨人—職業政治家）	四四
四、高級官吏出身および翼賛會、翼壯團、産報、商報、勞報などの下級役員たりしもの	一七
五、土建業	六

つぎに、一九四七年四月廿五日の衆議院議員總選挙では、自由黨は三百廿四名を立候補させて、總得票七百二十八萬一千餘、議席百三十五をえた。この當選者職業別を第一表の分類にしたがつて、民主黨の當選者百廿四と對照して示せば、左のとおりである。

〔第二表〕

一、商工業關係	自由黨 五三	民主黨 七〇
二、原始産業關係	自由黨 三三	民主黨 二二
三、自由業關係	自由黨 四五	民主黨 三六
四、高級官吏および翼賛、翼壯出身	自由黨 二二	民主黨 一七
五、土建業	自由黨 六	民主黨 四

〔註〕 第一表、第二表ともに、合計が當選者の實數より多いのは、同一の議員で、二ないし數部門の職業にわたつてゐるものがあり、それをそのまま重複して分類計上したためである。

以上の二つの表を通じて、つぎのような斷定が一應くだされよう。

第一に、自由黨も民主黨も、議員を通じてみた各階級的基礎は商工業部門に多く依存していること、とくに兩黨を通じて、第一回選挙當時に比して、第二回總選挙では原始産業關係がめだつて減少していること——その理由は追放關係もあるが、農村におけるこの黨支持層が、一ケ年間に急速に分化し、くすれつつあることがもつとも大きな原因である。

第二に原始産業關係のものでも、純粹な地主は比較的少なく、大部が多かれ少かれブルジョア化しつつあること、とくに水産および畜産關係においては近代的經營をとつてゐるものが多くふくまれて

するところ。

第三に官僚およびそれと類似の職業に従事したのも、いまでは主として商工業関係の重役や、私的商工業経営に従事しているものがかたより多いこと。したがってこの部門でも徐々にブルジョア化が進んでいること。

以上が、自、民兩黨にほぼ共通した傾向である。このことは議員の職業別からみても、自、民兩黨がともに多かれ少かれ第一に資本家階級をその地盤としているということを示すものではないであろうか。

だが、一方においてこの職業別調べの第二表は自、民兩黨のあいだに多少の相違を語っている。すなわち、自由黨にあつては商工業関係者が五十三名で第一位、第二位は自由業の四十五名であるが、第三位の農漁村関係のボスは三十三名で、民主黨の廿二名に比べて絶対数においても、議員總數にたいする割合においても、いずれも高い。それよりもつと重要なことは、第四位の高級官僚およびこれに準ずるもの廿二名を原始産業関係者と合算する場合、自由黨ではその合計が五十五名となつて、第一位の商工業関係者および第二位の自由業のどれよりも多い。しかるに民主黨では、その合計數三十九名は商工業関係の七十名に比べてはるかに少ないばかりでなく、自由業の三十六名とほぼ似たりよつたりである。

このことは何をものがたるか？

同じく保守政黨であり、ブルジョアおよびブルジョア化した地主や官僚の合體した政治勢力であるとはいへ、自由黨の方が民主黨にくらべて一層多く封建的性格をもつてゐることをものごたるのである。同時に自由黨の政策に、前資本主義的色彩を、より強く帯びさせる理由となつてゐるのである。

(6) 黨の資金網

政治運動にはばく大な資金が要る。ことに保守政黨が使う政治資金は大きい。總選舉ともなればこのインフレ時代には億でかぞえる選舉資金が自由黨や民主黨では用意される。選舉以外でも、ある政策を實行したり、阻止したりするための運動費やら、議員のひきぬぎ、足どめの費用やらが要る。そうでなくても保守政黨の動きには、むかしながらの待合、料亭の酒食——ときには女色まで——がついてまわるので、當節ヤミ時代では、これだけでもばく大につく。

むかし、政・民の二大政黨對立時代には、三井・三菱などの巨大財閥といううしろ立てがあつて、それぞれ大口の政黨献金が主としてこれら財閥からでた。だから政黨幹部が金の問題で頭を悩ますこ

とも比較的すくなかつた。しかし今日は舊財閥という巨大な資金ルートは、政黨にたいして大きくは問かれていない。そこで各黨幹部は金ヅルを求めてあらゆる方法を講ずるが、けつきよくその政黨の階級的地盤に依存せざるをえない。そのさい、自由黨も民主黨もまず第一に新興財閥やいわゆる新階級をその最も主な金主とせざるをえない。このことは一九四八年一月廿三日の連合軍總司令部民政局長の聲明が指摘するとおりだ。すなわち、

「政黨の健全な發達をさまたげた軍閥や財閥の舊勢力は一掃されたが、これに代つて今日ではいわゆる新階級や新興財閥が政黨その他の團體にたいしてある種の壓力を加えている事實がある」とまえておきして、政黨と新階級や新興財閥とのいわゆる「ギブ・アンド・テイク」の醜關係を論難している。

政黨にたいする献金が、何ら求むるところのない淨財であるならば、もちろん問題ではない。政黨は黨員の黨費と黨員ないし黨外支持者の寄附からなりたつものだからである。しかしながら、献金すなわち黨外からの大口の寄附にはきまつてある特定の反對給付が附せられていることは今日政界の常識である。ことに新興財閥、新階級からの献金は一層反對給付にたいする衝動が痛烈である。そればかりでなく、ヤミ取引や隠退藏物資の不當處分に密接に關連していることが多いだけに、一段と犯罪の匂いが強いのである。自由黨の支持者は前章でのべたように、この階級にもつとも多いので、し

たがつて自由黨の金ヅルもまた他黨にくらべてこの方面に多く存在していることは申すまでもない。このことは軍服事件やキャラコ事件などを通じて世間に廣く知れわたつている。そのために自由黨といへば、ヤミ屋の政黨という、かんばしくない世評も生じたのである。

自由黨と「不當財産取引」との關係は後にのべることとして、一應淨財(?)とみなされる金ヅルをまずたどつて行つてみよう。

自由黨はなんといつても大世帯である。だから、黨の臺所を賄う金ヅルは幾本もなければとうていやつてゆけない。事實別掲の公表された黨資金献金の表だけでもルートは多い。しかし鳩山總裁去つてあとの黨としての臺所をひきうけてきたのは大野伴睦氏である。吉田總裁は金の點では殿様である。冷淡というよりはむしろ才覺がない。わずかに娘の嫁ぎ先である北九州の炭鑛資本家麻生太賀吉ぐらいが、恒常的な出資者である。昨年の黨本部會館の建築資金六百五十萬圓の大部分は大野が調達したといわれる。大野の金主はだれといつて、とくにまとまつた先はないが、中央・地方の新興資本、新階級——そのなかにはすいぶんいかがわしいものもあるようだ、だから例の隠退藏物資委員會でにらまれた——をこまめにかせいでいる。彼はこうしてかき集めた金はほとんど私せず、黨としての費用や子分の小使い錢としてよく散るので、黨内には何といつても評判がいい。一かどの親分たるゆえんである。

自由黨結黨當時の黨財政は鳩山、大久保、三木、武吉、星島氏らが大口に調達した。鳩山の金ヅルは娘の婚家である日本ゴムの石橋正次郎、星島のそれは倉敷紡織が大どころであることは周知のとおりである。前日魯漁業社長平塚常次郎氏は河野一郎氏が同社の副社長であつた關係で、終戦後自由黨に入黨したが、その入黨の前後、ことに第一回總選舉の資金は相當に出したといわれる。これが、新參黨員であり、しかも政治的な識見や手腕で大したことはない平塚氏が、吉田内閣で運輸大臣の要職に就いたことのほんとうの理由だともいわれる。

いわゆる新階級、新興資本の献金については尾津喜之助が一千萬圓自由黨に出したとか、一時ジャーナリズムをにぎあわしたこともある。しかし實はそんなに氣前よく出す親分ではなかつたようだ。しかしこの方面からの献金は集計すればやはり相當な額に上つたであろうことは、前記の民政局代表のことばかりも十分推測することができよう。土建、テキ屋の大口と自由黨との關係は、前にも述べたが、主として大野、大久保、三木氏などが直接その衝にあたつた。彼らとのあいだは鳩山が東京市會に據つて、これらの大小の親分たちを使つて勢力を張つた大正末期以來の因縁である。すなわち日本のタマニー・ホールといわれた時代の東京市會當時のくされ縁が尾をひいているわけである。だが、何といつても、もつとも大口な献金は第一回總選舉費用の大半をまかなつたといわれる戦犯兒玉譽士夫から辻嘉六の手を通じて、自由黨内にはばまかれた金であろう。献金表にあらわれた辻嘉

六名儀の金額は大したものではない。しかしこれは黨資金として献じられたもので、自由黨所屬の候補者に個々に辻から渡されたものは全然ここには出ていないことはいうまでもない。この點では例の軍服事件で仲會根被、告から辻に献じた不正利得のカスリ二百五十萬圓と同じ方法で、バラマかれておるようだ。しかしその總額はもちろん、後者とは比較にならない巨額であり、したがつてその巨恵に浴した自由黨員の數もまたはるかに多いのである。もちろん、この「兒玉資金」は、兒玉が大陸で「合法的」にもうけた金であるし、何らの條件をつけない淨財だといふので、軍服事件の場合とはちがつて司直や不當財産取引調査委員會でも追及できないわけであろう。

さてまた前にもどつて、鳩山、平塚氏らの追放後のことである。鳩山の背後からの黨指導は追放後もやはりつづいてはいるようだが、黨資金の面ではさすがに以前にくらべてはそくならざるをえなかつた。しかし、吉田内閣時代の自由黨はわが黨内閣のおかげで工面は決して悪くなかつた。ことに第一回總選舉で落選した石橋湛山氏を藏相にむかえたのは彼の財政金融上の抱負と手腕にもよるが、第一に黨人としてこの部門で官僚に對抗してこれを抑えるにあつた。第二に黨のためこの地位を利用して金をつくるだけの心臓と腕をもつてゐるものは石橋以上になかつたからである。

事實、彼は藏相となつてすぐには、彼の傲岸な性格は大藏官僚どもの抵抗ないしサボタージュをよんだが、一方彼のインフレ迷論は産業資本家の好感をかつた。とくに土建資本への支拂の氣前のよさ

——もちろん國費であるから、黨や自分のらは決して痛まない——のおかげで、この方面から彼および自由黨への献金は大きかつた。その後さすがの彼のインフレ促進論も金融資本の要請にはかならず、金融引締め政策に轉換せざるをえなかつた。しかし一方生來の彼のおしと心臓とはついに官僚どもを一應は壓服することに成功した。しかし好事魔多しのたとえにもれず、労働組合勢力からの石橋財政攻撃は日に日につよくなつた。そのため社會黨も石橋藏相の退陣をせまらざるをえなくなつた。吉田首相が、労働攻勢の壓力にたえかねて數回にわたつて行つた社會黨引入れの連立工作に延命工作も、石橋退陣を固持してゆずらないこの社會黨の態度と衝突してことごとく失敗におわつた。自由黨が、社會黨の石橋攻撃にもかかわらず、あくまで彼を庇護しとおしたのは、吉田の強情さと自由黨の強引な反労働者の態度によるとはいえ、黨の臺所主任としての石橋を藏相の地位から退けることが、とりもなおさず自黨の財政的自殺を意味するからであつた。

石橋のシンパはこれといつて特別にとりたてるものはない。一般的に藏相の地位を利用しての、土建業者や證券業者、一部の産業資本であるが、それでもとくに關係の深いのは土建業の間組、證券業の小池厚之助氏などである。石橋の手で作られた金で一ばん大きいのは、自由黨の第二回總選舉費である。彼はこの選舉の對策委員長であり、資金調達の主任でもあつた。この選舉のころ、軍服事件關係の不正利得が辻嘉六をへて合計二百五十萬圓ばらまかれたわけだが、この程度の金は石橋が調達し

た選舉資金にくらべればはるかに小さい、石橋が心配した金は、辻の金ほどに、罪深い金ではなかつたであろう。それにしても藏相という地位にものをいわせて集めたものだから、かならずしも淨財として誇ることができるとはかぎるまい。

このほか、自由黨の大口献金者として、一應指を折るべきは、黨外者としては鐵道工業の飯田精太、第一生命の矢野一郎、山一證券の小池厚之助、黨員としては星島二郎、石橋湛山、石井光次郎、板谷順助氏らである。最近吉田總裁も、黨資金の調達にやや積極的となつた。參議院の寺尾豊、松島喜作氏などを督勵して、金策に奔走させているといわれたのはその一例だ。

(7) 自由黨献金調書

昨年十二月の調査として、雑誌「政界ジープ」がかかげた「自由黨献金調書」なるものをかりて、ここに一斑を紹介する。この調書がどこまで信頼しうるかは讀者のご想像にまかせるが、黨自身によつて作成されたものであることだけは斷言しておく。自由黨および自由黨を中心として動いているいわゆる政治資金の總額はこれ以上にはるかに多くとも少いことは決してないこと、この表に名前の出ている献金者は自腹をきつたのではなく、それより先の献金者があること、一番最初の献金のうち一

部は私腹を肥やし、一部は各々その子分にばらまかれ、そうして最後に残つたものが黨財政に献せられるであらうことは、多くの場合に於てはまることである。また一番もとの献金者は誰であるかを正確には知るすべもないのである。しかし、いまそれを調べることは、むしろナンセンスに近い。それはほとんど例外なく、献金者がひたいに汗して得たものではなく、何らかの意味で不當所得といふべきものである。しよせんそれは國民から出た金といふことができる。

敢えてそれを淨財とよぶものはよべ。ではその金の入手経路と方法・使途を明確にしたいものだ。たとえ政黨法なしし政黨腐敗防止法ができて、こののぞみをかなえることはとうていむづかしいであらう。

せめて「政黨献金調書」によつて、そののぞみのある程度慰めようではないか。(一萬圓以下は除く)

氏名	年月日
飯田精太郎	一九四六・三・一四
星島二郎	三・二一
飯田精太郎	三・二九
吉田茂	四・二
石井光次郎	四・四
植原悦二郎	四・九
大野伴睦	四・一二

十萬圓	大久保留次郎	四・一二
五十萬圓	松岡松平	四・一二
三十萬圓	石橋湛山	四・一四
四十萬圓	飯田精太郎	四・一九
三十萬圓	同	四・二三
十萬圓	夏堀源三郎	四・二五
十萬圓	平岡良藏	四・二五
十五萬圓	有田二郎	五・一〇
十萬圓	桑原正睦	六・二八
三十萬圓	大野木秀次郎	七・二八
三十萬圓	山口喜久一郎	八・五
二十萬圓	村上勇	八・一五
十五萬圓	大野伴睦	一〇・一八
十萬圓	星島二郎	一一・七
十萬圓	木下盛雄	一一・九
五萬圓	畔上輝	一一・二六
十萬圓	吉田茂	一一・二九
二十萬圓	木村鐵雄	一一・二九
五萬圓	石橋湛山	一九四七・一・二九
二萬圓	石井光次郎	一・二四

でに現われている。すなわち後半の献金不振をみよ。吉田總裁もそうそうは冷淡にかまえてはおれず、参議院の自由黨議員・板谷順助、松島喜作、寺尾豊らを動かして金策に當らしたことは前にもちよつとふれたとおりである。吉田は隠退藏物資問題が衆議院の特別委員会で問題となり、世評が自由黨に非となつてきたのにかんがみ、冒險的な金づくりについて、大野たちにせつかく自重を要望したこともある。それかあらぬか、昨年の秋から本年の新春にかけて、自由黨の黨財政はもつとも苦しかつた。そのころの苦しさは以前黨本部があつた丸の内常盤家（料亭）の年末の支拂十數萬圓すらなかなか支拂いが困難だつたといわれたくらいだつた。

世間では片山内閣の炭鑛國家管理案に自由黨が反對して、炭鑛業者から相當にかせいだという。なるほど個々の所屬議員のうちには、よろしくやつてふところをふくらましたものもあつたが、黨全體としてみるときは、自由黨の稼ぎ高は案外に少なかつたようだ。むしろ民主黨の幣原派や國管反對議員の方がまとめて稼いでいる。それどころか、大炭鑛資本のために原案を修正・骨抜きにすることに功勞（？）の多かつた民主黨芦田派がいちばん大口の献金を手に入れたというのが真相のようだ。この點政權の中樞にあるものとなないものとはえらいちがひがあるというものである。

一九四八年二月十四日、ワシントン發A・P（ハリス特派員）電によれば、アメリカの有力雑誌ワ

ールド・リポートは「終戦直後、日本政府部内の軍閥および官憲は財閥、ヤミ商人らと結托して軍放出物資の不當處分を行つていたし、政府、財閥、官憲にくわえるに保守政黨もまたこれと結托している」ことを指摘し、大要つぎのとおり述べている（二月十五日、共同通信）。

「原料資料の不足が日本の生産を阻害している反面、産業トラストはぼう大な退藏物資を隠トクしている。これらの退藏物資は産業トラストが終戦當時、軍當局と結托して軍放出物資の中から不當入手したものであつて、その後めたぬようにヤミ市場へ流し巨額の利得をむさぼつているものだ。かかる行動は日本の復興を失敗させ米國の占領費を増大させ、占領を妨害する陰謀といつてよい。いままでのところ占領軍當局はこの不法行為にたいして干渉しなかつたが、いよいよ従來の政策を變更するものと解される。日本問題關係のワシントン當局者は、すでに日本側に連合國の賠償政策を挫折させる地下運動があることを以前から探知していた。

終戦時日本軍が保有していた軍需品は平時經濟にして四ヶ年の供給をみたすに十分なほどであつたが、これがいつのまにかすがたをくらまし、合法的に賣却されたものはごく少部分にすぎないといわれる。日本政府は一九四五年降伏決定とともに軍保有資材を公共の利益のために賣却するよう命令したが、軍の首脳部は手ずから資材を事業會社へ流し、その際金品または會社重役の地位をえたものである。この不當處分の最大の分け前を獲得したのは、同族獨占資本である財閥關係諸會社

で、大部分はすでに處分されてしまった。目下日本警察の手で回收されつつあるのはそれ以外の在荷のみである。

一方日本の極端な保守分子は不當處分によりあげた収益の一部をみずからの政黨へ政治献金として投じた證據があり、この問題には單なる利潤以外に政治的なふくみも加わつているとみてよい。一部ではこの事件は財閥の經濟力を保持し、占領期間をきりぬけさせたい日本を支配させようとする組織的陰謀の一つのあらわれだとみている(以下略)

同誌は「保守政黨」や「日本の極端な保守分子」が「政治献金として投じたみずからの政黨」がどの政黨であるかについて、具體的に明記してはいない。しかし、いわゆる軍服事件やキャラコ事件など、他黨にくらべてもつとも多くの關係者を黨員のなかから出した自由黨が、いちばん疑われてもしかたがないではないか。

そこで、ワールド・リポート誌も指摘するように、終戦後無数におこつた隠トク物件のうち、たまたまチキ發された軍服事件やキャラコ事件と自由黨との關係——正確に言えば個々の自由黨員との關係——についてのべなければならぬ。しかし、その真相は公判や不當財産取引調査委員會の結果をまたなければ斷定できないし、事件の概要は日々の新聞で讀者にもおわかりだろうから、ここでは詳細をはぶくと思う。

(8) 「地下運動」と親分子分制度

前掲のワールド・リポート誌が指摘した「地下運動」、その根源ともいへば親分子分制度およびこの社會と自由黨との關係が本節のテーマである。

(A) 「地下政府」と保守政黨

一九四七年十一月十九日、ロイター電は、突如、日本における秘密地下政府の報道を發表して、内外に大きなセンセーションをまきおこした。その全文はつぎのとおりである。

「總司令部では最近日本國內に廣汎な地下運動が行われ、この地下政府というべき存在のために、占領政策による日本改革が脅威をうけているとの情報をえているが、十八日この情報につきロイター記者が日本政府當事者にたしかめたところ、日本側でもこれを肯定するにいたつた。片山首相の某側近者のごときも日本の有力者は講和條約がすんでも、占領軍は撤退しない方がよいといつていと語つた。一般のみるところでは、かかる地下組織は戦争による混亂から自然發生したもので、經濟安定が回復しないかぎり、根絶できないというにある。なお日本の一當局者はこの地下秘密政

府は元陸海軍將校によつて組織されたもので、彼らは敗戦の現實を承認せず、日本政府の施策を妨害しているものと語つた。」(十二月廿二日付時事新報)

こえて、廿二日の讀賣新聞はI・N・S通信の東京特派員エドワード・ハンドルマン氏のこの問題に關する記事をのせている。

「連合軍司令部は十日、日本の民主化のあらゆる努力をくつがえす陰謀をもつた「秘密政府」について發表した。

この秘密政府は巧妙に秘密が保たれているため、發覺がおくれたものである。しかし本年九月十二日以来、總司令部機關は日本を支配する秘密の人物が存在することを知り、これをつきとめる事に全力をそそぎ、講和條約が調印されるまでには、これらの人物および組織を根絶しようと努力してきた。この支配は國民の生活のあらゆる分野にゆきわたつてゐる。靴みがきから大臣にいたるまで參加しているかとおもえば、農夫、政治家、漁夫、ギャング、藝者、請負師、判事、殺人犯なども關係しており、「秘密政府」には死ぬまで主従の關係をむすぶ血のちかひをする。この組織のうちには東京だけでも四萬五千人に上る露天商人や靴みがき、街の女、ばくち打ち、土木人夫、漁夫、農夫などが關係している。「秘密政府」はこれらの下層の人々からしほりとつた金を種々の政黨やボス政治家どもにつぎこみ、またボスどものために腕力の強い男たちを、必要とあれば暗殺者さ

えも提供する。そのかわりにボス政治家どもは刑罰をうけないように保護し、行動の自由や、公式の便宜などを與える。

總司令部の關係當局はこの組織をあらゆる方面から調査した。被追放者らは、その身がわりを通じて相變らずその巨大なる政治力をふるつており、恐カツ的な土木請負業者たちは、ヤミ價格を請求して日本經濟を破滅させつつある。しかるに日本政府當局は彼らにたいして何らの措置をとることなく、傍觀している。一年前、總司令部の調査官は二萬人の日本労働者が、北海道の炭礦の監獄部屋へ送られようとしてゐるのを發見した。これらの實例は「秘密政府」の支配權を行使している實例である。「秘密政府」は日本の家族制度の延長で、親分子分の關係に縦につらぬかれ、日本社會機構の最上部に近いところから、下部にまで達している。

總司令部調査局は調査の結果、日本の反民主勢力は、昔からあるこの制度を利用して、舊日本の維持と變革防止をはかつてゐることを知つた」

また、同月廿七日のニッポン・タイムス紙は、同じハンドルマン氏の報道をつぎのようにかかげてゐる(傍點は筆者)。

「總司令部の調査部員は黒幕の後にかくれた秘密、ワイロ、脅迫、血盟などの手段による支配制度が、日本文化に深く根をはつてゐるため、定まつた組織がなくとも支配力を發揮することができる

ことを発見した。支配者は數世紀にわたつて、食わんがために苦難の生活を続けねばならなかつた人民にまず經濟的保證を與えている。そのかわり、人民たちは、かげで糸を操る支配者にいやしむべき忠誠をちかう。

總司令部の各局はいずれもこの事實にぶつかつてゐる。本年九月十二日總司令部の十機關の代表が、一堂に集つて資料をつきあわせてみたところ、總司令部のどの局の所管分野にも親分子分制度があることがわかつた。その會合の席上、總司令部の關係官はそれぞれの分野での親分子分活動をつぎのように説明した。

〔工業課〕 ポスの活動は重要工業資材をヤミに横流しして生産、配給を妨げている。ポス制度はヤミ市場から多額の金をまきあげて存在している。親分はまた九州の炭鑛に子分を送りこんで炭鑛夫をおどかしている。さらに親分は土建會社をおどかして進駐軍關係の仕事を請負い、仲間から高いヤミ資材をしいれている。

〔反トラストカルテル課〕 親分は建築界および露天界に獨占的支配力をふるつてゐる。東京だけで四萬五千もの露天があるが、いずれも親分に法外な權利金、屋臺料のほか正規の都税まで支拂わされている。大部分の大道露天商はその道路が都のものであるにかかわらず、ポスに使用料を拂わねばならぬ。反トラスト・カルテル課では、この方面の親分と一部の政黨との間に關係があつて、

上の方の親分は政界にうつて出ることが多いとの情報をえている。

〔金融課〕 親分は政府のために税金を集めてゐる。このために親分は大つびらに二パーセントのかすりとつてゐる。しかし實際には政府に支拂うよりはすつと多く税金をとりたててゐるのが實情だ。

〔勞政局〕 國會や各省で政界の親分が隱然たる政治的勢力を及ぼしてゐる。また地方政府にたいしても同様な支配力を及ぼしてゐる。

〔勞働課〕 昨年北海道の炭鑛に二萬人の奴隷的鑛夫が日夜、監視のもとに働いてゐるのを発見した。そして米國側の忠告をうけてこのギャング團はようやく追放できた。この奴隷的制度のほかに親分はヤミ米をにぎつて、これを經濟的武器に利用して新しい子分をつくり、鑛夫を勞働組合に参加せしめないように強要してゐる。

〔第八軍物資購入部〕 土建業者の購入物資の價格をよくしらべなかつたために、日本政府の終戦處理費は非常に増高した。これはギャング土建業者それに土建業の親分と協調することによつて、經濟的援助と子分たちの投票を約束させてゐる政治ポスとの間に密接な關係があるためである。

〔運輸局〕 日本の各港には獨占的沖仲仕組合がある。

〔天然資源局〕 この局の擔當分野でも、陸と海と、したるところ親分制度がある。地

主は普通親分となつて村の政治をうごかし、肥料の配給販賣を統制している農業會を牛耳つてゐる。農地改革法は地主の所有地を制限したために、農村における親分制度を幾分弱めつつあるが、それでも依然強力に存在している。一方親分が支配する漁業會は廣汎な漁業權をもち、個人の漁業家を下に從屬せしめてゐる。

「第二幕僚部公共安全課」 都會のギャングは三つの種類に分けられる。すなわちバクチ打ち、暴力團、テキ屋の組であるが、警察はこれらギャングの子分が強力に武装されていたり、政治的脅迫がしばしば行われるために、効果的に行動をとることをしばしば妨げられている。しかも警察自體が親分制度から金を支拂われている。多くの場合、警察が一親分の繩張りである地域で刑事犯人を捕えたら、その親分に刑事處分に付してよいかどうか、おうかがいをたてなければならぬ。もつとくわしく調べたところによると、親分子分制度は政治に食い入り、ヤミ市場を操作し、日常生活品の價格を統制し、免許證の發行、税金の徴收などの場合には地方政府の役割まで果してゐる。地下秘密政府が實際にあるかどうかについてはいろいろ議論されている。たとえばロイターの報道が一たび傳えられるや、當時の官房長官四尾末廣氏はあわててそれをうち消した。十一月廿八日の參議院本會議で羽仁五郎氏が緊急質問で「外電でこういうことを發表されて、國際間に日本の不信が表明された。この責任は政府にある。ましてばう大な物資が隠退藏され、インフレによつて惡の華が咲

いている。一方日本において戦犯の追及が非常に不徹底であつて、その點からも依然として舊い勢力が残つて日本の民主化をさまたげている」と追及した。これにたいして、片山前首相はつぎのように答辯した。

「現在わが國には地下組織のごときものは存在してゐないと私は考へてゐる。さようなものが存在して暴力により國會で決定している政黨政府を轉ぶくしたり、あるいは極右的な立場をもつて政權を樹立せんとしてゐるような事實は今日においてはないと考へる。しかしわが國の民主化の過程はまだ終つてゐるものではないのであつて、國民のふだんの努力によつて民主主義の達成をはかつてゆかなければならない。その過程において今日なお封建的な名残りがあつておたがいに認めなければならぬと思ふ。

すなわち街の親分であるとか、子分であるとか、封建的な組織によりいろいろ動いてゐるようなもの、あるいは顔役、暴力團がいまなお暗躍してゐる事實はないとはいへないのであつて、これらにたいして政府はもつとも強い指導をして絶滅を期してゐる。』

政府當局としてはその責任上、また内外の民主主義の手前、このように地下政府の存在を否定せざるをえない。しかしロイター電が報ずるやうに片山内閣の當局者が、日本の敗戦を承諾しない元陸海軍將校が組織し、政府の施策や占領政策を妨害してゐる秘密政府があることを明言してゐるのはどう

したわけか？ そのために片山氏の側近者は日本の有力者が講和會議がすんでも占領軍は撤退しない方がよいとさえ語つてゐるといふではないか？ だから、片山首相が秘密地下政府の存在をたとへて定しても、これによつて國民のこの問題にたいする疑惑がすつかり晴れたか、どうか、はなはだ疑問である。まして、片山氏もさすがに認めてゐるようには、封建的な親分子分の制度がげん然と残つており、これが今日のわが國の政治、經濟、社會のあらゆるすみすみにゆき渡つて、日本の暗黒政治をかたちづくり、ヤミ經濟を支え、犯罪を醸成し、そして善良な市民生活をおびやかしてゐることはだれの眼にも餘るほどになつてゐるさいである。國民の疑念はますますこの非民主的な極右勢力にたいして不安と憎惡にまで變わるのである。

この秘密地下政府なり組織なりが、ロイター電やハンドルマン氏の最初の記事(讀賣紙掲載の分)のいつてゐるような有機的に組織された中央集權的な政治權力であるかないかはつまびらかでない。だが、こうした地下勢力の中核が封建的な親分子分制度であること、それは暴力、ワイロ、血盟などの極右團體として日本の社會に深く根をはり、各分野にかくれた支配力をふるつてゐることは、ハンドルマン氏の後の報道(ニッポンタイムス所載の分)が明らかにしたように、今日だれも疑うものがない事實である。また、それ以上重要で、否定しえないま一つの事實は、このような暗黒「地下組織」は自分自身の政治的な組織を公然ともたす——新鋭大衆黨その他少數の例外はあるが——合法的な保

守政黨と公然ないし隱密に關係をもち、その勢力と利益をその政黨ないし政黨政府を通じて植えつけ、主張する方法をとることである。そのありさまは、過去の國家主義右翼團體が軍部や官僚としめし合せて、またその庇護をうけて、血なまぐさい軍國主義政治のお先棒をかついたのと、へだたるところはさほど遠くないといえる。

彼ら親分子分あるいは主従の關係で貫ぬかれた極右の暗黒勢力と、合法的な保守政黨との密接な關係がどのようにしてむすばれてゐるかについては、ハンドルマン氏もそれほど具體的に分析してゐない。しかし兩者の關係が表面にあらわれた形についてはかなり詳細にのべており、まづたくこの説明のとおりである。このような兩者の密接な關係の結果は、「地下勢力」が合法保守政黨の政策に暴力的、反人民的な性格を加える一方、後者は前者に「行動の自由や公式の便宜」(ハンドルマン氏)を與える。そして兩々あいまつて政治のファッショ化を推進してゐること、注目されねばならない。

(B) どのつき團體「組」と自由黨

ところで、この種「地下組織」と關係のある政黨とはどの政黨か？ 今日の保守政黨のほとんどすべては、一般的にいつて土建業、テキ屋、バクチ打ち、暴力團、興業師、一部料理飲食店など、封建的な親分が支配する組織や團體と何らか暗いつながりをもつてゐないものはない。これらの組織や團

體がただちに有機的な一體をなして具體的に巨大な「地下政府」を形づくつていくといふのではないが、つまりそうした各職業、諸組織の中にある封建的な親分子分關係というものが、全體としてたがいつなかりをもちながら保守的な合法政黨ともつらなつて日本の暗黒政治をつくりあげていふことはたしかである。少くともかかる意味での「地下組織」や「地下運動」と、保守政黨との關係は多かれ少かれ存在している。そして自由黨は他の保守政黨にくらべて、これともつとも深い關係にあるといわれる。このことは、自由黨の階級的地盤や金ヅルにかんする各節で筆者がのべたことから、讀者もおわかりであろう。また自由黨が民主自由黨に轉化した當時、新黨に参加しなかつた人たちが、参加はしたがいまなお自由黨の過去の非民主的なやり方を批判している反幹部派の人々が發表したいわゆる肅黨聲明なるものについても、思いなかにすぎるものがある。

「地下政府」あるいは「地下組織」というと語弊があるので、前記のような親分子分制度の原則のもとにつくられた暴力團やテキ屋および土木請負業者の組で、多かれ少かれ自由黨と關係のあるおなものをおあげてみると、概略つぎのとおりである。

▼新鋭大衆黨——總裁眞木康年は二回の總選舉で、最初は自由黨から、第二回目は新鋭大衆黨を標榜して衆議院議員に立候補したが、大敗を喫した。新鋭大衆黨は、政黨と名乗つてはいるが、本體は淺草公園を根城とした少數のテキ屋、ばくち打ち、街の紳士などを寄せ集めた暴力團である。

この黨の行動は眞面目に批評するほどのものではないが、黨首眞木康年が二度の總選舉にうつて出たばかりでなく、共產黨および社會黨にたいする選舉妨害を常習的に行つたこと、一九四七年のメーデーに當つて、労働者の大會や示威運動妨害の目的で人民廣場を先取しようとしたことなどがあげられる。前のことは眞木の失敗のほか、大した反動的效果はなかつた。また後の點では、労働組合側の一せいの反撃のため、新鋭大衆黨は日をかえて彼らの小集會を行い、天皇制護持、反共、反人民運動の空念佛を少數の日やこい集會者によつて唱えただけで終つた。これよりさき、一九四七年のいわゆる二・一ストの直前、當時の産別會議議長聽濤克巳氏を新鋭大衆黨員一名が襲撃して、暴行傷害を加えた。これは表面では右二兇漢の個人的犯行といわれたが、黨首眞木と連絡のあつたことはたしかである。したがつてこのテロ行爲は新鋭大衆黨自體の行動とみなしても過言でない。この黨は直接にはこの事件を動機として結社禁止處分に付せられた。

自由黨とこの暴力團との關係は組織的には明瞭ではない。しかし、眞木康年が新鋭大衆黨結社届出をする前、一九四六年四月の總選舉には自由黨から立候補したこと、また同人が自由黨の院外別動團體である自由クラブの理事であり、「労働部長」の要職(?)にあることを指摘すれば、それ以上のセシサクは不必要であろう。

▼關東尾津組——親分(または「組長」)尾津喜之助は周知のとおり強要罪、經濟違反で檢舉、公

判に付された。一九四七年總選舉で東京一區から立候補して、その氣狂いじみた反共宣傳は有名だったが、落選した。落選したものの、彼はその正面の敵、共産黨の野坂參三氏に迫る投票をえた。

前にもちよつと引用したが、一月二十三日、總司令部民政局代表は、新聞會見で政黨と新興財閥などの醜關係による政界の腐敗を肅清することの急務を力説した。この聲明は現在のわが政界や保守政黨の腐敗が私利私慾、黨利黨略のために發生しており、それがわが國政治の民主化をいちじるしくはばんでいる現状をはつきり指摘している。そしてこの問題に關する世界の世論を代表する重要な見解といえるものなのである。すなわち――

「政黨の健全な發達を妨げた軍閥や財閥の舊勢力は一掃されたが、これにかわつて今日ではいわゆる新興階級や新興財閥が政黨その他の團體にたいして、ある種の壓迫を加えている事實がある。その他にも街の親分やヤミ屋で政界と特殊な關係をむすんでいるものも多く、相當深くいこんでいることは現在刑務所にある有名なギャングの親分某が危く國會議員に當選しかかつたことから十分うかがわれる。……」

この聲明の中に出てゐる「有名なギャングの親分某」が誰をさしているかは多言を要しまい。同時にこの言葉の中、保守政黨のうちでも自由黨がもつとも多く自らをかえりみて自肅しなければならぬ箇所があることは、何ら先入主のない讀者もすでに氣がつかれたであらう。

それはともかくとして尾津組についていまいしくのべよう。尾津組は東京新を據として輩下一萬といわれるテキ屋の團體である。組自體としてはもちろんどの黨にも参加していない。しかしその大親分尾津喜之助が自由黨公認として立候補したことが端的に語るように、親分子分關係からその輩下が自由黨を支持して、労働者や農民、市民のあらゆる民主的團體やその運動に敵意をもつ反動的なゴロツキでみたされていることもまた周知のとおりだ。親分喜之助が強カツ、強要の罪名で檢擧されていることでも明らかのように、組の暴力を背景としてユスリ、タカリ、トバク、暴力行爲をはたらき、露天商から場錢（カスリ）をとつて次第に大きくなつた。それが終戦後のドサクサに乗じて、不法土地占據や、その土地の上に建てたヤミ露天市場の搾取、大ヤミ取引などで巨萬、いや巨億の現金をにぎつたという定評がある。そしてこの金の一部を自由黨に獻金して親分尾津が公認をかちえたのである。もつとも反共的なファッション・團體であることはいうまでもない。一九四七年七月喜之助檢擧の後、組の解散によつて子分も減少の傾向にあるが、新宿復興會社の名でその勢力はなお温存されている。

▼關根組——尾津組が新宿を繩ばりにしているにたいし、關根組は兩國からもとの本所深川一帯に根をはつてゐる。看板は土建業であるが、實は博徒の暴力的組織。そのほか工事場での恐カツ、いやがらせで私腹を肥やし、終戦後にはお他聞にもれずヤミ市場のカスリや大ヤミ取引でばく大な利益

をあげた。

輩下は關東一圓で一萬といわれる。大親分は關根賢といつて、四七年七月のギャング狩りで逃亡、情婦とともに逃げまわつて世間をさわがせたが、八十五日で自首した。この男がなかなか捕らなかつたのは某舊皇族と關係があつたといわれるほど、政界、官界の反動的支配勢力とつながりがあり、これらの庇護をうけていたからだといわれる。

彼と自由黨との關係は尾津組と同様、正式のものではない。しかし關根組の事業場建築祝には吉田自由黨總裁、鳩山一郎氏らから花環をおくられたり、四月選挙には自由黨候補者を後援したりしたことは、かくれもない事實である。

また、關根組の幹部木津政雄(恐カツ罪で検挙)が四月選挙で自由黨から隅田區議として立候補(落選)している。この男の検挙の結果自宅から航空機用旋回機銃が発見された。その用途は某組と喧嘩につかうためと自供しているが、いずれにしても危険なテロ團體として警戒されねばならない。このほか、關原春重という男は、關根組幹部の一人でやはり検挙されているが、彼は自由黨の足立支部主幹であつた。自由黨の有力な財政的援助者として内務省(解體以前)に届けてある。

▼安田組——少し勢力は弱いが、尾津とならんで新宿を二分するテキ屋。安田マーケットの經營で巨富をつかんだ新興ヤミ資本の一人。親分は安田朝信、自由黨の新宿區議であつた。四七年八月、恐

カツ罪で輩下十一名とともに検挙され、組は一應解散された。

▼茂木組——東京杉並區を根據とする露天テキ屋の團體、親分は茂木竹治という男で四七年十月十一日サギ、恐カツ、物價統制令違反で検挙された。

自由黨との關係は、竹治が自由黨所屬都會議員、また都議會警務委員長であることでもはつきりしている。こないかがわしい人物を警務委員長にする都議會なのだから、かの民政局代表の痛烈な警告をうけるのも當然であろう。

以上は片山内閣の暴力團狩りにひつかかつた大物だけを、それも東京關係のものばかりをあげたにすぎない。まだ検挙されないで自由に泳ぎまわつている大小のギャング。街の紳士、ヨタモノで自由黨の區議、都議、國會議員などになつているものが相當いる。いわんや地方を含めて全國的にながめた場合、この種の人間やゴロツキ團體と自由黨との關係はこれまた思いなかにすぎるものがある。

(C) 根絶できない親分制度

なお最後に一言しておきたいのは、かかるゴロツキ團體は一度や二度の検挙では容易に根絶できないばかりでなく、自由黨やその他の保守政黨が政權をとつた場合はむしろ勢力をもちかえしてくると

いうことである。

片山前内閣のあらゆる施策のうちでは、いくらか取柄があつたという世評をかちえたのは、暴力團やギャングの取締りにあつた。この取締りによつて、自由黨系の院外團新鋭大衆黨の解散、尾津や關根をはじめ大小親分やチンピラの檢舉が行われたが、實際の打撃は彼らにとつて大したことはなかつた。これらギャングどもは政黨や官憲と通ずるものが多く、そのために非常に目にあまるものは軽い刑をうけるが大部分はけつきよくいい加減に延命されてしまうのである。したがつて自由黨系の暴力團やテキ屋の組などは勢力はやや衰えたとはいへ、まだその根の部分は引き続き温存されて他日再起の日を待つてゐる。再起の日とは「わが黨が天下をとる日」の意味である。政黨の方でも彼らを使つてあらゆる民主的な團體の進歩的な政治運動や、勞働組合運動、農民運動、市民運動などを抑壓する日に備えて、かれらに「行動の自由や公式の便宜」をはかつてやるのである。その方法としては、ハンドルマン氏の讀賣紙上のつた記事はきわめて示唆に富むものであるが、前記一月二十三日の民政局長代表の公式聲明はさらにその間の日本の通弊を餘すところなくえぐり出している。すなわち次の通りである。

「……これに關連して（筆者註・ギャング團體など邪惡な勢力と政界の關係とその弊害）とくに私の指摘したいことは、日本では餘り重要でない政黨人の不正行爲はよく摘發されるが、政界の有力者が收賄その他の行爲で逮捕されることはほとんどない事實である。こんなことは普通では考えられないことだ。小物が不正行爲をやるとすれば、大物も時にはやりかねないと考えねばならぬ。かれらが一度も司直の手にかからぬのは、いつたい何か？ 日本では幹部級の人物は法律ではどうにもならぬと考へてゐるためか、あるいは法の裁きにかけることのできぬほど惡の力が強大なためなのか、それとも法の執行官が後難をおそれて手が出ないためなのか、理由はいすれにせよ、もし國民が何らかの手段でこの政界のガンを切開しないかぎり、自由な政府と自由な社會の恩惠を享受することはほとんど見込みがないといわねばならぬ」

まことにそのとおりだ。親分子分の「地下組織」の存在およびその類似勢力と保守政黨との腐れ縁を根たやしにすることは、自由と正義に燃える國民の自覺によるほかはない。そしてその方法は邪惡と暴力にうちかつ理性と勇氣とをもつて、勤勞國民があらゆる種類の進歩的な運動や組織を支持し、あるいはそれに積極的に参加することである。とくに總選舉において、このような政界や政黨の腐敗墮落を肅清するために、各自の自由な選擇に萬善を期することである。

(9) 自由黨の院外組織

(A) 自由黨の「大衆」組織

自由黨の院外下部組織には、全日本農民組合、全日本漁業組合、全日本中小商工業復興同盟のほか小峰柳太、原侑氏その他党内若手の議員の手で、労働組合の組織が一九四七年夏すめられた。しかしさすがに労働者階級は、このような自由黨の傘下に入るものは少く、容易に具體化されなかつた。そこへ小峰氏の追放、原氏の議員辞任とその逮捕などによつて完全に沙汰やみとなつてしまつた。全日本農民組合は一九四七年八月三日結成された。「階級闘争を排除する農民運動」というふれこみで、地主富農の一部をもつて組織された。會長は山崎猛、副會長は森幸太郎、稻田直道、平沼彌太郎である。これと前後して全日本漁業組合が、漁業主やヤミ流しに依存する富んだ漁民を對象として組織されたが、八月下旬に發足した中小商工業復興同盟をのぞいては、なんらみるべき成果を擧げていない。

全日本中小商工業復興同盟は、自由黨によつて四七年八月三十日結成されたものである。その創立大會には全国各地の業者代表、東京都下の商工業組合同協會の代表者二千名以上が集まつた。そして中央、地方に中小商工業復興會議を設け、公團法反對、生活協同組合法案反對の具體的な題目によつてかなり活潑な運動を展開した。會長は植原悦二郎、副會長は廣川弘禪、鈴木仙八、理事長は本多市郎である。

自由黨がこのように昨年夏にいたつて、四つの院外「大衆」組織を即製したことは大いに理由がある。第一に當時野黨宣言を發表してその反政府の態度を明らかにしたさいではあり、かたがた大衆との接觸をはかつてその人氣をえようとしたこと、第二に労働攻勢を中心とする人民攻勢の激化に對處して、人民戦線の分裂のため一役を買つて出たことである。かくして農・漁民・中小商工業者の組織に手を染めたが、もともと選挙のとき以外に彼らの利益のため日常運動を行うものでなく、もつぱら選挙運動に利用するだけの目的でつくられたのである。だから平常は餘り活潑な組織でもなければ大衆化するはずもなかつた。しかし選挙のときにある程度の票を保證する働きはあるかも知れない。

(B) 院外團としての自由クラブ

眞の大衆組織は自由黨の柄にないことで、失敗は當然であつた。しかしこの黨の院外組織は勤勞大衆とは縁のない別のところにある。それは舊政黨時代の名物であつた院外團である。民主黨その他の保守政黨にも多かれ少かれ院外團はある。しかし、政友會以來の緣故によつて、創立當時からぼつぼつ組織され、野黨宣言の發表後一應まとまつた院外團の組織、自由クラブのごときをつくりあげたのは自由黨だけである。

廣い意味では、自由黨の院外團體の中には自由クラブのほか、前節でのべた暴力團やゴロツキ團體もふくまれるわけだが、ここでは自由クラブだけを問題とすることとする。

自由クラブは政友會以來の雑多な院外勢力を一應統合してできあがつた、いわば院外團の大同團結による統制團體とでもいおうか。自由黨系の暴力團體のうち、もつとも暴力團らしくない存在である。自由黨結黨時からあつたが、正式に發會式をやつたのは一九四六年八月廿五日である。發會式次第やその役員表をみると何だか堂々たる大組織のようであるが、實は頭だけの名目的なものにすぎない。クラブ員は何かことあるときに金で寄せ集めるものであり、平時はクラブの役員によつて大小のポストもを中心として親分子分關係で結ばれている烏合の衆にすぎない。ただ前節にのべた暴力ゴロツキ團體とのちがいは、その幹部の政治意識が多少なりとも高いということだけであり、本質的な區別はあまり明確ではない。したがつて役員に一應黨所屬國會議員やかつての左翼運動の脱落インテリをすえて、もつともらしい體裁をととのえている。

自由クラブははじめ松岡松平という人物（一九四七年四月追放）を中心とした小さなグループであつたが、自由黨が政權をにぎるや、舊政友會の殘存院外團體がこれに加わり、四六年八月廿五日正式に發會式を行つて擴大強化された。

松岡松平氏は富山縣の出身で、大正末期から昭和の初期に、日本農民組合富山縣連の顧問辯護士であ

つた。當時農民運動に参加したが、大反動時代いちはやく轉向した。戦争時代東亞特殊製鋼を、戦後太平産業を創り、軍部の庇護と官僚統制のおかげで巨萬の富を積んだ。終戦直後に、自由黨や社會黨に献金、共產黨にも一萬圓の寄附をしたとわさされるほど、ぬけのない機會主義者である。第一回總選挙に自由黨から立候補したが、落選した。そのころから自由黨員として旗色を鮮明にするとともに、自由クラブの組織に大いにはたらいだ。そうして一九四六年十二月二十四日、倉石忠雄理事長の後をうけて、松岡は自由クラブの理事長となつた。献金と院外協力にもかかわらず、彼は吉田總裁からあまり重用されない。自由黨にたいしてはえんの下の力もち的な奉仕をしていたが、第二回でふたたび立候補しようとして追放されてしまつた。はなはだ氣の毒な人物のようであるが、必ずしもそうばかりではなかつた。吉田内閣の石橋藏相とは密接な關係にあり、そのため彼の事業はけつこう便益をはかつてもらつて榮えたといわれる。それに追放後の現在でも自由クラブを背後から操つていたようだし、彼の子分渡部政雄は、自由黨機關誌「再建」の編集長として親分の黨内に對する影響をわすかながらも残そうと協力しているからだ。

なお、松岡松平氏追放後の第三代目理事長は海原清平氏である。

第四章 黨をうごかす人々

(1) 二つの派閥

——鳩山譜代と外様——

およそ政黨政派の性格を決定するものは、第一にその階級的基礎であり、第二にその政策であり、第三に黨の運営および政策を決定する人である。第一は政黨成立のための、いわば客觀的條件であり、第二および第三は主觀的條件である。客觀的條件はすでに前章でのべた。第二は後に論ずることとして、本章では、自由黨の人と派閥について、若干の素描をこころみることとする。

自由黨が鳩山私黨的な性格の強いことは、第一章でのべたとおりである。鳩山總裁が組織に着手しようとしていた四六年五月四日、連合軍司令部の指令によつて追放されたことは、その後まもなく三木總務、河野幹事長の兩幹部が追放されたこと、および四月選舉前の立候補者資格審査にあつて安藤、松野、牧野氏らが姿を消していたことと相まつて、いわゆる私黨的色彩もようやくうすらいでゆきつつあつた。この傾向は吉田氏の入黨と總裁就任、芦田、矢野、竹田氏らの脱黨、石橋、増田、

周東氏らの入黨とかれらの黨内要職への就任、その他吉田總裁による官僚、學者、財界人など非黨人の重用、これに伴う新政策の検討などがすすむにつれて、徐々につよめられた。すなわち黨創立當時の譜代組の勢力は、黨の擴大と新舊の外様勢力の流入によつて相對的には弱まつた。四七年四月の總選舉の結果、自由黨は第二黨となり、つずいて芦田の「ごぼう抜き」戰術によつて、第三黨にテン落して、ついに野黨となつて以來、黨内にこの二派があることは、ようやく世人の眼にあさやかに映るようになった。しかしはじめのうちは、野黨の立場をはつきりさせたことがあつて黨内の結束をつよめたかのものであつた。すなわち自由黨内の派閥あらそいは民主黨芦田派と幣原派の對立のように深刻なものではなかつた。かくして、相對的にはやや衰えた鳩山譜代の勢力も、黨主流としてのインテリゲンチヤを握っている點では從來とほとんど變りはなかつた。芦田の脱黨、北の追放後、政調會長こそ新參の増田にゆすつたが、幹事長、總務會長、代議士會長、會計監査などすべて譜代組がにぎり、總務や幹事の過半数をおさえていたことはその何よりの證據である。

四七年六月の第三回黨大會において、前記増田氏の政調會長就任、反大野派の山口喜久一郎氏の副幹事長就任などに端を發した外様勢力の進出は、その秋々ちからはじまつた自由黨中心の新黨運動と、これに伴う新政策の検討を機として、のびて行つた。この趨勢は、平野追放問題、民主黨反芦田派の脱黨、全農派の社會黨脱退などからまる、自由黨の片山内閣倒閣運動、四八年二月政黨をへて

三月十五日の民主自由黨の結成によつていちおうの結論に到達した。大野、植原、星島など譜代派幹部の黨第一線からの後退がすなわちそれである。

このことによつて、一部には譜代派の勢力失墜、自由黨の性格轉換を不當に重くみるものもあるが、かならずしもそうでない。その理由は、民主自由黨を論ずる際に詳述するつもりだ。ここでは、民自黨が政策的にも成熟もしていないし、人的にも大きな變化を遂げていないという點からいつて自由黨の延長であること、したがつて黨を動かす人と派閥の點で譜代組の勢力は實質的に大打撃をうけていないことを指摘するにとどめる。少くとも、今後、内外情勢の一大變化があつて、民自黨政策の大轉換とこれともなう人事の大刷新が黨にとつて不可避とならないかぎり、四七年秋以來の黨内布陣には實質的な大變化はおこらないであらう。

(2) 譜代派は何故つよいか？

以上のべたように、自由黨が民自黨となつて私黨的な性格は今後次第にうすらいでゆくことは必至である。とはいえ今のところ鳩山譜代派がまだ黨の實質的な推進力として主流をなしているのは、主としてつぎの理由によるのである。

- 一、鳩山一郎その人の力がまだ黨の主要問題（政策、人事）の決定に大きな影響を與えていること。
- 二、大野前幹事長のポス的手段、ことに彼が黨財政に大きな比重をもつていること。
- 三、大久保留次郎、河野一郎ら被追放幹部の依然たる奔走。
- 四、黨地方組織に譜代派の勢力がなお強く残つており、中央の黨頭腦の更新にもかかわらず、がんとして根づよいものがあること。
- 五、譜代派によい古島一雄、辻嘉六らの協力と自由クラブなど外廓團體の活動。
- 六、譜代派黨人は近代的な政治感覚にとほしく、政策の決定について拙劣であるが、黨の運営の點では新參の官僚上りや新人議員にくらべてはるかに巧妙であること。加うるに、彼らの結束力は一種の半封建的な情誼を加味して相當に緊密であること。
- 七、水田三喜男政調副會長をかつぐ左翼轉向組の一團が黨内にあるが、この連中は自由主義經濟の貫徹と黨内外の官僚的要素排撃をスローガンとして鳩山派を支持し大野、廣川の線につながつてきていること。この新人グループはまだ微力であるが譜代派の權勢に、ともかくにも近代的知性と生新な情熱を加えていること。
- 八、最後に、吉田總裁が黨内派閥あらそいにたいして比較的寛大な態度をとつていていること。彼自身のイデオロギーは官僚である。いきおい官僚上りや教授などの超黨的な要素の黨への注入とそ

の重用を好むが、それだからといって譜代派をことさらにおさえるようなことはしないこと。そこで、現在の黨——民自黨を動かす人々を知るためには、自由黨以來の黨内派閥の構成とその變遷を概述し、ついでおもだつた人物を紹介することが適切であろう。

(3) 所屬代議士の系譜

まず、二回の總選舉の當選代議士についてその系譜をつくれれば、およそ次頁の表のとおりである。即ち二つの表は、終戦後二回の總選舉の直後における自由黨内派閥の色わけをおおざつばに示したものである。もともと保守政黨は金權や選舉地盤やその他個人的な關係にもとずいていろいろな派閥をもつ。主義主張を従とし親分子分關係を主とする組織の當然負わねばならぬ荷物だ。だから離合集散は日常茶飯事である。各政黨間においてさえそうなのだから、同じ黨内での派閥の變遷推移は一層めまぐるしい。たとえばいま反大野系であつたものが一ヶ月後には大野系になつたり、その反對に大野系が反大野系になつたりするなど、けつしてめまぐるしくない。そのうえ追放という原因も加わつて、保守政黨の派閥系譜をつくる場合、短期間にできるだけ多くつくる必要がある。しかし、前掲の二表と、四八年三月十五日現在の民主自由黨のそれをかければ、一應この黨の派閥は讀者の頭に入るこ

とと思う。(第三表は第七章であつた)。

この系譜からもうかがい知られるように、純鳩山譜代派たる大久保—大野派と、これに準ずる「正統派」、舊政友、星島派および松野系が半数以上を占めていた民自黨結成以前の自由黨は、これらの合作によつて主流が構成され、黨運営主導權がにぎられていた。

(4) 黨内社交團體と反共議員連盟

數人のボスを中心とするこのような派閥。そのうちでも大久保大野系が中心となつて自由黨は動かされてきた。昨年秋の倒閣工作と保守新黨運動の進行の過程で、これら派閥間の勢力關係には若干の異變が起つた。それは民自黨の結成を機として表面に浮び上つた。これに關する詳述は、後章にゆずり、この基本的な黨内派閥のほか存在する副次的な派閥についてかんたんにふれよう。すなわち黨内社交團體と、自由黨の反共議員を中心として保守政黨間につくられた反共連盟についてである。

自由黨内の新人議員によつて自新會がつくられたのは、第一次總選舉後まもなくのことであつたが、第二回總選舉によつて一年生を網羅する「自新會」と、二年生を網羅し二年生以上の一部をいれた「十日會」にわかれた十日會は幹部派にちかひので、大した動きをしたことはない。しかし自新會の

(一九四六年五月末現在)

譜代派及び
結党参加組

○
鳩山
一郎
裁

河野 一郎	平塚 常次郎	加藤 陸之助	小此木 歌治	森田 豊壽	木島 義夫	山口 喜久一郎	大久保 留次郎	鈴木 仙八	小澤 左重喜	三木 武吉	北 田 均	芦田 均	庄司 一郎	田中 源三郎	石井 光次郎	田中 善内	川西 清
葉梨 新五郎	平岡 良藏	岩本 信行	鈴木 平一郎	横田 清藏	中島 守利	井田 友廣	島村 一郎	本多 市郎	廣川 弘禪	矢野 庄太郎	植原 悦二郎	大石 倫治	山本 勝市	竹内 茂代	松野 郁平	小見山 七十五郎	坂田 道太
小笠原 八十美	山村 新治郎	磯崎 貞序	佐藤 虎次郎	坂本 實	廣川 弘禪	栗山 長次郎	山本 正一郎	三浦 實之助	有田 二郎	星島 二郎	稻田 直道	山崎 猛	樋貝 詮三	坂東 幸太郎	川柳 富太郎	浦田 長一郎	原 侑
杉田 一郎	山本 正一郎	三浦 實之助	直田 二郎	有田 二郎	大野 伴睦	山崎 猛	服部 岩吉	古島 義英	浦田 長一郎	大野 伴睦	山崎 猛	服部 岩吉	古島 義英	浦田 長一郎	原 侑	原 侑	原 侑

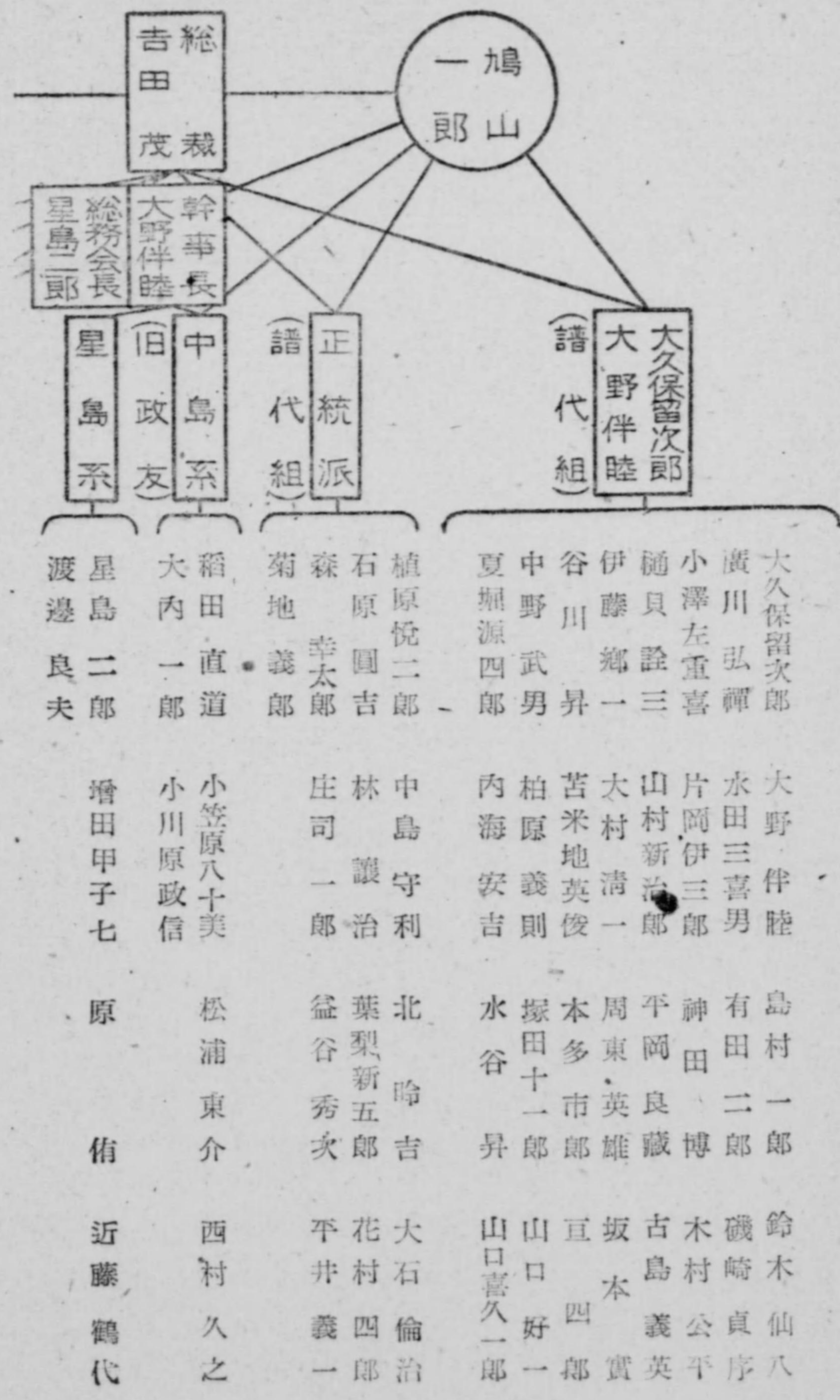
総務会長
吉田 茂
幹事長
大野 伴睦

外様及び
新参組

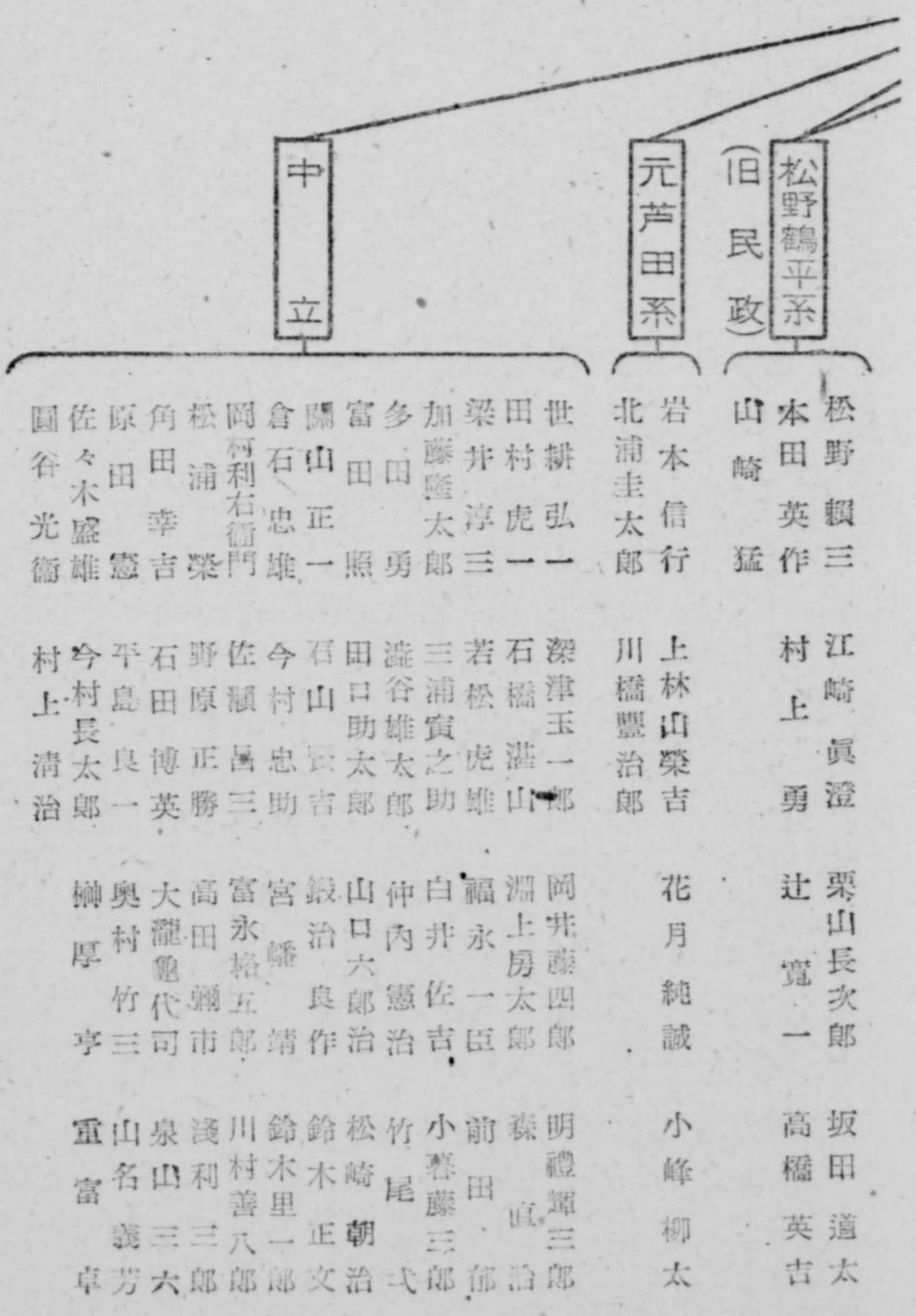
苦米地 英俊	小川 原政信	高橋 泰雄	殿田 孝次	深津 玉一郎	北浦 圭太郎	寺尾 豊	小野 孝	三ツ林 幸三	今井 はつ	江崎 眞澄	瀧清 麻吉	上林 山榮吉	牧野 寛索	片岡 伊三郎	竹田 儀一	青木 孝義	小野 眞次	鹽月 學
夏堀 源三郎	圓谷 光衛	水田 三喜男	稻葉 道意	石原 圓吉	飯國 壯三郎	村上 勇	中野 寅吉	齊藤 幸藏	田中 實司	花月 純誠	原東 常吉	伊藤 郷一	大内 一郎	小澤 國治	木村 公平	富田 ふさ	武田 信之助	武田 信之助
八重 櫻利康	加藤 宗平	塚田 十一郎	大塚 甚之助	中野 武雄	木村 義雄	菊地 長右衛門	河原田 巖	板倉 治作	廿日出 彪	松永 佛骨	高橋 英吉	松川 昌藏	杉田 馨子	田中 重彌	神田 博	左藤 義詮	田邊 讓	瀧澤 修作
山口 好一	綿貫 佐民	加藤 一雄	本多 花子	松浦 安吉	内海 柳太	小峰 秀次	益谷 秀次	小池 政恩	森崎 了三	本田 英作	大井 直之助	荒船 清十郎	水口 周平	辻 寛一	細田 忠次郎	藤師 寺岩太郎	藤師 寺岩太郎	藤師 寺岩太郎

〔註〕 當選者百四十四名中三名追放(○印)され計百四十一名である。

(一九四七年五月九日現在)



頼向 古島雄一 檀原悦一郎 大村清一



〔註〕 當選者百卅一名中、當選後くらがえしたり追放されたりしたもの五名あつたので計百二十六名についてしらべたものである。

方は反幹部的といえないまでも、時として幹部にたいする批判的な言動をとつたことがある。自新會が党内民主化を標榜して反幹部的態度に出たことは、四七年秋以來一再ならずあつた。けつきよくそれは自新會そのものの社交團體としての性格と、會員全部が必ずしも反幹部派ではないことと相まつて、大した力は發揮できなかった。たかだか、自新會の名をかりた少数の不平等議員の動きにしかすぎなかつた。その典型的な例は、民自黨成立にあつて自新會の最活動分子であつた大瀧龜代司氏がとつた行動である。彼は元若田派の北浦圭太郎、川橋豊治郎、花月純誠氏らとむすんで、黨の長老中島守利氏をかついで「肅黨」を唱えた。そして民自黨に参加せず、自由黨の「傳統」をまもつた。この際自新會の組織を利用して新進議員にはたらきかけたが、結果は彼の反幹部運動にとつてかんばんしくなかつた。自新會は彼が豫期したような利用價值がなかつたのである。それにしても、この党内組織は黨の重要問題の起るたびに、ともすれば本來の社交團體としての性格を超えて政治的な動きをすることもあつた。だから一應参考のために、自新會と十日會の一九四七年五月七日現在の顔ぶれを記しておく。

◇自新會（一年生議員の組織、○印世話人）

富永松五郎、川村喜八郎、松浦榮、野原正勝、高田彌一、淺利三郎、石田博英、村上清治、大瀧龜代司（○）、泉山三六、角田幸吉、關内正一、田口助太郎、山口六郎治、佐瀬昌三、松崎朝治、多田勇、澁谷雄太郎、仲内憲治、竹尾式、富田照、加藤隆太郎、菊池義郎、白井佐吉、渡邊良夫、鈴木正文、石山賢

吉、鍛治良作、宮崎清、今村忠助、増田甲子七、石橋湛山、倉石忠雄、鈴木里一郎、岡村利右衛門、原田憲、今村長太郎、平島良一、川橋豊治郎、奥村竹三、山名義一、佐々木盛雄、大村清一、榊原亨、周東英雄、岡井藤四郎、淵上房太郎、谷川昇、田村虎一、吉田茂、平井義一、森直次、梁井淳二、明禮三郎、若松虎雄、松野頼三、福永一臣、前田郁、重富卓

◇十日會（二年生議員の組織、○印世話人）

菅米地英俊、夏野源三郎（○）、内海安吉、小峰柳太、山村新治郎、鈴木仙八、三浦寅之助、樋貝詮三、神田博、島村一郎、岩本信行、亘四郎、辻寛一、江崎眞澄、水谷昇、花月純誠、坂本實、西村久三、青木孝義、石原圓吉、中野武雄、原侑、高橋英吉、村上勇、小川原政信、小澤左重喜、大内一郎、山口好一、水田三喜男、上林山榮吉、伊藤郷一、松浦東介、圓谷光衛、平岡良藏、片岡伊三郎、栗山長次郎、磯崎貞序、塚田十一郎、深津玉一郎、木村公平有田二郎、近藤鶴代、柏原義則、坂田道太

一九四七年四月選挙後、片山社會黨委員長が首班に指名され、組閣に着手するや、自由黨は社會黨左派の排除、反共を旗じるじに、民自黨幣原派と提携いして、保守戦線統一反共連盟という大げさな名で呼ばれる組織の結成を提唱した。五月末日第一回の準備會を催したが、その後民主黨および國協黨の主流が、自由黨の對左派強硬論をしりぞけて三黨連立内閣に参加したので、自然立消えとなつた。この動きは實は反共に名をかりて自由黨と民主黨内反若田派との連けい運動に發展する傾向が強かつた。だから反共運動の組織として「統一」されず、正式に陽の目をみずじまつてしまつた。

◇保守戦線統一反共連盟準備會

〔自由黨、十九名〕 塚田十一郎、小峰柳太、小澤左重喜、江崎眞澄、坂田道太、伊藤郷一、上林山榮

吉、村上勇、辻寛一、栗山長次郎、長谷川俊一、石田博英、木村公平、渡邊良夫、澁口雄太郎、伏浦榮

島村一郎、山村新治郎、前田郁

〔民主黨、十六名〕 山本猛夫、本間俊一、原健三郎、五坪茂雄、佐々木秀世、三好竹男、馬越晃、鈴

木強平、長谷川政友、關根久藏、小平久男、飯村泉、矢野政男、大澤嘉平治、生越三郎、佐藤通世

〔國協黨、二名〕 川越博、飯田義茂

〔第一議員クラブ、二名〕 石原登、東井三代次

(5) 第三回黨大會後の黨陣容

一九四七年六月二十一日、東京で開かれた第三回黨大會はとにかく自由黨にとつて党内結束をはかる點で重要であつた。第一回大會は結黨大會、第二回は四六年八月十八日の吉田總裁推戴黨大會でいずれも重要であつたが、第三回は、總選舉で社會黨にやぶれ、その後の政權工作で民主黨と志を異にし、遂に野黨となつて初めての大會であつた。しかもこの大會は決議の點で重視すべきものがあつたが、それらにまして一層重要だつたのは、黨の人事面での決定であつた。というのはこの大會で推薦あるいは選舉によつてきまつた黨の各部門の役員はその顔ぶれからいつても、機構からいつても、それ以前にくらべて擴充されたからである。それは前述したように古參譜代組の結束力を中核とし、これに配するに新加入の總裁ブレインをもつてしたもので、その間の對立は當初はほとんどなかつた。

だから、この陣容はその後、保守新黨運動の進展と政策轉換の問題にぶつかつてやや動搖しはじめたにかかわらず、四八年三月の自民黨の結成まではほとんど人事的に安定をたもつたのである。

第三回黨大會で決定した中央役員と、地方組織の責任者を列記することは、派閥勢力分布の狀況がわかるとともに、後章でかかげる民自黨の役員と比較對照してその推移を知るうゑに讀者にとつて便利が多いであらうと思う。

◇本部役員

總裁 吉田茂

顧問 古島一雄、植原悦二郎、大村清一

總務會長 星島二郎

總務 (二十五名) 小川原政信、小澤左重喜、岸本信行、片岡伊三郎、平岡良藏、益谷秀次、石原眞吉、原

侑、上林山榮吉、中島守利、大石倫治、本多市郎、周東英雄、平島良一、花月純誠、樋貝詮三、林讓治、

小笠原八十美、近藤鶴代、松島喜作(參)、小串清一(參)、左藤義詮(參)、玉屋喜章(參)、寺尾豊(參)、五

宗雄三(參)

幹事長 大野伴睦

副幹事長 山口喜久一郎、廣川弘禪

幹事 (四十五名) 伊藤郷一、角田幸吉、關内正一、泉山三六、富田照、加藤隆太郎、菊池義郎、小暮藤三、

部、山口好一、松崎朝治、鈴木正文、塚田十一郎、倉石忠雄、鈴木里一郎、岡村利右衛門、中野武雄、佐

佐木盛雄、今村長太郎、坂本實、柏原義則、明禮輝三郎、平井義一、梁井淳二、松野賴三、有田二郎、坂田道太、水谷昇、前田郁、野原正勝、渡邊良夫、鍛治良作、石田博英、淺岡信夫(參)、荒井八郎(參)、大隅憲一(參)、小野光洋(參)、加藤幸太郎(參)、木下盛雄(參)、黒川武雄(參)、西山龜七(參)、水久保甚作(參)、森田豐壽(參)、高木松吉(自由ク)、平垣貞義(自由ク)、小西英雄(自由ク)

政務調査會長 增田甲子七

同 副會長 水田三喜男、小峰柳太、團伊能(參)

議員總會長 山崎猛

同 副會長 苦米地英俊、石坂豐(參)

代議士會長 稻田直道

同 副會長 淺利三郎、神田博

參議院議員會長 板谷順助

同 副會長 大屋普三、徳川頼貞

會計監督 村上勇、澁谷雄太郎、大野木秀次郎(參)

政務調査會顧問 黒田英雄(參)、板谷順助(參)、永田清(慶大教授)、周東英雄、北浦圭太郎、青木孝義、栗山良次郎、苦米地英俊、夏堀源三郎、重宗雄三、松島喜作(參)、高瀬莊太郎(參)、高橋誠一郎(慶大教授)、宗像久敬、松葉榮重

◇地方組織役員

北海道支部 支部長 板谷順助 幹事長 高橋秀次郎

青森縣支部	小笠原 八十美	松尾 常助
山形縣支部	松浦 東介	
岩手縣支部	小澤左重喜	佐藤富藏
宮城縣支部	大石倫治	庄司一郎
秋田縣支部	鈴木安孝	小山 章
福島縣支部		關内正一
群馬縣支部	小峰 柳太	
埼玉縣支部	古島 義英	山口六郎治
栃木縣支部	山口 好一	新里 匡三
千葉縣支部	片岡伊三郎	
茨城縣支部	葉梨新五郎	高谷 芳夫
東京都支部	中島守利	石原英明
神奈川縣支部	小串清一	岸本信行
新潟縣支部	松木 弘	笹川加津惠
靜岡縣支部	神田 博	長谷川正孝
長野縣支部	植原悦二郎	田中重彌
山梨縣支部	樋貝詮三	沼田米治
富山縣支部	石坂 豐	内藤 隆
石川縣支部	中伴孝平	淺田 勝
愛知縣支部	山田佐一	山田金次郎

岐阜縣支部	大野伴陸	田中實司
滋賀縣支部	森幸太郎	花月純誠
京都府支部	大野木秀次郎	藤井彦次郎
大阪府支部	松永佛骨	有田二郎
三重縣支部	石原圓吉	水谷昇
和歌山縣支部	世耕弘一	山口喜久一郎
奈良縣支部	北浦圭太郎	高橋正次
兵庫縣支部	首藤新八	川西清
岡山縣支部	星島二郎	角南周平
鳥取縣支部	稻田直道	魚越若治
廣島縣支部	原直道	砂原格
山口縣支部	土屋基雄	坂本實
愛媛縣支部		高橋英吉
香川縣支部		大久保雅
高知縣支部	林讓治	宮本迪
徳島縣支部	柏原義則	
福岡縣支部	團伊能	
佐賀縣支部	前田政八	百崎欽一
長崎縣支部	西村久之	平重次
大分縣支部	村上勇	

宮崎縣支部	水久保甚作	
鹿兒島縣支部	上林山榮吉	西田當元
熊本縣支部	中野武雄	

(6) 黨を動かす人々
— 幹部人物評 —

吉田茂は、總裁吉田茂は、自由黨の大世帯をひきうけて黨首となつて以來、約一ケ年間は黨務に冷淡であつた。黨の重要會合でも出席することはごくまれで、總裁のあいさつは大抵代讀ですませた。政黨ボスの當然の義務のように黨員が考へている陣笠連にたいする小遣錢の心配はおろか、黨資金の調達にも頭をなやましたことはなかつた。わが黨内閣の總理時代はそれでよかつた。だが、一たん野にくだるとなかなかそれではすまないものである。ことに吉田のような輸入總裁の場合、黨が政權にあるときと、野にあるときとは、條件がまるで正反對である。しかるに吉田はそんなことは一向平氣で、自由黨が片山内閣をボイコットして野黨宣言を發してからもしばらくのあいだは、總理時代の態度をあらためようとしなかつた。黨大會にこそちよつとあらわれて、へたくそな演説をぶつが、黨本部にはほとんど姿をみせない。萩窪の萩外莊にデンとかまえて黨幹部をよびよせる。それもよほどの

ことがある場合にかぎるし、萩外荘の客は幣原とか、松平とか、一万田日銀總裁とか、佐藤帝銀頭取とか、黨外のものもむしろ多かつた。だから吉田は殿様だという世評はうけるし、黨員からは獨裁的だとか、黨務に不熱心だとか、非難された。

殿様總裁ということばはたしかに吉田にたいしてひじょうな適評である。吉田はいまでは世間にあまねく知れわたつているとおり、往年の自由黨の幹部竹内綱の五男として明治十一年に生れた。父の血をうけたなら、いまし民衆的政治家であつてもよからうというものもある。竹内綱は板垣退助とともに、明治專制政府とはげしく闘つた自由民権運動のいわゆる志士である。しかし彼の生家は代士佐藩の重役の家柄である。だから薩長の藩閥政府にたいする憎悪と反抗の點では、はげしいものがあつたが、民衆的なものが彼の本質であつたかどうかはうたがわしい。家系をつたつて幾代も流れる彼の血はむしろ貴族的なそれであるといつてさしつかへはない。親ゆすり、いや祖先ゆすりの、『貴族的なもの』は吉田にいたつて一屬顯著となつた。その原因は一つには後天的な彼の閱歴にもよるのである。

明治四十四年東大政治科卒業、外交官試験に合格して外務省に入り、外務省三等書記官をふりだしに天津、奉天、ロンドン、イタリー、アメリカ、濟南、イギリス各地に駐劄、大使館一等書記官、天津總領事、スウェーデン大使、外務次官、イタリー公使、英國大使を歴任して、昭和十四年退官。

生えぬきの外務官僚である。外務省に廣田をはじめ、松岡、白鳥、谷、などという軍部にこびてこれに便乗した「革新」官僚が勢力を張るまでの期間、いわゆる親英米派の正統派として順調な出世街道を歩いてきた外交官であつた。しかし、彼は天津總領事時代、時の滿洲華北の最高權力者として飛ぶ鳥を落とす勢のあつた張作霖が、彼に會いたいといつてきたとき、張自身が總領事館にくるようにつてゆずらなかつた彼の硬骨ぶりは追隨的人物の多いわが外交官畑で一きわ光彩を放つた。しかし概してこの時代彼の硬骨は一方では頑固一徹ととられて、上官や同僚にはよろこばれず、世間の一部の喝采に満足して、孤高に甘んじねばならなかつた。それでも昭和十四年まで在外使臣としての最高ポストにとどまりえたのは、何といつても岳父牧野伸顯というバックがある程度ものをいつたことはあらそえなかつた。

外交官としてはそれほど名聲を博しえなかつた吉田が一躍有名になつたのは、「敗戦思想」の故をもつて憲兵隊に生まれ、東條暴政の末期、東京憲兵隊に檢舉されたところからである。昭和十九年の春、三ヶ月ほど憲兵隊のブク箱にぶちこまれても、がんとして和平論を主張してゆずらなかつた吉田のことが、人々の口から口へ傳えられ、積極的な反戦運動を敢えて闘いえなかつたこの國の和平論者や反軍思想の人々をたのしがらせた。もちろん彼のがんばりは、そのころの自稱反戦主義、反軍主義の青白い自由主義インテリ層にくらべて立派なものであつた。しかし彼のこの態度が民主主義的思想からで

たと考えるのはあやまりである、それは彼の場合、彼の教養と長い経験とによつて培われた親英米主義の信念が、生來の頑固一徹な性格に裏打ちされて、あくまで非妥協的となつただけのものである。

とにかく戦時のこの抵抗がものをいつて、敗戦後東久、幣原の兩内閣で吉田は外相に歴任した。とくに幣原とは先輩、後輩關係に加えて、性格はおよそ正反對だが思想的には非常にうまがあつて、敗戦後のわが政治の最高樞機を分掌した。根が官僚で新しい民主主義時代の政治家としての識見も感ぜもない彼のことだから、自分が政黨に入つて黨首にならうなどという氣持は全然なかつた。だから四六年五月、鳩山が追放されて黨の後事を託されたときは、吉田は多年の友情の手まえ、いやともいえず不承不精に引きうけたものの、野武士のような黨人たちとテンデ肌があわず、したがつて、前にのべたように黨務にも冷然たる態度をとつていたものだ。

吉田が自由黨の黨首をいやいや引きうけたことは事實だつたが、それまでの彼の周囲の人々は極力彼にそれを進めた。吉田は鳩山の懇請をうけたとき、幣原首相や岳父牧野伯、町田忠治らと相談した。きかぬ氣の彼が一週間もかかつて慎重な態度をとつたことはおそらく生涯なかつたであろう。彼をめぐる一切の舊勢力——牧野、松平の宮廷勢力、幣原、佐藤(尙武)らの外交官僚および伊澤多喜男をいただく内務官僚——の考えは、彼をクサビとして保守政黨と連けいするとともに、非常な勢で擡頭しつゝあつた民主勢力にたいする反攻の戦士とするにあつた。彼の強い天皇制護持と貴族主義にも

とすく封建的特權階級意識とは、その不屈の闘志と相まつて、舊勢力のホープとみられたからだ。事實、當時の國內政治的情勢は自由黨の無黨首状態のため、内外民主主義高揚の空氣の中で、社會黨中心内閣の出現さえ豫想された。それは舊支配層にとつて大きな脅威であつた。だから第一黨たる自由黨の後任總裁を大急ぎできめて、次期政權を保守勢力の側につなぎとめようとしたのであつた。氣のすすまない吉田が、彼らからすすめられて、總裁をひきうけるとともに、内閣首班をかつて出た根本の理由は以上の點にあつた。ここにまた彼が黨首となつても、黨務はおつぼりだして、わがままを通すことのできた一半の理由もあつたわけだ。

ところが、河野、三木、大久保ら、鳩山派の番頭どもが追放されて、鳩山私黨色がうすらぐとともに、吉田自身だんだん政治に興味を覺えてきた。のみならずそれからまた一年、自由黨が完全野黨となつてからは——野黨にむりやりなつたのも、むろん吉田自身の意見がその大半の原因であつた——黨務にまで非常に熱心になつてきた。ことに民主自由黨成立後はどんな小さな地方支部の大會にも自ら出かけるし、長いあいだ全然かえりみなかつた黨財政も參議院あたりの松島や寺尾や大屋に命じて心配するようになった。もちろん、涉外關係は白洲——山田の、以前からの線を中心として、近ごろは加納——伊集院の舊正金銀行系の新しい線を加えて、吉田みずから采配をふるつてゐる。全黨員が總裁に頭があらぬのはむりはない。

吉田はこのように大いに黨務を勉強しているが、元來が知性と政治的感覚がとぼしい。有名な四七年年頭の辭で、勞組幹部を「不テイの徒」よばわりしたことは、人民の民主主義運動にたいする生來のはげしい敵意から出たのであるが、近代的政治感覺のないことをものがたるもつともいぢるしい證據である。しかし彼は傲岸不遜にみえて、實は自分の缺點を知つてゐるのか、それをおぎなう意味からかも知れないが、こうした要素を尊重する。吉田内閣で和田農相を重用したことや、大村を次官から内相に、増田を北海道長官から運輸相に起用したことはその著例だ、野黨になつてから官僚上りや學者を重用していることは後章でべる。吉田の嗜好は彼自身官僚であることにもよるが、純黨人のなかにあまり人物がいけないことが大きな原因であろう。という官僚や學者の中に人物があるかと反問されるかも知れない。なるほど大村や増田や周東にしても、永田や板垣や高橋にしても、黨人にくらべて決して人物とはいえない。しかし政策立案者として、また行政技術屋として古手の黨人にくらべれば少くとも有能である。それに役人商賣でたきあげた自己および同族保存の才能がつよい。この本能からくる時代感覺は舊黨人にくらべてはるかに鋭敏だ。とにかく、黨人のなかに鳩山級の太ものがなく、吉田を總裁にむかへこのごろではあらゆる點で彼におさえられているのだから、少少不平不満があつても、吉田のわがままに屈伏するか、いやなら芦田や矢野のように自由黨をとびだすか、はたまた勉強して官僚上りに負けないだけの腕と頭をみがくほかいしたしかたあるまい。

吉田が黨務にはげむのは、彼獨とくの負けじ魂と權勢癖、その底に流れる超保守的性格から、保守戦線の大合同をはかると同時に舊勢力を含めての保守内閣をつくらうとすることが何といつても彼の眞のねらいである。最高の目標は彼と同じであるが、性格、肌あいはまるでちがひ、政策實現の方式にも多少ちがひのある芦田民主黨總裁とは當分犬猿の間がらだ。政權のとりつこ、第二段の保守合同に主導權の奪い合ひで、吉田、芦田は目下火花を散らしているし、急にこの争いはやみそうにない。いずれにしても國內政界に健全な保守政黨は必要である。吉田は早くから口ではその結成を高唱している。だが民自黨はむろんそこまで成長はしなかつたし、吉田式の指導だけではとうてい近代的保守黨は生れそうもない。だから民自黨や民主黨内新人の勉強や奮起が必要とされるのである。

植原悦二郎敗戦後、政界にかえり咲いてまだ生きていたのかと、世人をびつくりさせた人々が少なからずあつた。植原悦二郎もその一人であつた。昭和十八年の翼賛選舉で落選して後は、彼は政界から退いてしまつた。この日以来の彼の引退ぶりは鳩山やその一統とくらべてはるかにてついであつた。政治にのぞみをすてた植原は、逗子に楠葉女學校をつくつて校長となり、また古屋商店、山王ホテルの各相談役、内外化學製品會社の顧問と、こまめにかせいでいた。

「明治卅三年渡米してワシントン大學卒業、同四十年渡英、ロンドン大學で研讀、經濟學博士の學

位とアダムスミス賞をうけた。同四十三年歸國して東京商工、立大講師、明大教授となり……」と略歴にあるから、その前半生は教師であり、學者であつたわけだ。だが教育家、學校經營者としては夫人に一段おとし、學者としては、一家の理財にたけた『私經濟學』者にしかすぎないようだ。それでも議會政治家としては、大正六年以來代議士當選九回。政友會の長老として鳩山より先輩であつた黨歴だけからいうなら、戦前すでに大臣になつていても決して不思議ではない。しかし昭和六年から十年まで衆議院副議長をつとめたのが、彼にしては大でさなくらいである。

終戦後、自由黨の結黨に参加して總務委員兼常議員に推された。八・一五交詢社會合に出席したが彼の長い政治生活からの離脱は當時彼を政治的不感症におちいらせたかのようなつた。隠遁前の彼を知るものが、戦後はじめて彼とあつたとき、植原もモウロクしたのではないかとあやしんだという。しかし年からいつても明治十年生れの當時七十歳、吉田茂より一つうえにすぎない。それに體格、健康はいたつてよい。だからまもなく昔の元氣をとりもどした。結黨とともに顧問となり、吉田内閣では國務相として入閣した。黨歴の長さがついにものをいつたのである。

閣僚として植原が擔當した出版用紙割當を伴食という人があるかも知れない。しかしこの仕事は元來、言論・出版の自由を物的に保證する重要なしごとである。だから彼はその期間、言論・出版の自由の活殺をにぎつていたわけだ。被追放者迫水久常が計畫した「内外新聞」にとくに五萬部の新規割

當を許可したのは植原大臣時代であつた。長野縣下の二、三の新興紙に同じく割當をしようとしたのも同じころだつた。彼の治績が反動紙の保護育成と選舉地盤の擴張だつたといわれたゆえんである。また「自由主義者」植原の本質もこれでおよそわかるであろう。

四七年一月、大村内相辭任の後をうけて、植原は多年の宿望であつた内相に就任した。懸案の選舉法改訂を保守勢力の有利なようにやらせるためであつた。この仕事を彼は十分にやつてのけることはできなかつたが、それでも選舉法を中選舉區、單記制まで後もどりさせるだけの「功績を黨のためにたてた。」(彼の持論は一選舉區一人の極少選舉區制である。)

自由黨が野黨となつてから彼はもとの顧問になつた。民主自由黨ができてからも、ひきつずき顧問である。顧問は地位は高いが、閑職である。敬われるが、重んじられないのが顧問なのである。自由黨が民自黨になつて、幣原は最高顧問、大野、星島、増田いずれも顧問となつた。だが、これらの人は名まえだけの顧問だ。實際は齋藤、山崎、周東ら第一線の幹部以上の實權をもつている。植原はしかし名實ともに顧問だ。なぜか？ 近代的政治家としての識見、手腕の點で不適格なことは、おおかたの自由黨幹部とおつかつであるが、彼の場合致命的な弱點がいま一つある。おそろしく慾の深いこと、極端なエゴイストであることだ。この點、彼より若いのに、彼以上古い政治的感覚のもち主である大野や大久保が、黨内外に評判のいいこととおよそ對蹠的である。後の二人は多くの弱點はあるが

よく財をあつめ、それを惜しげもなく散ずる。それに黨人としての意識が植原とは段ちがいに、はつきりしている。黨全體のためとはいえないまでも、とにかく黨員のため、派閥のためには自分一個の利慾を忘れることのできる人たちだ。こうした俠氣が植原には全然といつてよいほどない。だから彼の長い黨歴にもかかわらず、彼には子分らしい子分はないし、胸きんをひらく同志もない。

そこで植原の政治的生命は、もうこれでおしまいという結論が生れよう。それにしても長生きをしたおかげで民主主義時代の大臣になつたのだから、植原としてもこれ以上のぞみはもたないことだ。

大野伴睦は民自黨の成立にさいして、大野伴睦は幹事長を山崎猛にゆずつて顧問となつた。常識では黨運営の第一線を退いたことになるが、彼の場合かならずしもそうでない。というのは民自黨は自由黨の延長であつて全然別なものではないこと、だから民自黨の實質的中核は依然として鳩山派であり、その中心はかれ伴睦だからである。では、なぜうわべだけとはいえ、彼は第一線からひかねばならなかつたか。新黨内部の派閥の勢力均衡、黨内空氣の一新、自由黨に絡まるとかくの世評にたいする遠慮などが、その理由であるといわれる。とくに世耕事件でバク露された自由黨關係の醜聞や尾津、眞木らギャングの親分どもと自由黨との關係などについて、彼が直接責任はないとしても、幹事長としてのおもてむきの責任をとらされたかつこうである。こういうと大野はひじょうに氣の毒だと

思われるかも知れない。しかしよろこびいさんとはいえないまでも、彼自身すと承知して責任をとつたのだから、それほど氣の毒ではない。というのは黨および黨員の不祥事件に彼自身もけつして罪—少くとも政治道德上の罪がなかつたとはいえないからである。それに彼の立場は多くの黨員にも吉田總裁にも十分理解され、幹事長引退となつても黨の輻輳からは事實上除外されていらないからだ。自由黨が野黨宣言以來、とくに四七年下半期の黨財政逼迫當時、黨の臺所をあずかつてヤリクリをしたのは、彼の才覺にあつたからといわれている點から、世間の疑惑もさることながら彼の黨にたいする功績がかわれたのである。

古風なことばをかりれば、大野は『清濁あわせのむ』ていの太つ腹な男だといわれている。小型ではあるが、まずそういえないことはなからう。その腹にくらべて、頭の方はいたつて御粗末である。見識は低いし、感覺は古い。政治家として天下國家を考へることは大野のからではない。眼中にあるものはたかだか、黨だけである。悪くすると一個の派閥だけかも知れない。脳裡にあるものは政策というより、政略だけといつた男である。新らしい時代、新らしい思想にたいする理解はおそくむしろ反撥的な反應を示すたぐいの人物である。その反對に舊い情誼にたいしてはふつう以上に敏感である。このような人からは、保守的な世界では非常に好意と信頼を博するのが常だ。ことに封建的なし半封建的な親分子分關係の支配している環境のなかでは一層そうである。自由黨の性格——黨内の

派閥や黨運営の實際と、この大野の性格をてらし合せてみれば、彼が幹事長としてよくその重責をたしつづ、黨内外の信頼を一應かちえたのも、けつしてゆえなしとしない。

のみならず、大野の場合、鳩山直系中の直系であることが忘れられてはならない。彼と鳩山との関係は大正十二年彼が東京市會議員に當選する前後、いやその前の牛込區會時代からの實に三十年間以上の仲である。この間彼は一度も鳩山を裏切つたことはなかつた。昭和十四年政友會が鈴木喜三郎總裁の病歿後、後任總裁問題でもめて、正統派（久原、鳩山）と革新派（中島系）とに分かれたときにも、大野は終始正統派を支持したし、戦時中はつ頭つ尾鳩山と行動をともし、東條推薦選挙では非推薦で落選した組であつた。もちろん自由黨の結黨には最初からはせ參じて、えんの下の力もち的な仕事に奔走もしたし、鳩山幕下の骨の折れる勢力糾合や金づくりにも骨をおしますはたらいた。吉田内閣ではこぼろ美に内務政務次官をいただいた。四六年十月から四四年三月十四日まで黨幹事長を歴任して文字どおり黨務に粉骨した。彼のこの黨利己心とまでいえる黨にたいする忠誠心は、さきにも述べた彼の古い感覺と狭い政治的識見と相まつて、時として思わざる不評を彼自身と黨とのために受けることがあつた。四六年夏の九十一議會での朝鮮人問題にかんする彼の失言、九十二議會社會黨とのあいだに起つた暴行さたの一方の指揮者であつたことなどは、そのいちじるしい例であつた。とくに前の事件では朝鮮人連盟の強硬な抗議をうけて謝罪させられたが、舊式な政治屋、反動的な政略家としての印象を深くした。

しての印象を深くした。

戦争中、大野は翼政や日政に入らず、非推薦組だつたから、一應「自由主義者」とみなされたが、高級な自由主義の教育は彼には薬にたくもない。彼のおかれた過去の環境が文化的なもの、民主主義的なものとは縁遠かつたからだ。彼が卅二歳で市會に入り、終身市會議員待遇となつた頃の東京市會は、鳩山が議長として牛耳つていた。政友會系議員とあらゆる種類の利權屋の巢窟として、市會にはつきつきに大小の疑獄事件が起つた。東京市會がタマニー・ホール化した時代である。このような雰圍氣の中で、多數派の一員として政治にスタートした若い大野が、政治は利權や情實と切つても切れないものであることを知つたところで何の不思議があろう。政策をたかくかかけて正々堂々の政戦よりは、謀略とかけひきによつて議員の離合集散をはかることだけが、政黨政治のありかただと、彼が理解したとしても、どうして大野だけのまぢがいといえよう。だが、政民對峙のはげしい政争の中で鍛えあげられただけに、古い政略家としての勘のよさは、黨内で彼の右に出るものは、追放された三木武吉ぐらいのものである。

東京市會時代以來むすばれた政治的あるいは「政治外」的な因縁は、その後彼が議會に入つてからもつづいたが、それが戦時中の一時的な中斷の後、今日ふたたび復活したであろうことは十分推察できる。すなわち土建業者やバカチうち、暴力團やテキ屋の親分、ヤミ資本や女郎屋、料理屋、興業師、

さてはこれらとなれあう一部の警察勢力等々、およそヤミの世界の支配者たちと彼とのあいだの交誼は、この時代以来の腐れ縁なのである。これとても決して大野がひとりで行った環境ではない。鳩山親分や大久保兄分のつくつておいた地盤をうけついでにすぎない。

だから大野は品がわるいといつてみたところで、それは彼一人の責任ではないのである。政友會鳩山派の伝統的な持ち味なのである。大野はしよせん、その衣鉢をもつとも忠實にうけついで小ボスにすぎない。それにしても、彼の人となりとその後継者としてもつともふさわしかったことは事實である。この人の息子が長男、次男二人まで土建界の人となつていふことからすれば、彼の血は次代を支配するほど強烈であるのだろうか。

星島二郎 野武士、田紳、親分、壯士といつたてあいか、さもなくば古手の官僚あがりの多い、およそ非文化的な自由黨内で、星島二郎はめずらしい近代的紳士として定評がある。風采、人がらにも知性的な匂いがとほしくない。明治二十年生れの六十二歳、大野より二つ上だが、感覺はむしろ新しいくらいだ。大正六年の東大法科出、同窓には片山哲、三輪壽壯があり大正九年以来三人で日比谷に五十錢均一の大衆法律相談所をひらき、はやくから婦選の熱心な提唱として先覺婦人のあいだに人氣を博した。いまでも彼と交友關係をつずける片山、三輪氏は社會主義者として無産運動に入つたが、

星島は大養木堂の國民黨に入り、木堂とともに政友會に移つた。代議士當選九回。基督教的人道主義者として、太平洋戦争中は同交會に屬して翼賛、日政等に反對した。しかし「聖戰」にたいする彼の態度は、他の同交會メンバーもそうだが、必ずしも純粋いではなかつた。なぜなら彼は日本綿布統制、衣料製品統制兩會社の社長および纖維統制會理事をつぎつぎにつとめ、官僚統制經濟の下うけをかせいだからだ。星島は元來、大原財閥の政治的代辯者である。だから纖維産業の戰時統制にさいして大原さん下の倉敷紡の利益を守るためにはたらいたのは當然だ。黨内純理派としてもつとも金權に未練氣がないらしくみえるかれ星島にして、なお紡績資本の番兵なのである。

自由黨の結黨にはもちろん最初から参加、常任總務から總務會長となつたが、温厚な理想家肌な人からは、新人議員のあいだにとくに評ばんがいい。ボス臭がなく、スッキリした教養人だから黨の看板にはうつつけである。しかし吉田總裁とは必ずしもしつくりいつていなかつたといわれる。それかあらぬが、また例の原俯のキャラコ事件にからんで、一時彼の身邊にも疑惑の眼があつまつたことなどを考えて、民自黨結成を機として彼は第一線をしりぞいて顧問となつた。キャラコ事件は星島が商工大臣のときに起つたのだから、たとえ彼自身拂下げに便宜をはかつたとか、はからないとかの世評どおりでないにしても、道義的責任は負わなければならぬ。

星島が吉田内閣の商相時代、直面した最大問題は四六年十一月の電産争議だつた。この争議におけ

る電産勞組の健闘ぶりは、末弘博士に推賞の言をはかせるほど水際だつていた。これにたいして争議の相手である日發は問題外として、政府は一度ならず二度まで失策を演じて、さすが政府擁護の一般新聞さえこれを認めたほどであつた。議會の附帶決議を無視して、勞調法をこの争議にはじめて適用したことは明らかに政府の横暴であつた。この問題では星島も他の閣僚とともに同様責任があつた。しかし中勞委の調停案にたいして、輕々しく眞つ向から反對聲明を出して中勞委の權威を政府みずからふみにじつたばかりか、そのため組合を硬化させて紛争を長びかせた點では、星島よりむしろ膳桂之助經本長官、植原國務相の方が多く非難さるべきだつた。星島は當時政府聲明の不手際に反省を加へ、争議が困難な政治問題となつたことを卒直に認めた。けつきよく電産争議は政府の讓歩となつたので、強硬一本やりの反勞働對策を主張する自由黨内には星島にたいする不満がたい頭した。「星島のような弱氣ではダメだ」というわけなのである。こうした聲は越冬闘争から二・一闘争の一大勞働攻勢がたかまつてくるにつれて黨および政府部内で次第に有力となつた。かくして一月卅一日の内閣改造によつて、彼は商相を石井光次郎にゆすつて國務相にうつつた。

星島はなるほど「氣が弱い」かも知れない。しかし自由黨には珍しく知性の人、純理の人である。だから實力派からはとかくの批評がある。吉田も内心けぶたがつてゐるようだ。しかし自由黨いや民自黨の近代的保守政黨への脱皮のためには、彼のはたすべき役割は今後一層増大する。このとき、彼

は意志の人たることにつとめて、その弱點を克服すべきである。

増田甲子七 四七年四月選挙の前後を通じて自由黨には官僚分子が多く流れこんできた。吉田の官僚ごのみと、政黨のワクをかりなければ立身出世ができないことを知つた役人獨特の便乗主義と、黨人の知性の貧困さとの三つの事情がむすびついたためである。自由黨の看板で立候補して當選した官僚上りは首長、參議院、衆議院各選挙をつうじて非常に多い。おもだつた代議士當選者は大村、増田、谷川、周東などである。そのうちでも増田は四七年一月の吉田内閣改造にさいして、北海道長官から一躍運輸大臣に拔てきされ世間を驚かせた。當時彼の自由黨入黨は約束済みではあつたが、吉田の黨人輕視にたいして黨内に不満が起つた。自由黨が野黨となつてからは増田は先輩大村追放のあとをうけて政務調査會長となり、民自黨成立とともに顧問に退くまで、八ヶ月間この重任をつとめあげた。わずか八ヶ月だが、この期間の政調會長は、黨の主唱する保守合同の線に黨内をまとめ上げるため、また世論をひきつけるため、政策轉換の中心となつた點で、彼の黨内での比重は次第に大きくなつた。吉田總裁のお氣にいりとはいへ、新參黨員として、一年生議員として、姑、小姑の多い中で、とにかく「統制派」の中心といわれるまでになつた彼は、やはりただものではない。増田がみとめられたのは、北海道長官當時、四六年十月の全炭争議が彼の調停で比較的すみやかに

解決したからであつた。これが「十月攻勢」から二・一闘争までの強烈な労働攻勢に直面した吉田内閣で、國鐵労組に對して彼を當面の最高責任者におし上げさせた直接の動機であつた。しかし二・一闘争は周知のとおり彼の對爭議「手腕」を發揮する必要のない事情で收拾されたし、まもなく彼も吉田内閣とともに辭職した。そこで彼のこの方面での手腕はそこご實驗されなかつた。だが、自由主義經濟に統制色の迷彩をほどこしたり、名だけの労働對策を羅列したりして、民自黨の政策綱領を飾つたところを見ると、彼もなかなかすみにおけないデマゴーグである。

増田は當年五十一歳、大正二年京大法科卒、内務省に入り神奈川縣屬をふりだしに、警保局、大阪などの警察畑をすすみ、昭和九年内相官房文書課長から資源局、對滿事務局、關東局を轉々とするうち肺病となつて昭和十三年退官した。その後八年間闘病生活を送つたが、人間何がさいわいになるかわからない。この病氣のおかげで、彼の先輩、同僚、後輩の大部分が追放旋風で吹つとばされる中を奇蹟的に助かつた。四六年十月、幣原内閣の堀切内相の下で福島縣知事に返り咲いたのが、彼の好運のはじまり、四七年四月北海道長官となり、それから後は前記のとおり大臣の金的を射とめたのである。終戦後の民主主義政治のもとで、一かゝの官僚が大臣になつたのは彼の先輩大村と彼だけである。大村、谷川はもはや政治的生命は絶たれた。しかし彼は名は民自黨顧問だが、第二段の保守合同が實現するまで、いや吉田の目の黒いうちは彼の古巣の官僚陣と黨とのクサビとなつて、その政治力

を發揮するであろう。現に次期總選舉をめざして、各省次官、局長級の吏僚どもの民自黨入りがはじまつている。かれらは増田や大村をみならつて民自黨をいわば足場としようとするのだ。これら官僚群の中心には當然増田がいる。そこで増田は自由黨官僚間のボスであつたし、民自黨でも今後そうである。この點で大野、廣川を中心とする黨正統派と摩擦があつたし、今後もまた十分にそれが豫想されるのである。

山崎猛^二民自黨の成立によつて、山崎は幹事長の重任を擔つた。吉田内閣の第九十二議會で樋貝議長長のあとをうけて、彼は帝國議會最後の衆議院議長をつとめたが、名議長の評をうけた。四七年六月の第三回黨大會で議員總會長に選ばれ、大過なく任をはたした。明治十九年生れ六十三才、茨城縣出身、一高卒、戦前文部司法の各大臣秘書官をやり、卅六才で郷里の永戸市長を數年つとめた。戦時中は政界を退いた。京城日報、滿州日々はじめ植民地の言論機關の各社長を歴任、そのほか電通映畫專務、朝鮮産業貿易取締役をかせいだ。終戦後政界に返りさき、二度の總選舉に郷里茨城縣から當選したが、代議士は大正九年以來合計八回當選の古強者である。この經歷がものをいつて大世帯の幹事長となつたわけだが、彼の前歴は元來舊民政系の松野鶴平系に屬している。だから民自黨内の複雑な派閥間の勢力均衡のうえからいつて、幹事長の最適任者とみなされたのである。もう一つの理由は黨人

ではあるが、彼の比較的公平な性格と、官僚にたいする理解ある態度は、党内正統派と官僚勢力との摩擦調整にもうつつけとみられたことだ。だが、野黨の幹事長として彼は前任者大野ほどの闘志はない。それに金策がへたときている。だから無難に役目はたせようが、黨の推進力としてかれ山崎は迫力不足のうらみはまぬがれまい。

板谷順助 板谷老はいまでこそ參議院の長老として民自黨顧問におさまっているが、昔は政友會代議士として六回當選の闘士であつた。終戦後貴族院議員に勅選されたのを機會に四七年參議院にうつたが、多年の地盤と豊富な資金にものをいわせて、北海道から最高點で當選した。當年七十二才の高齡だが、元氣は若いものそのけ。いまだに參議院の黨代表實問は自らかつてで、なかなか後進にゆするうとしない。北海道財閥の雄板谷合名の一員で大ブルジョアである。板谷商船取締役をはじめ海運、海陸特産物、醬油醸造、農牧畜、倉庫、木材、銀行業をいとなむほか重役として關係する會社は數多い。年はとつても身體の丈夫な老人がみなそうであるように、彼もまた自説を固執することにはすこぶる頑固である。しかも彼の場合個人的な好みに加えて、階級的利害というものが、たえず彼の行動を支配する。大ブルジョアの政治的代表者として彼の言動はもつとも露骨な反動主義で裏打ちされる。各黨代表實問のうち彼の演説ほどはつきりした反共、反人民的なものは少ないゆえんで

ある。民自黨結成とともに、板谷老は參議院議員會長を松島喜作にゆすつたが、黨顧問、北海道支部長として老いてますます精力的な活動をしている。金もちなのに、いや金もちだから、金錢には細かく、黨の台所を大きくうるおすこともない。しかし小金はちよいちよい出すし、やかましい長老だから參議院の黨勢としては輕視できない存在だ。

團伊能 三井財閥の總帥としてかつて大三井王國に君臨した團琢磨の嫡子である。御曹子といつてももはや五十七才。氣のきいた富豪の二代目には、あり餘る富をいだいて藝術の畑や象牙の塔にこもるものが多いが、彼も結構な身分で、東大文科を出ると、ハーバード大學やリオン大學に遊んで西洋美術史を學んで歸り、母校の助教となつて美學や美術史を講じた。昭和十年文化使節として渡米、現在帝室博物館顧問。この略歴が示すようにおよそ政治には縁のない人物だつたが、終戦後貴族院議員になつたのがやみつきで、四七年の參議院選舉に福岡縣から候補にたち、最下位で當選した。政治にはむろんズブの素人であるが、文化性の低い民自黨に彼のような文化人が幹部として加わることはたしかにプラスであろう。自由黨時代から參議院議員を代表して政調會副會長となつたが、政調會が衆參二本建となるや、彼は參議院政調會長に選任された。親の光りんぬんの批評もあるが、吉田總裁の好みに適つた好紳士であり、民自黨の文化政策立案には貢獻するところが少くないだらう。

松島喜作・寺尾豊、吉田總裁が黨務に熱心になりだした四七年暮ごろから、吉田は參議院議員の方面から黨資金をひき出しているという。うわさがひろがつた。このうわさはやがて事實であることがわかつた。松島喜作、寺尾豊が御用達であることが黨内外の人の目にうつるようになった。それからぬか、この二人の黨内での重みはこのころめだつて加わつてきた。松島は新黨成立を機會に板谷老にかわつて參議院議員會長に、寺尾は總務で四國地區の黨務を主宰するようになった。

松島、寺尾の金の出どころはどこだろう？ 松島は京大經濟部卒業後ただちに興銀に入り、昭和十六年理事にのぼつたが、四六年辭職して大和證券會長に就任して現在にいたつてゐる。興銀ではいろいろなポストについたが、準戰時經濟時代の數年間貸付課長として、また太平洋戰爭中は貸付擔當の理事として、ぼう大な國家信用造出の直接擔當者として活躍した。銀行家にめずらしい太つ腹な人物、この點、戰時特別金融機關、興銀の放漫金融の元締としてはうつつけであつた。興銀は周知のように、國家金融大資本として、國民の負擔において政治的な金融ができるのだから、政治屋的資質のある松島にはおもしろい仕事ができただのである。同じ興銀で彼より一、二年後輩の栗栖が總裁から片山内閣の藏相になつてゐるあいだに、彼は銀行を退いて興銀恩顧の大和證券にはいつた。このような經歷がかたむように、かれ松島の前半生において、彼が目をつけた事業會社は無數であつた。準戰時、戰時の十年間にわたつて、彼のおかげで息をふきかえし、それから花形軍需工業として榮えた會社は

相當な數だ。事業會社ではないが、大和證券またしかり。彼が面倒をみた會社の株式や社債の發行、下請業務で大和證券はしたまもつけたからである。だから、少々の黨獻金ぐらゐは松島の口さき一つで何でもないことだ。まして黨への忠勤ぶり如何では、後輩栗栖が彼に一步先んじてたどつた道が必ずしも、彼にたいして開かれないでもなからう。

寺尾は松島にくらべると金ずるははるかに小さく狭い。しかし高知縣造船、關東正機その他數社の重役を兼ね、戰時軍需景氣の波につて大もうけした。一地方財閥であるが、彼は使用人的重役とちがつて、どの會社も彼一個のものといえるほどだ。純然たる資本家である。だから事業からあがる收益の處分は誰に氣兼ねもいらぬわけだ。黨への獻金も思ひきつたことができるゆゑである。といつても事業と政治を半々にらんでハメをはずさない點、彼もぬけのない事業家である。四六年の總選舉では衆議院に高知縣から出て當選したが、四七年の四月選舉では地盤を吉田御大にゆすつて參議院に轉じた。これなど彼の手がたい性格の一端をものがたるものだ。

以上のほか、衆議院には自由黨代議士會長たりし三多摩の古い顔役である中島守利、自由黨時代も民自黨となつてからも副幹事長の一人として最近メキメキ賣り出した廣川弘禪、自由黨の前副幹事長で民自黨では總務となつた山口喜久一郎、吉田内閣の内相で四月選舉で自由黨に入つて代議士とな

り：追放されて顧問となつた内務官僚畑の重鎮大村清一、自由黨クラブ初代の理事長で反共派の旗振り役倉石忠雄、同じく反共運動の急先鋒で民自黨總務木村公平がある。参議院には自由黨の前政調會顧問筆頭、いまは黨顧問の一人で帝人事件で有名だつた大藏官僚の大御所黒田英雄、關西財界の雄、現帝國人絹社長でそのむかし鈴木商店の金子直吉の片腕としてラツ腕をふるつた大屋晋三、自由黨前参議院議員副會長、紀州の殿様徳川頼貞等がある。とくに大屋は民自黨の議員總會長となつたが、参議院がわからこの地位についたのは彼がはじめである。民自黨が最近關西財界にくいこんでいるといううわさのある際、彼の存在は輕視できない。

國會以外にも黨の樞機に参畫して自由黨以來の黨のうごきに大きな影響を與えているものには、前自由黨顧問古島一雄老、自由黨前政調會顧問であり、慶大教授の永田清、同じく吉田内閣で文相だつた高橋誠一郎、自由クラブ理事長であり、總裁指名の總務海原清斗などがある。純黨員ではないが、参議院選挙で福岡地區から無所属で出て、最高點で當選した野田大塊第二世野田俊作、鳩山や吉田と親交があつて、不偏不黨を看板に急進的な記者を大量に追い出して新聞を自由黨のいわゆる準機關紙にしてしまつた讀賣新聞社長馬場恒吾、財界被逐放者であるが、**社交團體**、工業クラブの常任幹事として最近いろいろな動きをしている第一生命前社長石坂泰三、戦後證券界の第一人者として、自由黨、民自黨を通じて黨の物質的精神的後援者である山一證券の小池厚之助等がある。これらの人々は

黨外からこの黨を多かれ少かれ動かすことに役だつている。

なお、民自黨の新幹部、とくに幣原喜重郎最高顧問をはじめ、齋藤隆夫總務會長、長尾達生代議士會長、田中万逸、工藤鐵男、井上知治ら三顧問、降旗徳彌、左藤義詮兩副幹事長のような民主黨出身の人々についてもべなければならぬが、ここでは主として自由黨以來の幹部人物評にかぎつた。

第五章 自由黨は公約を守つたか

—公表せる政策とその実施面—

(1) 宣言、綱領、政策にあらわれた超保守性

筆者はすでに自由黨の性格を、その沿革と階級的基礎の面から觀察した。そこで本章では一九四六年四月の總選舉の結果、第一黨となり、進歩黨と連立して吉田保守連立内閣をつくり實際國政を擔當した自由黨が、はたして選舉前の公約を守つたか、政策實施の面でいかなる實績をあげたかについて、述べることにする。次の機會で、もし自由黨、いや本質的に自由黨の延長である民自黨が政權をにぎつた場合、どんな政治をやらるであろうか。はたして勤勞者の生活を考え、日本の再建と民族の繁榮を保證する政治を行うであろうか。そうでなくてこの反對であるか。正しい判斷に資する材料と示唆を讀者が汲みとられれば幸甚である。

まず吉田内閣のやつた施政を批判するまえに、順序として、自由黨結黨當時の宣言、綱領、政策を一わたりみる必要がある。これは第一回總選舉に當つて自由黨がかかげた國民にたいする公約の基礎

であつたし、四八年三月十二日民主自由黨の結成をまえにして公表された民自黨の「新」政策にとつても、この綱領、政策の精神は依然として一貫して生かされているから、要約して次ぎに紹介しなければならぬ。

◇宣言 言

世界は今や勝敗恩讐を越えて、一體協力、史上最高の文化を創造し、人類の威嚴を顯彰せんとして巨歩を進めつつある。この秋に際して、日本は深刻に敗戦の由て來る所以を究明し、君民一如の國家を護持して、再生發展の大業を成就し以て世界平和の進運に寄與せねばならぬのである。

翻て思うに、明治維新の五箇條の御誓文はわが國民、民主政治の指導原理として、長く日本國家に永遠の生命を與えている。然るに近時國內の綱紀全く亂れ、一部の武人權力を専らにし、官僚之に便乘して獨善を擅にし、憲政の大道みだれて輔ヒツその道を失う。之が爲に永遠の國是は誤られ、遂に列強の輕侮を招くに至つた。今や新生日本の發程に當り、基本的にして且つ普遍的なるべき信條は虚偽を去つて眞實につき、恣意をしりぞけて公論を尙び、潔く舊來の陋習を打破して、正義と自由との生活を擴充することである。

吾人同志が國家再生の道に進むに當りては平等の人權を尊重して機會の均等を圖り、政治を特權

階級の手から移し、以て民生發展の道を拓き、個人の創意を啓發して産業經濟の自由活動を助長し、世界の貿易に参加して列國との天恵をわかち、以て國民の生活水準を高むることが、緊急の要諦である。しかもその根底は拔本塞源の教學改革の斷行である。即ち舊來の軍國主義的、民族獨善的、劃一形式的教育を一新して、平和愛好の自由なる人格完成を圖ることがその根本條件である。蓋し政治、經濟、産業、教育、信教、勤勞其の他諸般に自由民主の體制を確立して、國民の福祉を増進し、互惠友厚の協調外交を促進して、世界の共存共榮を企圖するは、素より吾人が年來堅持せる主張にして、之が實現には完全なる責任政治の確立を期せねばならぬ。若しそれ各般の具體政策に至りては順次之を發表し、速にその公約を守らんとするものである。(以下略)

◇綱領

- 一、自主的にポツダム宣言を實踐し、軍國主義的要素を根絶し、世界の通義に則りて新日本の建設を期す。
- 二、國體を護持し、民主的責任政治體制を確立し、學問、藝術、教育、信教を自由にして思想、言論、行動の暢達を期す。
- 三、財政を強固にし、自由なる經濟活動を促進し、農工商各産業を再建して國民經濟の充實を期す。

- 四、政治道德、社會道義を昂揚し、國民生活の明朗を期す。
- 五、人權を尊重し、婦人の地位を向上し、盛に社會政策を行い、生活の安定幸福を期す。

◇緊急政策

第一、外交

- 一、學國一致國際信義の恢復に努め、速かに國際連合に参加するに必要な各般の措置を講ずること
- 二、久しきに亙る對支政策の過誤を根本的に是正すること

第二、政治

- 一、國體を護持し、責任政治體制の確立を目的とする憲法の改正を行うこと。
- 二、貴衆兩院の制度を改革し衆議院の權能を擴張して政治の中樞機關たらしむること。
- 三、兩院に常置委員を設置し、議會閉會中と雖も議會の權能を發揮するに遺憾なきを期すること。
- 四、選舉法を改正して、婦人參政權の實施、年齢の低下、公營の擴充を期し、官憲の干渉を排除し、選舉權の行使をして自由ならしめること。
- 五、人權の尊重と自由の保障を明かにするため速に關係法令の改廢を行うこと。

第三、行政

- 一、官僚主義を打破し、能率本位を目的として現行官吏制度に根本的改革を斷行すること。
- 二、官吏の大縮減を斷行し且官吏の待遇を改善すること。
- 三、官吏の任用制度を改正して、人物採用の途を自由にすること。
- 四、知事の公選を實施すること。
- 五、能率本位を目的として、自治制の根本刷新を圖り、その本義を明かにすること。
- 六、地方自治體の事務を整理し、その簡素化を圖ること。

第四、財政、金融

- 一、悪性インフレーション發生を絶対に回避するため急速に左の措置をとること。
 - (1) 軍需會社に對する政府補償金の凍結
 - (2) 戰時公債の支拂期間の延長並に利子の引下げ
 - (3) 官有財産並に官業小口分割拂下げによる適度の通貨吸收
 - (4) 公債公債主義の復歸
 - (5) 通貨發行高制限制への復歸
 - (6) 恩給制度の改革

(7) 行政費の徹底的削減

(8) 國民生活必需品、特に食糧の増産並に輸入

一、戰時に生起せる租稅負擔の不公平を是正するため急速に左の措置をとること。

- (1) 稅務官署の刷新充實による財産並に所得の再調査
- (2) 右の調査に基く課稅の公平化

第五、經濟、産業

一、必要やむをえない自主的統制の外、一切の統制を全廢し、自由經濟を復活して國民の生産活動を促進するため左の措置をとること。

- (1) 國家總動員法並にそれに基づいて發せられたる諸法令の急速撤廢
- (2) 木材統制法の即時撤廢
- (3) 經濟警察制度の廢止

二、國際貿易への急速なる参加を期し、蠶糸纖維製品、工藝品、工藝品工業等輸出産業の培養に努むること。

三、輕工業の復興を期すると共に之に必要な重工業の振興

四、中小商工業の育成

第六、文教、思想

一、偏狹固陋なる國家思想を排除して、君民一體の日本の民主思想を確立し、更に廣く世界の文化を吸収すると共に深く東亞文化の歴史的發達を検討し、東西文明の融合を圖ること、之がため國立文化研究所を設置すること。

二、大學院を改正し、學問の自由獨立を確保し、且大學の講座を開放すること。

三、高等學校並に大學豫科を三年制度に、中等學校を五年制度とし、國民學校に地方的特色を加味すること。

四、劃一教育・強制教育を一掃し、教授教員の獨創的知見を尊重して、青少年の個性完成を教育の本領とすること。

五、……略

六、官私學校を一切平等とし、官民兩界を通じて學閥を打破すること。

七、教育者の名譽的、物質的待遇を向上し、又官立學校教授教員の官吏たることを撤廢する。

八、宗教、藝術に對する官憲の干渉を排除する。

九、十、……略

第七、食糧、農林、水産

一、新文化基調の國土計畫を樹立し戰災地復興並に治山利水政策、道路港灣政策を大規模に實施すること。

二、農山漁村を通じ各種の國家施設を普及し農村文化並に農村生活の向上を期すること。

三、開墾、開田、干拓、耕地整理等農耕地の開發計畫を確立し國費を以て大規模に實施する。

四、農地制度改善を促進し、速に自作農施設の擴充及小作料の適正化を期すること。

五、有畜農業の普及並に飼料施設の擴充を圖り、食糧及農畜製品の増産を期すること。

六、肥料及農機具等生産諸資材の製造施設を擴充し、之が供給確保の措置を講ずること。

七、米麥の農家供出を適正に緩和し、割當方法の合理化並に供出米麥價の大幅引上げを行い、供出殘存米の自由賣買を認むること。

八、……略

九、必要量の外米等穀類の輸入に最善の措置を購じ、速に之が實施を圖ること。

十、生果物、鮮魚介類等鮮食糧品の官治統制を即時撤廢し、生産の増強を圖ること。

十一、十二、……略

十三、農業技術水準の高度化及機械化農業技術の普及を圖ること。

十四、自由主義を基調として農林漁業團體の革新再建を斷行すること。

第八、労働、社会

一、労働の神聖を維持し、労働者の地位向上と保護發展を期するため、労働の法的地位を確認し、労働条件を改善し以て勤勞精神の充實を圖することは喫緊の急務なり、よつて左の諸條件を急務すること。

- (1) 労働組合の確立
 - (2) 團體協約法の制定
 - (3) 労働争議調停機關の改正整備
 - (4) 婦人少年労働者の保護
 - (5) 工場労働者の歸農援助
 - (6) 産業經營に對する従業労働者の地位設定
 - (7) 労働者教育の確立普及
- 二、明朗活潑なる勤勞を尊重し、且勤勞者の地位を保障することは目下の急務なり、よつて左の社會立法制定と諸對策とを急務すること。
- (1) 失業保險法の制定
 - (2) 養老年金制の採用

- (3) 健康保險法の整備
- (4) 農業保險制度の改善擴充
- (5) 醫療施設民主化
- (6) 戦傷病者、戦病者遺族の援護施設
- (7) 軍人軍屬徵用工員の復員後の授職
- (8) 在外同胞の急速歸還とその援護
- (9) 戦災者住宅問題の急速解決

第九、婦人

婦人参政權附與と共に婦人に對する左の諸施策を實施すること。

- (1) 男女就學の機會均等並に男女共學制
- (2) 婦人を拘束せる法律制度の改廢
- (3) 婦人に對する政治教育の應急施設
- (4) (5) ……略
- (6) 母性、乳幼兒に對する保護並に其の普及
- (7) 婦人勤勞者に對する貞操保護の完全なる施設

第十、戦争責任者

戦争責任者並に戦争に便乗して恣意を働き、もしくは軍官と結托して、不當の利得をなしたる者の責任糾明の途を開き政治の革新と國民生活の肅正を期すること。これがため戦後特別裁判所を設置すること。

以上、宣言、綱領に明らかなように、自由黨の政策の中心は、第一に天皇制の護持であり、第二に自由主義經濟への復歸を表看板にした官僚統制の撤廢である。このことは、宣言、綱領の各所で強調されているばかりでなく、結黨大會における鳩山總裁のあいさつでもはつきりあらわれている。亦なわち彼の一時間にわたる演説は徹頭徹尾共產主義の攻撃に終始し、天皇制の護持によつてそれを合理化している。しかしこつけないことには彼はそのなかで

「天皇が日本を統治し給う、ということは、日本國民の血肉となつてゐる信念で、ここに何も述ぶる必要はありません。説明は反つて冒瀆とも感ぜられます」

とのべて、彼および彼の主張が基礎となつてゐる自由黨の政策の超保守性をさらけ出している。けれど宣言にいう「君民一如の國家」「五箇條の御誓文はわが國、民主政治の指導原理云々」や、綱領、政策にうたつてゐる「國體の護持と民主的責任體制の確立」ということに關する彼らの眞意は、けつきよくは言葉のほんとうの意味における立憲君主制でも何でもなく、天皇統治の舊絶對主義體制を残そう

という反動的意圖にもとずいてゐることをはしなくも暴露してゐるからだ。同じあいさつで鳩山は「社會的構成の點よりわが國は族長的國家の典型的なもの、一大家族的集團であります。社會形態の理想は家族に求められ、ここには全體と個體、權威と自由、命令と服従、本能と理性、道德と經濟とが完全に調和一致してゐます。家族的國家はこの強味があります。その中心が天皇制である。天皇を失えばその中心を失います」と説いてゐる。まるで戦争中東京帝大の教授難波田春夫の御用「學説」そつくりではないか。これを鳩山個人の反動的信條というなかれ。政黨の信念ともいふべき立憲宣言を一讀すればこれを貫く自由黨の精神がいかにかつての軍閥、官僚、觀念右翼をほうふつさせるものがあるかということに氣がつくであらう。

(2) 黨の指導原理・「五箇條の御誓文」

宣言は明治の五箇條の御誓文をもつて、民主政治の指導原理であるといつてゐる。なるほど五箇條の御誓文はその字句の上つつらからだけみれば、近代民主主義と一致してゐる。しかしいつたいそれはいかなる動機、いかなる目的をもつてつくられたか、またどんな歴史的條件のもので「降」しおかれたものか。當時の史實を科學的、良心的にみるものならば、それがおよそ近代民主主義の精神と似

ても似つかないものであつたことを疑うものはない。それは明治の藩閥政府が舊幕臣の反政府的實力行動を防止するとともに、はやくも政府部内で起つた藩閥、派閥間のはげしい政争に手をやいてその休戦を提唱としたものである。「萬機公論」の公論は決して無差別平等な言論の自由ではない。特定の身分門閥のワク内でのそれである。すなわち閥間やいわゆる「士」間の公論であつて、目的はあくまで派閥の妥協をうながすためのものであつた。それにしても、もしこれを東條憲兵政治攻撃のため武器として用いるならばまだしもである。敗戦後のとうとうたる内外民主主義革命の風潮のなかでことさらにこれをもちだし、しかもそれが近代民主主義の指導原理だなどと、おくめんなく宣言の中で明言するにいたつては、まづたくその頭脳や感覺を疑われてもしかたがないのである。

(3) 總裁あいさつの無智とデマ

自由黨の知性をはかるものが、いま一つある。それはほかならぬこの政策の重點をなす自由主義經濟に關連するものであるから、とくに讀者の注意を喚起したい。

鳩山總裁はいう。「社會主義的計畫經濟が國民に何を與えたかは支那事變以來の苦い經驗によつて國民自身が誰よりも知つてゐるところである。われわれは民主主義政治の經濟的基盤は、自由經濟なり

との確信の下に社會主義的計畫經濟に反對し國民經濟の安定と進歩のために、健全なる市場の恢復と經濟活動自由の實現を期するものであります」と。鳩山によれば、民主主義政治の經濟的基盤は自由主義經濟であつて社會主義的計畫經濟ではないそうである。もしそうならソ同盟をはじめ、東歐の新民主主義の諸國の經濟復興は何によつてなしとげられたか説明がつかなくなる。それは彼の頭で理解できないとしても、戰爭經濟をリードしたわが國官僚統制經濟をもつて社會主義的計畫經濟と斷じるにいつては、彼の無智か、そうでなければ事實をごまかすことこれより大きいことはない。絶對主義天皇制政治の下で、國民とは何の政治的つながりのない官僚が絶對主義的な強權をもつて獨善と恣意のままに統制した國家經濟を、人民の民主主義的政權の下で、その民主的な管理によつて行われる社會主義經濟と同一視することは、單に形式の點からするもその誤りであることは明白であらう。

また鳩山は同じあいさつの中でフランス革命をもつて「自由の名によつてあらゆる犯罪を犯した。これは自由主義者を偽裝せる暴力彈壓獨裁であつた」と説き、數十年前にH・G・ウェルスの如き人でさえ讚えたフランス大革命の進歩的意義を抹殺している。さらに細いことをいへば——細いようではさうではない重要なことだが——鳩山はあいさつの中で中日事變といわないう支那事變という言葉を使つている。この考え方は鳩山個人だけでなく、黨全體に共通する敗戦の事實に徹しないところの觀念から出ているのではなからうか。その何よりの證據をあげよう。田中元政友會總裁の犯

大の罪惡であると同時に政友會の傳統的政策としての、かつての對華侵略政策の過誤を自由黨
することを、外交政策の一つに掲げたのはよい。しかしそのさい自由黨はまたもや『過誤』をおかして
しまった。すなわち「對華」といわず「對支」といつたからである。これは決して、筆者のあげ足と
りではない。鳩山や自由黨にはいやくも戰勝國中國を輕侮する考えはなかつたかも知れない。しか
し大政黨の總裁の公式のことばとして、また大政黨の緊急外交政策として不謹慎なばかりではない。
かりにヒイキメにみてさえ、この程度の外交的エチケットさえわからないのが、この黨の本質なのか
と疑いたくなるのはあながち筆者ばかりではなからう。

總括的な政策批判は以上で一應終つて、つぎに個々の政策批判にうつるべきであるが、それは吉田
内閣の施政の實績とてらしあわせて行なうこととする。

(4) 黨の公約と吉田内閣の施政

自由黨の政策は前節でみたように、基本的に超保守的である。したがつてそれは近代ブルジョア民
主主義の要請を貫徹するものではないが、個々の政策部門においては進歩的なものもないではなかつ
た。ことに結黨當時に発表した緊急政策においては、その後随時発表したそれらよりはるかに急進的

なニュアンスをもっているものがあつた。しかしそういう各個の政策は大部分單にかかげたというだ
けで、實行されなかつた。實行されないばかりでなく、その後つぎつぎに改悪されたり、姿を消して
いつたものが多いのである。

公約された政策の不履行について、自由黨としてあるいはこういかも知れない。「吉田内閣は連
立内閣である。だからわが黨は公約を全部公約どおりには實行できない。進歩黨とのあいだで結ばれ
た政策協定に従わなければならない」と。また「吉田内閣はわが黨の首班内閣であるが、眞の政黨内
閣ではない。政黨人以外の官僚や學者が四人も入つてゐる。だから自由黨の政策はこの方面からも制
肘をうける」と。そのとおりだ。しかし進歩黨との政策協定は兩黨の公約のいわゆる最大公約數でも
何でもなかつた。四月總選舉において、農民や中小商工業者の投票をかきあつめるためにかかげた公
約に最大限の水を割つて、大資本家や、地主、富農に都合のいい協定につくりかえたものであつた。
このことは五月卅日および六月一日に、それぞれ結ばれた食糧問題およびインフレ對策に關する自
進兩黨の政策の内容をみればわかる。(そのうちのいちじるしい公約違反は後述する)また、官僚の制
肘云々については主として和田農相のことを指したと想像される。事實和田博雄氏が吉田内閣の農相
にきまるまでは自由黨内に相當つよい反對があり、そのため一時は組閣も危ぶまれたほどだつた。し
かし黨の反對理由は和田が共產主義者だといふのであつて、官僚だからいけないといふのではなかつ

た。その證據には農林官僚出の周東を黨幹部は和田のかわりに推したからである。和田の農政理念はたかだか右翼社會主義者の獨立自營農主義にすぎないのに、自由黨がこのように反對したのは同黨の農業政策が地主階級や富農の政黨としての一面をもつてゐるからである。官僚の制肘をうけることをそれほどきらう政黨が、吉田や幣原という當代もつとも超保守的な人物を黨首にむかえたり、四七年の地方首長選舉には官僚と結託したりしたことは、いつたいどうしたわけか。要するに獨占資本の利益を守るために政黨はあらゆる既存の反動勢力のうち今日なお生き残つてゐる官僚の力をかりて民主勢力に對抗しようとするためである。

それはともかく、與黨であつても吉田内閣は連立内閣であるし、官僚のけん制もあるから、自由黨の政策なり主張なりはそのままおらないことはわかり切つた話だつた。では吉田内閣の施政は自由黨の政策より超保守的、反動的であつたかといふと、必ずしもそうでなかつたから妙ではないか。自由黨の前記緊急對策にくらべればもちろん、また自・進の政策協定にくらべてさえ、部分的には吉田内閣の施策はより反動的であつた。とくに、第九十臨時特別議會の主要議題の一つだつた食糧緊急措置令（強權供出）の事後承諾に關する政府提出議案のごときは、その最たるものであつた。しかし同議會の最重要議題としての新憲法審議にあらわれた自由黨（進歩黨もそうであつた）の主張は、政府原案をさらに上まわる反動的な超アナクロニズムの典型であつた。とくに國體觀およびそれに伴う主

權の所在にかんする論議と、皇室財産に關する憲法草案第十四條の修正問題とは、前項にのべた自由黨の天皇統治論と天皇制護持の公約を、もつとも忠實にまもつた適例である。その結果は國際民主主義の強い世論のために途中で急角度の轉回をやつてのけざるをえなくなつたり、また自黨出身の樋貝議長が辭任事件が起つたり、少しばかりの見識と知性がある黨なら容易に避けることのできたであろう悲喜劇をくりかえした。この點ではより保守反動的性の強いと思われた官僚や官僚上り、貴族院の面々よりは、自進兩黨の政黨的要素の方が感覺も古く、識見も狭いことを端的に現わした。そこでこの二つの問題に關する九十議會の憲法論議を以下に略述する。

(5) たゞ一つ公約を守つた憲法論議

第九十特別議會第五日の六月廿五日新憲法案は衆議院本會議に上程された。憲法案の主要な論點はその日の北吟吉氏の質問でほとんど盡された。吉田・金森兩大臣の答辯はこの新憲法によつて國體は變革されず、君主制と民主政治は何らの破綻も矛盾もないという見解を明らかにした。また「あこがれ」の對象としての天皇を中心として、國民が統合してゐるのがわが國體であるといふ、金森國務相の國體觀がのべられた。この國體觀およびそれに伴う主權の所在如何が廿六日以後の論戰の中心とな

つた。ところが、自由黨の北浦氏、進歩黨の原夫次郎氏らは、政府の説明に満足せず、天皇は國民統合の象徴ではなく元首に改めよと迫り、したがつてその大權をもつと擴張せよと論及した。すなわち天皇が日本を統治し給うという鳩山氏の信念をかわつて披れきしたものであり、天皇制維持の自・進兩黨の公約の實施を主張したものである。この議論によれば、天皇制下の責任政治體制の確立という自由黨の緊急政策の眞意は、官僚・軍閥政治が責任ある政黨政治にかわりさえすれば、天皇の大權の方はこれまでのとおりでいいとでもいう矛盾した理念にねざしていることとなる。そのねらいはあくまでブルジョア支配を安固にするため、天皇とその官僚の特權を温存しておいてこれを利用しようとするにあつた。これにたいして社會黨鈴木、森戸、新光クラブ細迫、共產黨の野坂の各議員は、神秘的な國體觀を爆撃し、主權在民論を眞向からふりかざして政府および自進の主張を論難した。だが、政府は天皇をあがれの中心とする國體論と、主權は天皇をふくむ國民にありとする主權論から一步も退かぬ決意をみせて、論議は本會議から委員會にうつつた。委員會の質疑は七月一日からはじまつたが、委員ことに野坂共產黨委員の追及によつて金森國務相は、從來の憲法學說で國體といわれていたものは政體ということが正しく、この意味の政體は新憲法で大はばに變更されたということを明らかにした。金森國務相のこの答辯はまだ國體の概念を全然否定したのではなく、國民の天皇にたいする憧憬の感情のなかにその國體の存在を認めようとしたのである。しかし自由黨の本會議にあらわれた主

張はあくまで舊い國體論で、民主主義政體の本質を半封建的な絕對主義君主制と混ころ野合せしめようとする。そこで政府の意圖する主權在君主、國民論の正體をむしろはつきりさせる結果を招くこととなり、國際的な民主的世論を鋭くかきたてるにいたつた。まさに「親の心、子知らず」の逆効果をまねいたのである。ここにおいて自由黨は政府の情報を入れて俄然態度をかえざるをえなくなつた。すなわち自由黨は黨議の結果、急に第一條の象徴を元首に修正する本會議での方針を撤回して、政府原案どおり象徴でゆくことに決定したのである。逆効果をさけるためであつた。

さらに意外の感と與えたのは、七月二十五日の小委員會第一日に、自由黨から新憲法草案前文中、「國民の總意が至高なものであることを宣言し……」とあるのを「主權が國民に存することを宣言し……」と修正する案が突如出されたことである。天皇の地位を元首とせよと主張していた同黨が、これをひつこめたばかりであるのに、こんどはさらにすすんで主權在國民の明記を提案したのであるから、この意外な三段とびに各黨とも驚かされた。なかでも從來の主張を緩和して、主權在國家論などプロシヤ式な主權論を出して、自・進兩黨と妥協しようとしていた社會黨にとつては面目問題であつた。だから面目をとりもどすため、第一條にも主權在國民を明記すべしとの態度をあわてて決定し、これを強く主張した。社會黨はこのため獨立の一條を設けよとの案を出した。自・進兩黨はそれに反對し、紛糾の結果八月二日の小委員會で第一條を修正し、「……この地位は、主權の存する日本國民

の……」と改めることで妥協した。これらの修正で新憲法は過渡的ではあるが、いちじるしく進歩性をもつこととなつた。それにしても修正案にあらわれた自由黨の進歩的な急變はどうしたわけか？、いまもつて一種のナゾとされているが、當時の國際的に權威のある世論の高揚に照してみれば、その理由がうなずけるであらう。

このことを推知しうるものとして、國體觀や、主權論にくらべてひろく國際世論の對象とはならなかつた第十四條の修正について自由黨のとつた、以上とはまるで逆な反動的態度をあげることができた。第十四條とは皇室の世襲財産に關する規定である。自・進兩黨は同條を修正し、世襲財産の収益だけは皇室に歸屬することにし、八月二日小委員會の議が一應まとまつた。政府その他の意向はその後これには全面的に反對で民主主義に逆行する修正だといふのでこれを取り下げた。のみならず逆に世襲財産も認めず、皇室財産はすべて國庫に歸屬することに再修正することの餘儀なきにいたつた。またまた自・進兩黨が政府原案の『親心』をふみにじつて逆効果を生んだのである。これで新憲法案の全修正點の決定をみたので、八月十七日、本委員會をひらいて採決の運びとなつた。しかるに日朝自由黨幹部會でこの再修正にたいする不満の聲があがり、正午樋貝議長、大野幹事長、葉梨總務の三氏が院内で吉田首相に會見考慮を求めた。この三氏の行爲が小委員會の審議權を無視したものと見て問題になり、十九日小委員會は聲明を發し、翌廿日社會黨は樋貝議長の不信任動議を提出するこ

とになつて騒ぎは大きくなつた。議長不信任動議は、結局多數でおしきられて否決されたが、樋貝議長は責任を負つて遂に辭任、山崎猛氏に代つた。かくしてこの事件における自由黨幹部の行動は、主權在國民の同黨さきの提案がしよせん、強いられたつけ焼刃であつたこと、したがつて天皇制維持の同黨の公約は結果において内外の急進的情勢によつて破られはしたが、それが自由黨の本意であつたことを、はしなくもものがたるものであつた。

(6) 公約をやぶつた食糧對策

吉田内閣の使命はその成立當時においては新憲法の制定と食糧危機の突破にあつた。したがつて第九十議會は憲法議會であるとともに食糧危機突破の議會であつた。昭和廿一年度の食糧事情は米の不作に加えて、幣原内閣の非民主的な天下り供出割當が戦時中長年の暴壓によつていじめぬかれた農民の供出意欲に悪影響をあたえ、供出成績は不振であつた。吉田内閣の成立する五月頃には一部都市には遅配が起つていた。この状態は六月の中間端境期、九月の本格的端境期をひかえて深刻な食糧危機が豫想された。この食糧危機は連合軍の好意による輸入食糧の大量放出によつて、全國平均約二十餘日の缺配タナ上げはあつたが、一部で傳えられたような大量餓死などといういまわしいことも起らず

切り抜けられた。しかし、その道程において、吉田内閣および自・進兩黨は國民に何を公約し、また實際に何をしたか。

すでに四六年二月十七日には幣原内閣によつて食糧緊急措置令が公布され、警察力による強權供出は農村に不安と不満を與えていた。農村に地盤をもつ自由黨は總選舉を前にして強權供出に反對の態度を表明したことはもちろんであつた。曰く農民に納得のゆく自發的供出。そして選舉後五月卅日成立した自・進兩黨の政策協定にこの方針を農産物價格對策とともに一應具體的にうたつてゐる。すなわち左の如し。

「次の方法により現實に割當の公平を期し農民の自發的供出を促進せんとする。(イ)割當方法A、第一次割當Ⅱ中央より都道府縣に對する割當は政府の責任においてこれを行う。B、第二次割當Ⅱ縣における町村別割當は農業會これに當ることとし、縣食糧委員會議を経て決定の上、町村農業會に對し割當て供出完納の責任を負わしめる。C、第三次割當Ⅱ町村農業會等の議をつくして各人の納得する個人割當を行い、責任を以て完納を期する。(ロ)價格對策 二本建の價格制度とする、供出割當量のうち平均小作料に相當する分量を責任供出量とし、殘餘を協力供出量とする。責任供出量には從來の建前による公定價格を適用し、協力供出量の價格は私的取引における價格を參酌して定めることとする。(ハ)・米・麥その他主農産物の價格改訂を供出割當前に早急に決定發表すること。」

こと。」

この政策協定もその内容の實施にかんする兩黨の決意の如何よりも、總選舉がおわつて九十議會で食糧緊急措置令の事後承諾がかけられるので、これを兩黨が呑むための伏線であつたといふことの方に一層の意味があつたのだ。事實、この措置令の事後承諾案が衆議院本會議に上程されたのは七月二日、さすがに社會、協民兩黨および自由黨でも農村關係議員の一部が最初のうちは反對したので審議は長くかかり、けつきよく約二ヶ月後の八月廿七日に衆議院を通過した、委員會においても、本會議においても、最初から最後まで反對したのは共產黨と無所屬の北政清氏らだけであつた。自・進兩黨はもちろん早く軟化し社會・協民兩黨も

(一) 市町村食糧委員會または都道府縣食糧委員會が申請した場合のほかは強權供出は行わぬ

(二) 自家保有食糧は生産者に確保せしめる

(三) 米麥等主要食糧の價格を諸物價と均衡するよう八月中に大はば値上げする。

(四) 農産物相互間の價格を是正する

(五) 農村必需物資は政府が責任をもつて、その生産配給を確保する

という五つの附帶條件とこの線にそつた和田農相の言明を信賴して、ついに最初の否決方針をドタン場できつがえして事後承諾案に賛成してしまつた。しかし和田農相は後に四七年の二月には彼の言明

や附帯條件を無視して強權發動を行つた。日農および共產黨をはじめとし社・協の野黨の一部の猛烈な攻撃と闘争の結果、まがりなりにも附帯條件を守ることもあつたが、最初はやはり幣原内閣と同様警察力を使つた。また食糧委員會の承諾もおさなりなものにすぎなかつた。このようにして強權發動は各黨の選挙公約を破つて合理化されたのである。

一方自由黨は政府の意をうけて、衆議院を中心として、食糧危機突破對策を練るため、各黨有志代議士によびかけて衆議院食糧對策委員會を結成した。自由黨の山崎猛氏を委員長として六十九名の大委員會であつた。この委員は議會中全国各地に出張して視察と供出の促進に活躍したが、かたがた選舉地盤の地固めも忘れなかつたようだ。またこの委員會の活動の今ひとつは廿一年度産米の價格改訂であつた。しかし自由黨がインシュアティヴをとるこの委員會の米價改訂方針は、公約した政策にもかかわらず次ぎのように、あくまで低米價の方針を貫いたものであつた。すなわち、(一)生産者價格六百圓で供出量が確保できぬ場合、八百圓程度まで引上げてもよい、(二)消費者價格は現行の三百圓ないし三百五十圓が適當である、というのだ。

この委員會の意向は政府の廢案改訂値段生産者價格石六百圓、消費者價格四百五十圓と餘りへだつたものではなかつたが、原案内定に際して、政府が委員會に事前の相談を行わなかつたことから、委員會は決議文を出してこれに抗議した。けつきよく米價決定の場合には必ず同委員會を経るといふ政府

の言質をとつて事件は落着したが、この米價改訂が自由黨の主張する農産物價と農家必需物資價格の均衡をも、自・進兩黨の協定した協定價格設置の方針をも、實現する方向に向つていゝものでないことだけはたしかであつた。

(7) 資本の救世主・石橋財政

食糧對策について、いやこれと並んで緊急を要するインフレ對策について吉田内閣は何をしたか。これに答えるためにはいわゆる石橋財政の名でよばれる、一連の露骨な資本救濟策をのべなければならぬ。自由黨の對インフレ對策はさきに記したように、羅列した政策項目の面からみただけでも、現實の事態にくらべて、きわめて貧困であつた。しかし吉田内閣での實際施策はそれにさらに輪をかけた不合理なものであつた。財政經濟施策の中心をなした、いわゆる軍需補償の打切り整理およびこのための金融機關の再建整備は掛け聲に比してきわめて微温的であつた。また財産税のごときは再三の緩和によつて當初の目標額の三分の一近くに輕減された。このため幣原内閣の四六年三月の通貨非常措置(新圓きりかえ)により一時百五十億圓臺に下つた日銀券發行高は、九月上旬にはふたたび非常措置以前の六百億圓を超え、四七年四月の吉田内閣退陣當時には一千二百億圓に倍増した。かくし

ていわゆる新階級のヤミ肥り、資本家階級のインフレ進行を見越しての資材、原料の買漁りと眞面目な生産活動のサボタージュの反面、食糧の遅配、物價高は一般勤勞者の日常生活に加速度的な不安を與えた。しかも軍需補償の打切は資本家階級にたいしては微温的であつた反面、勞働者階級にたいしては企業の整備に名をかる大量のクビ切り方針が示された。そこで後にのべるように勞働攻勢が未曾有のはげしさを加え、それがひいて内閣退陣の遠因になつた。このように「石橋財政」は露骨で勇敢な資本家本位で、反人民的なインフレ助長政策であつた。自由黨としてこの政策部門においては全面的に石橋を支援した。吉田内閣の末期に社會黨との連立による内閣延命工作がたびたび起つたとき、社會黨の石橋退陣の強い要求にかかわらず、あくまで擁護した事がもつともよくそれをものがたつてゐる。自由黨の自由主義經濟の基點はインフレ誘導による資本救済に主眼をおいてゐるからである。換言すれば石橋財政は自由黨のいわゆる自由主義經濟の權化であり、そのエッセンスである。そこで石橋藏相の見解を紹介することが、吉田内閣と自由黨の反人民的財經政策を説明する際の最大前提である。石橋財政を知るはやみちは第九十議會の彼の財政方針演説がもつともいい。左にその要點を掲げよう。

「國家財政の目的、ことに今日のわが國の場合のそれはまず第一に國民に業を與え産業を復興し、いわゆるフル・エンプロイメント（完全雇傭）をめざして、國民經濟を推進することにある。終戦

後のわが經濟が甚しいインフレにおそわれているとは一般の觀察である。しかし昨年終戦以來のわが國ははたしてフル・エンプロイメントの状態にあつたといえるであらうか。否、現にわれわれがみるごとく多くの失業者を發生し、表面就業せるものも十分生産活動をなすことができず、生産設備の甚だ多くの部分は遊休化してゐる。かかる状態の下においての通貨膨脹と、物價騰貴とは、たとえインフレであるとするも普通の意味のインフレでは決してない。かかる今日のいわゆる通貨収縮、すなわちデフレ政策で處理しうるものでは斷じてない。（中略）國に失業者があり、遊休生産要素の存する場合の財政の第一要義はこれら遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開せしめることにある。この目的を遂行させるためならば、たとえ財政に赤字を生じ、通貨の増發を來すとも何ら差しつかえないのみか、それこそかえつて眞の意味の健全財政である。われわれは單なる不景氣を克服するのとはちがつた政策を遂行する必要がある。その第一はまずもつて終戦後の現實に即應し、かつ平和日本建設の方途に合致したる整理を經濟界にほどこし、經濟再建の基礎を確實にし、經濟界の進路を明朗にし、いわゆる虚脱状態から脱却することが必要である。われわれはこの觀點から終戦後の懸案である補償問題等をすみやかにかつ合理的に處理し、また金融緊急措置令等によつて一時やむをえず採用したる封鎖貯金制度を、できるだけ早い機會に撤廢したく目下慎重にその方策を練つてゐる。

要するに石橋藏相は、日本の當時の状態はインフレではない。だからインフレ政策によつて企業を救済し、利潤を保證して生産さえ起せばよい、そのためには財政は赤字となつても、物價は上つても、何ら意に介することはないが、しかし勤勞國民は五百圓のワク内生活で我慢しろ（これは八月のいわゆる第一封鎖の措置をとつた直後に七百圓にまでワクが少し擴げられたが）というのである。この考え方の上になつて八月十一日の金融緊急措置還元施行規則改正がなされたし、十二日の「戦後經濟再建整備に關する措置」にしたがつて「會社經理應急措置法案」および「金融機關經理應急措置法案」が衆議院に提出され即時可決された。前者すなわちいわゆる第二封鎖の措置がとられたとき、有産階級はいろいろの拔道で打撃が少かつた。これに反してわずかの第一封鎖によつて辛うじて五百圓生活を維持し、生活資金の補てんをしていた勤勞階級が、もつともその打撃をうけたことはわれわれの記憶に新たなところである。また後者が補償打切りの最高至上命題をいやいやながらも實行するため、大企業およびその債權者である金融資本の損害を、できるだけ軽くしようとしてとられた法的事前措置であつたこともまたいうまでもない。また、同じ觀點から（一）戦時補償特別措置法案、（二）金融機關再建整備法案、（三）大藏省預金部特別損失處理法案、（四）厚生年金保險法及び船員保險法特別案、（五）恩給法臨時特別案、（六）特別和議法案、（七）企業再建整備法案の七法案を政府は提出して、十月六日の衆議院本會議で多數で可決した。これら法案は補償打切りの根幹をなすものだが、最初の

金融緊急措置令改正が實行されてからだけでも、約五十日をへてようやく關係法案が出揃つた。このスローモーションは以下の擬制資本温存方針の採用と相まつて補償打切りをおよそ中途半端なものとしてしまつた。

すなわち、以上の諸措置により打ち切りの對象となるものは、狹義の軍需補償百三十五億圓をはじめ、戦時補償請求權合計九百億圓に、特殊會社の社債にたいする政府保證の廢棄分百九十八億圓をふくめて總計約千億圓に上る。このうち純粹に打ち切りとなるものは補償請求權にたいする特別課税の免稅約二百億圓、社債にたいする政府補償二百億圓をのぞいた六百五十億ないし七百億圓であつた。これらと同性質の擬制資本は、このほかに賠償にたいする補償六十億圓、在外財産補償（社債株式のみで政府補償社債券の金額を含む）三百五十七億圓、戦時公債約千四百億圓など總計約二千六百億圓があるが、實際に打ち切りにある擬制資本は實態の三分の一に過ぎず、残りの三分の二はそのまま温存された。而も前の三分の一の部分すら實行はその後遅々として進まず、その間意識的なインフレ政策による貨幣價值の下落に乗じて、資本家階級の補償打切りによる犠牲は實質的には何らの痛ようを感じないように、政府によつて配慮されたのである。

同じような取扱いは、財産税の賦課について、やはり石橋藏相によつてなされた。財産税法案もまた補償打切り措置に關する七法案の通過と同じ日に衆議院を通過した。そして四七年三月末までに徴

收され、税額も當初の目標額千百億圓からみると三分の一餘の百六十億圓に下げられた。しかも中産階級の実際納税成績にくらべて法人や大資産家の成績が悪るかつた。

租税政策といへば、自由黨の緊急政策には「財産並に所得の再調査、これに基く課税の公平化」がうたわれてある。また自・進の政策協定では「戦争利得ならびに財産増加にたいし、特別課税をなすこと、戦争利得、財産増加税、財産税の収入は専ら戦災者、海外引揚者、遺家族救済復興費に充當すること」とあるが、石橋財政によつてその全部が名實ともに拒否された。財産税収入のごときもほんの申わけ的に引揚者救済費に充當されただけで、一般経費に流用された。勤勞所得税の軽減は全然行われなかつた。これに反して勤勞大衆の強い世論となつてゐる新興ヤミ資本にたいする課税は補提困難を理由として全然その決意さえ示されなかつた。もつともヤミ資本、新興財閥に依存することの多大な自由黨およびその連立内閣では、それが不可能であつたことは、敢えて不思議とするにはあたらないが……。

補償打切りに關連して、企業整備による勞働者のクビ切り對策として吉田内閣は、前記七法案のうち(四)と(五)において、ほんの少々、失業にそなえる前提措置をとつた。一方大量クビ切りの計畫に比し、失業對策らしいものは全然示そうとしなかつた。この失業不安、インフレの進行、勤勞者の生活の困窮化の一般的生活不安の情勢のなかで、吉田内閣によつて計畫的につくりだされた。だから

當然勤勞者の怒りをおかつた。組織勤勞者は先頭にたつて一大攻勢をもつて、これに對抗した。吉田内閣および自・進兩黨の勞働對策と、その直面した苦境については項を改めてのべよう。

(8) 勞働攻勢で苦しんだ吉田内閣

自由黨および進歩黨の勞働政策は、要するに勞資協調の虚名にもとずく、勞働の資本への奉仕にある。だから資本家奉仕の二つの政黨の連立による吉田内閣が、他の政策部門と異なり、何らの政策協定も行わず、勞働關係調整法案の策定と議會提出および國職、海員その他官業勞働者の大番の人員整理方針を不用意に出したからといつて、別に驚ろくことはない。後者は經濟復興に名をかりた廣義の資本救済であり、前者は勞働者の反抗を防ぎその闘争力を殺ぐための準備的措置だつた。ただ、彼らにとつて問題なのは一應勤勞者の代表であると自稱してゐる社會黨の反對だけであつた。そこで勞働法の原案作成のためには社會黨中央執行委員、總同盟會長松岡助吉氏の同意をえて、この勞働爭議抑制の惡法を突如七月十三日の衆院本會議に提出した。これは共產黨および社會黨、産別會議、國職その他無所屬組合をはじめ總同盟にぞくする多くの組合等全日本の組織勤勞者の猛烈な反對を浴びた。その頃の議會は連日これら勤勞者のデモでとりまかれた。それにもかかわらず、自・進兩黨は九月五

日多數をもつてこれを通過させた。社會黨もさすがに他の法案とはちがつてこれには反對したが力及ばなかつた。

反労働者的、反労働人民的な財政經濟政策で生活はますます苦しくなつて、労働争議の波がようやく高まろうとしていた。そこへ新憲法および労働組合法で保障された争議權、罷業權の抑壓制限のこの勞調法の制定である。労働者階級がよい加減憤激しているところへ、吉田内閣はこれで準備が整つたと考えたものか——もちろんクビ切り準備體制であつた——國鐵、海員の大規模な人員整理を發表した。これにたいして國鐵および海員組合は決然たつて、ゼネストを宣言して眞正面からこれに抗争した。いわゆる秋季労働攻勢のトップを切つたのである。國鐵のストライキは平塚運輸相の「首切りによらない經營合理化」の確約によつて、九月五日辛うじて回避されたが、海員ストは同月十一日から全國一せいに堂々と開始された。海員争議は旬日にわたる果敢な停船ストによつてクビ切りを撤回させて、労働階級の組織的行動の威力を示した。これら大争議について、機器、全炭、印刷出版、化學教員等、産別會議に屬する單一組合がぞくぞくと共同闘争にたち上り、それぞれ資本家階級の讓歩をかちとつた。しかし産別のいわゆる十月攻勢の項點をなすものは、五十日餘にわたつて一糸亂れない闘争をやり、末弘中央労働委員會委員長代理をして、この争議は立派な争議であり、組合の要求は實に科學的に調べた合理的なものだと讃嘆させた電産争議であつた。すでにして十月上旬讀賣新聞社の

争議に端を發した新聞放送勞組がストライキ準備態勢に入り、そのうち放送勞組は實際ストライキに入つた。その際政府は放送局の國家管理を行うことになつたが、これが全遞從組を刺戟してその闘争宣言となり、ストライキは全産業に波及する形勢であつた。これらの争議は産別が中心であつたが、同盟に屬する川崎製鐵や日本鋼管なども起つたことは注目されてよい。前記電産争議においては、組合側の要求、戦術および團結力は立派であつたが、反對に政府はその對策で重大な失策を演じた。したがつて交渉は長びいたし、一時は政治問題となつて、政府は苦境に立つた。その結果は十一月卅日の組合案を基本とする線における妥結となつた。政府の失策とは、勞調法の實施をこの争議にはじめて適用して議會の附帶決議を政府自ら破つたことおよび中勞委の調停案に輕々に二度までも反對の聲明を出して、組合の妥協的態度にもかかわらずこれを刺戟したことである。この電産争議は、實質賃金による生活給確保の原則を確立したばかりでなく、政府の税制改革の言質をとつた點で非常に意義深いものだつた。

「秋季攻勢」はこの電産争議で一應終つたが、十二月一日には越年資金その他生活權獲得の要求をもつてたち上つた國鐵總連合が、運輸省當局の回答を不満として、闘争宣言を聲明するとともに闘争態勢に入る指令が發せられた。これにならつて、つきつきと官業および公共團體に従事する従業員が争議態勢に入つた。そしてその共同闘争は勞調法の規定にしたがつて、スト禁止期間あけの四七年二月

一日を期して、官公勞組二百六十萬の一大ゼネストにまで發展したのである。いわゆる越冬攻勢から二・一ゼネストへの、一大労働攻勢である。

九月の國鐵海員のスドから「十月攻勢」「越冬攻勢」をべて、二・一闘争にまでいたる約六箇月にわたる労働攻勢において、労働組合側にも過誤が全くなかつたわけではない。ことに「十月攻勢」にあつて、細谷産別事務局次長の「もはや労働問題は單なる經濟問題ではない。明らかに政治闘争であり、吉田内閣打倒にゆるぎをえない」という言葉にあらわれたような指導方針はその著しい例である。この指導方針はあきらかに誤りである。十月攻勢および、その後の官公勞の争議は經濟的ストライキである。それが大きな政治的意義をもつとしても、あくまで經濟的ストである。ゼネストの結果、たとえ政府が倒れたとしても、それを意識的に目的とするストライキではないからである。たとえ幹部の一部がそれを意識していたとしても、經濟的な要求をかがげ、合法的な戦術で労働者大衆が闘争しているかぎり、その政治的な意義を大衆にむかつて啓蒙することはよいが、進んで外部にむかつて争議が政府打倒を目的とするなどと輕々に言明する指導者は少くとも敵の挑發にのつた輕卒な行動である。さてこそ十一月廿七日の第九十一議會衆院本會議で吉田首相は「労働争議は正當な經濟要求はさしつかえないが、政治變革をめざすものは斷固たる態度でのぞむ」と政府の態度を明らかにした。政府がそういうのは當然だといわれるかも知れない。しかし労働者階級と一般市民、農民との離

間を常にねらつているところの政府に、乗するスキを提供したのである。この點指導部の一部にあつた、その經濟主義と組合サンカリズム的誤りは輕視できないものであつた。かかる政府の陰險な離間策を奏效させた點で、さらに大きな過誤がおかされた。それは二・一ストの失敗であつた。すでに十月産別首脳部の一部にあらわれたこの誤つた方針は、その後二・一闘争まで執拗に續いていたわけである。

しかしかかる誤謬にもかかわらず、この一連の労働攻勢は最初から極めて消極的であつた社會黨の重い腰を上げさせて(註1)倒閣運動に向わせた。また前後四回に及んだ吉田内閣の社會黨引入れ(註2)連立工作をも失敗に終らせたのである。しかしそれ以上に労働者の組織力、團結力を自覺させたことの方が一層意義が深い。これらは相寄り相まつて、吉田内閣や自由黨が忌避した總選舉斷行の時期をはやめたばかりでない。ひいて吉田内閣退陣の根本原因となつたのである。これはまた春秋の筆法をもつてすれば、自由黨の完全野黨還元、進歩黨の民主黨への改組を惹き起させたともいえよう。

〔註1〕十二月十七日社會黨組合委員ならびに主要な労働、文化團體全國一せいに開かれた院外の「吉田内閣打倒國民大會」およびこれに呼應する院内での社協國三派の共同提出の國會解散決議案のことである。(共產黨は誘われなかつたが、同黨の既定方針どおりこれに同調した)

〔註2〕吉田首相は四七年一月の年頭の辭で労働組合の幹部を「不テイの徒」よばわりして労働者階級を怒らせたが、一方激しい労働攻勢にはほとほと參つて、内閣補強とその延命の爲、社會黨右派幹部の入閣による

連立の構想をたて、おりからの第九十二通常議會の休會期間を利用して、社會黨との間に連立の交渉を行った。それは年初早々からはじめられ、いろいろな形、いろいろな線で前後四回にわたつて、しつこくくりかえされた。正規の休會期間はこのために延長されたほどだったが、二月十三日の五黨會談で事實上連立問題は打ち切りとなつた。連立失敗の主要原因は石橋蔵相の退陣を社會黨が最後まで要求したのたしいし、政府および自由黨がどうしても承諾しなかつたことである。少くとも西尾ら右派幹部の多くは、入閣に食指が動いた。政府および與黨がききいれそうもない石橋蔵相の退陣をあくまで條件としたのは、勤勞大衆の石橋財政にたいするはげしい反對にもとづくもので、それが左派および中間派幹部を通じて社會黨の黨議を動かしたからである。

(9) 選舉法改訂の強行

自由黨は植原内相の強く主唱する極小選舉區（一名ないし二名）單記制を中核とする保守的な選舉法を、その眞實の政策とする。それにもかかわらず、幣原内閣の第八十九議會では比例代表制による大選舉區單記移讓式の一應進歩的な意見を理想としてかかげた。また選舉法改正委員會における黨の修正案としても提出した。これは當時の急進的な雰圍氣におされたともいえる。しかし直接の原因は進歩黨に對抗して選舉に勝つための黨利黨略にもとずいていた。自由黨は一方でこれが採用されれば社・共など新興政黨が有利になると考え、強くこの理想案を主張しなかつた。のみならず妥協案とし

て制限連記には反對だが、選舉區は原案どおりか、そうでなければ中選舉區單記の現行法を採れと主張した。かかる妥協的態度は政府および進歩黨の排するところとなり、大選舉（一縣一區）制限連記の原案に近い進歩黨修正案が多數決で可決したのである。

終戦後最初の選舉法改正はこのほか、選舉權、被選舉權の劃期的擴張が行われたことは周知のとおりである。これはもちろん國際および國內の民主的壓力によつたもので、自進兩黨といえども反對できるわけのものでなかつた。

二度目の選舉法改訂は、最初のそれがまがりなりにも進歩への一過程を歩んだにくらべて、保守勢力に都合のいいようになされた。だから明らかに改悪であつた。それは植原内相によつてリードされ、自由黨の「第二の理想案」たる小選舉區への一步後退であつた。しかも總選舉をひかえての第九十二議會の最終日である四七年三月三十一日に強引におし通したものであつた。まつたく自・進兩黨の惡らつな陰謀といつても過言ではなかつた。かれらの強引さは與黨と社會黨との間に亂闘事件までひき起し、負傷者まで出す騒ぎを生んだ。

この改悪は現行選舉法の中選舉區單記制が基本となつていゝもので、最初吉田内閣はこの改悪をあきらめていた。ところが客觀情勢がこれを許すようになったとみるや、三月十三日から急いでその準備をはじめ、廿日の衆院本會議に提出した。まゝの大選舉區制限連記制は單記移讓式の民主的理想

案にいたる一過程だと、幣原内閣さえこれを公言したことにくらべて、わずか一箇年間に保守政黨の豹變よりは餘りにも鮮かであつた。前の選舉法の實施の成績にかんがみて、彼らはいつてゐる。そのとおりだ。自・進兩黨にとつては大選舉區單記移讓式への前進は進歩的勢力の進出に好條件を與ふるから不都合だつたのである。このようにして選舉法改悪を強行したにもかゝらず、自由黨は第一黨の夢破れて社會黨に名をなさしめた。吉田内閣の失政によるとはいいながら、まことに皮肉なことであつた。

自由黨は結黨宣言においても強調してゐるように、教育の改革を、諸政策の根底としてゐる。それは列擧された同黨の文教政策にも現われている。吉田内閣において、その公約はどのように實行されたかという、第九十議會で政府が提出した改訂豫算案に現われた六・三制實施に要する經費がわずか八億圓で、本豫算總額にたいする割合が實に一パーセントにも満たなかつたという事實——一つをあげるだけで十分であろう。最初の文部省の要求額は卅二億圓餘りであつた。これだけでも、六・三制の完全實施はむろん不可能であるのに、それが四分の一に大ナタを揮われたこと、それにもかゝらず、與黨たる自由黨は議會でこれをふくむ豫算案をうのみにしたのである。校舍難、教科書はじめ教材難、教職員の不足とその待遇の極悪な現状を十分承知の政府および自由黨が、六・三制の義務教

育豫算にこのような態度をとつて、てんとして平氣なのは何と説明したらよいだろうか？ たんに、財政の窮乏だけで言ひのがれができるであろうか。それならば石炭補給金のごとき一部の石炭資本家を潤おすにすぎない支出をばく大に計上していることは何と説明するつもりだろう。

第六章 野黨となつた自由黨

(1) 破れた第一黨の夢

一九四七年四月選挙の結果、自由黨は自他の豫想に反し第二黨となつた。二・一ゼネスト禁止後の保守政黨とくに反共を旗じるしとする自由黨にとつて有利な客觀的情勢と、解散直前、第九十二議會でムリおしに通した中選挙區單記制の改訂選挙法は、同黨にとつてもつとも有利であつた。それに與黨の強み、石橋藏相を選挙委員長として億をもつてうわさされた選挙資金の豊富さは他黨の遠く及ばぬところといわれた。にもかかわらず社會黨に第一黨をゆすらざるをえなかつたその根本的理由は、すでに再三のべたとおりである。だからここでは自由黨反大久保、大野派たる芦田均氏およびその一派の同黨脱黨と、彼らの参加した新黨、民主黨の結成が自由黨敗因の一つとなつた點を指摘するにとどめる。芦田氏の民主黨参加はすでに四六年暮ごろから犬養、橋橋らとのあいだで企てていた新黨工作によつて豫想されていた。彼らのかかげた旗じるしは修正資本主義、自由黨の右、社會黨の左とい

スローガンであつた。ねらいは保守政黨の大同團結の機會にその脱皮を行い、ボス勢力を排除して、自分らが主導權を握ろうとするにあつた。が、芦田の場合は自由黨の中で大野幹事長、大久保總務から白眼視され、吉田總裁にもあまりよい感情をもたれていず、したがつて政調會長でありながらことごとくに黨の樞機から除外されていたことによる、感情上の不満もその大きな原因であつた。

それはともかく四月選挙を前にこの新黨運動は急速に進み、三月三十一日結黨式があげられた。芦田派はそれと前後して自由黨を脱黨して民主黨にはじつた。その數は芦田、矢野、竹田氏以下合計九名。(選挙後の脱黨者阪東幸太郎、安東義良、武田キヨを加えて累計十二名)。そのため三月卅一日解散當日の各派勢力は民主黨が一四五名で第一黨となり、以下自由黨の一四〇名、社會黨九八名であつた。それが總選挙の結果、社會黨一四三名、自由黨一三一名、民主黨一二四名となつた。(第一國會召集の五月廿日現在では自由黨はさらに一二九名に減じ、民主黨は一三二名に増したので、自由黨は第三黨にてん落した)。しかし第二黨とはいへ得票總數はわずかながら社會黨にまさり、まだその影響力の大きいことを示した。

總選挙はじめ各種選挙において、自由黨があげた成績(社、民兩黨との比較で示す)および總選挙の自己批判を吉田總裁のことばをかりて示せば次ぎのとおりである。

◇衆議院議員

立候補数	当選者	得票数(千票)
自由 三二四	一三一	七、二八一
社会 二八一	一四三	七、一六三
民主 三三二	一二四	六、九五五

◇参議院議員
〔全国区〕

自由 一八	八	一、三六〇
社会 三三	一七	三、四七九
民主 一三	六	一、五〇八

〔地方区〕

自由 五六	三二	四、〇一七
社会 六八	二九	四、八〇二
民主 四二	二四	三、三〇三

◇都道府県知事

自由 一四	四	二、一一一
社会 三三	四	六、〇四七
民主 八	四	一、六〇五

◇都道府県議員

自由 一、一七三	四九一
社会 一、一四三	四一一
民主 一、一五六	四八八

◇市会および町村議員当選者

市議員	町村議員
自由 六五六	三、九五六
社会 六七二	四、七〇一
民主 六四七	四、一二四

◇市長および町、村長当選者

市長	町村長
自由 一九	三六〇
社会 九	二五三
民主 二一	三一六

以上によつてあきらかなように、下級選挙になるほど自由党および民主黨は優勢であつた。このほか、各首長選挙では右表にあげてない無所属が壓倒的に當選しているが、そのうちの多くが官僚および前首長出身者だ。かれらは純無所属のものもあるが、自・民いずれかとむすんでいた。もつて地方の民主化のいかにおくれているかということを推知せしめた。

四月選挙が全部すんだ五月三日、自由黨所屬の衆參議員の初懇談會がひらかれたが、當日の吉田總裁のあいさつ要旨にあらわれた、選挙成績の評価と自己批判に關する要旨は次のとおりである。

「總選挙の結果は私のみるところでは豫想外に好成绩であつたと思う。組閣以來の吉田内閣の政策は往々にして國民の喜ばざるものがあり、國民の感情は決して内閣に對してよくなかつた。國民大衆中政府のすることを歓迎しないものが、大分多かつたことを考えると、このたび代議士數は減つても、自由黨の得票總數の依然として優位を維持するのは、國民の間に複雑微妙なる國際事情が理解され、わが黨を信頼したるものと信ずる。

それで私は議席の多寡を云々する必要は少しもなく、何ら悲觀するものではない。自由黨には自由黨としての本領があり、日本には日本としての本領がある。しかしこれを危たいならしめるが如き情況はただいまこれを認めることはできない。

ただ望蜀の嘆を若干申すと、一はわが黨の主義政策が一般に普及徹底せず、二は黨の組織が不備で社會黨その他新興政黨のごとき下部組織を有しないため、とかくおされ氣味であつた。これらは他山の石として反省し速かにその缺陷を補うようにしたい」

この自由黨の自己批判は割合に正直なものであつた。しかし自由黨の主義政策の徹底しなかつたのは、四月選挙において自由黨が從來の自由主義經濟の旗色をわざと鮮明にせず、ただ反共と社會黨の

新圖再封鎖、國債利拂停止の攻撃をもつばらにした戰術に負うところが多かつたのである。それが民主黨の『修正資本主義』との區別をあいまいにして、總裁のいうように政策の不徹底を來した主な原因であつた。いわば身から出たサビといえよう。下部組織云々の事實は全くそのとおりだ。その後自由黨が農漁民、中小商工業および労働者の『組合』をつくつたのは、この自己批判にもとずいたものであつた。その詳細は筆者が第二章のべたとおりである。すなわち保守政黨の本質からいつて、それらは新興政黨の下部組織なみに大衆化することはできなかつたし、今後もできないだろう。

なお、この言葉にあらわれているような吉田總裁の強氣は、次ぎの段階で自由黨の片山社、民、國三黨連立内閣不参加と、完全野黨化をもたらした有力な原因の一つとなつたことも否定しえない。

(2) 四黨政策協定と左派問題

自由黨は四月總選挙の結果第二黨となり、その後の保守政黨間の議員の離合集散によつて第三黨におちた。けれども、社、民、自三黨間の數的な差はそれぞれ僅少であり、いずれも單獨で政權をにぎることのできないことはもちろんであつた。したがつて國協黨(選挙前、民主黨の結成と前後して協民および國民黨の合同によつて成立した)をふくめて、四黨のあいだで連立内閣をつくること、問

題となるのは當然であつた。事實、總選舉後約一箇月の期間にわたつて各黨間の複雑な動きの結果成立した片山内閣は周知のとおり、社、民、國協の連立内閣であり、自由黨はついに野黨となつたのである。なぜ自由黨は片山内閣に加わらなかつたか？

その眞の理由は、片山内閣の性格と使命とを決定したところの當時の國際および國內の客觀的な條件にたいして自由黨が即應しなかつたためである。この點についてすでに筆者は、第二章でのべた。いま一度それを要約してみよう。

第一に、國際的な民主的情勢と進歩的な世論は吉田内閣および自由黨の半封建的、超保守的性格にたいして、批判的であつたこと。

第二に、國內的にも新憲法の成立はじめ各種の上からの民主主義的な改革と、うちつすく勞働攻勢にあらわれた下からの民主革命の進行によつて、情勢は自由黨にとつて相當不利であつたこと。

第三に、この一年間に階級分化はとくに農漁村において、かつてみないはやさとはげしさをもつて進んだこと。これはどの黨にもましてその土層部に多く地盤をもつている自由黨に強く影響を與えたこと。

第四に、敗戦後しばらくの間、ぼうぜんとして政治的にも經濟的にも無氣力状態にあつた獨占資本は、すでに政治的に完全な武装をしてたちなおつたこと。その原因は幣原、吉田兩内閣の庇護と救済

政策のおかげであつたが、それはそれとして、かれらの階級としての要請は、第一および第二の情勢におされて、いまや自由黨よりも民主黨の方を彼らの階級的利益の有能な代表者として選んだこと。

このような事情から 選挙にあらわれた投票数においてこそ、從來の情勢と、自由黨の政策の偽装とのため、まだ多数の支持者があつたが、まともつた階級としての支持は民主黨の側に強かつた。これが政局の收拾について、民主黨の構想をして勝利をえさせた理由であつた。

民主黨の政局收拾策とは何か。要するに四黨政策協定と社會黨「左派」問題の民主黨芦田派的處理である。この二つの事件は、けつきよくにおいて片山首班三黨連立内閣を成立させるにいたつたところの、この政變のやまであつた。社會黨首班が内外民主的情勢と勢力にたいする、わが國獨占資本の讓歩であるとしたら、四黨政策協定は同じ獨占資本の手で社會黨にはめられたかせであつた。社會黨「左派」を切れという自由黨の要求は、獨占資本の分派およびこれに協力する殘存反動勢力が、このかせでもなお安心できず、それ以上の「忠誠のあかし」を社會黨に強いたことを意味する。前者は民主黨案を基礎としており、保守三黨間に大きな意見のへだたりはなかつた。また社會黨右派の旺盛な政權慾にもとずく讓歩によつて比較的すらすらと成立した。「左派」問題については、さすがの西尾社會黨書記長でも、これに屈服すれば黨の看板を失うことになるのでつばねざるをえなかつた。それによるこの問題に關するかぎり自由黨と、民主黨芦田派および國協黨との間で意見の不一致があつた。芦田

派の言いぶんは「勞働不安の防止のためには社會黨首班をみとめながら、『左派』を切れとは無理難題だ。『左派』を切つて容共となつたら大變だ。『左派』を羽がいじめにすることが、民主戦線の實現を阻止することだ」というのであつた。活動的な第一線の資本家群によつて代表される獨占資本の考えも、そこにあつた。ただ、彼らはあくまで要心ぶかつた。つまり民主黨をして五月廿九日のいわゆる國家機密保持に關する三つの申合せを提議させ、これを社會黨に吞ませることを忘れなかつたのである。

自由黨は社會黨のいろいろな讓歩や民主黨のあつ旋にもかかわらず、ついに片山内閣に加わらなかつた。これは以上の根本的理由のほか、民主黨芦田派との感情上のもつれもあつた。また左派問題で最後まで自由黨の肩をもつた民主黨内幣原派の存在を重視した自由黨の黨略のしからしめるところでもあつた。幣原派は後に自由黨の民主黨切りくずしによる新黨運動——實は倒閣運動の橋頭堡となつたことを思えばなるほどとうなすけるであらう。

なお讀者の参考に資するため、四黨政策協定と、自由黨の五月廿七日の「左派問題」に關する聲明、五月三日の社會黨中央委員會のこれにたいする反ばく聲明書、六月二日の自由黨の連立参加——野黨聲明および五月二十九日の民主黨作成になる左派問題の妥協條件「國家機密保持に關する申合せ」を左に列記する。これによつて社、自、民三黨間の虚々實々のかけひきの一班が想像されよう。

◇四黨政策協定

- 一、經濟危機突破のため現在の經濟組織を對象とする総合的な計畫に基き必要なる國家統制を行う
- 二、生産増強のため超重點産業政策をとり重要基礎産業は必要に應じて國家管理を行う。ただし國家管理は官僚統制方式を排して民主化されたものとする。
- 三、産業復興は企業者と勞働者の自主的にして積極的な協力のもとに行われることを必要とする。
- 四、インフレ克服のため健全財政主義を堅持しかつ必要なる金融統制を行うこと。
- 五、インフレ及びヤミ利得者の負擔を重視する。但し新圓封鎖及び國債利拂いの停止など行わず。
- 六、賃金及び價格を確固たる統制におき、不足する必需品については嚴格な配給割當計畫を實施して國民生活の安定を期する。
- 七、食糧問題解決のため肥料、漁具その他農漁業用必需物資の供給を確保して、食糧の増産をはかるとともに供出制度を速かに改善し完全供出をはかる。
- 八、産業再建と民生安定のためヤミぼく減に萬全の措置を構する。
- 九、海陸輸送力の改善増強を期する。
- 十、危機克服は國民各自の救國的自覺と責任によることを痛感しとくに道義の高揚と文教の刷新を

はかる。

◇五月廿七日「左派問題に關する」自由黨の聲明要旨

「今回の組閣に當りわが黨は終始その態度を一貫している。すなわち四黨會談の初に吉田總裁および大野幹事長は黨の總意を代表して刻下の危局を突破することを念願し、それには極左的分子の活動が完全に封鎖されねばならぬことを主張し、その前提の下において當面の危局突破政策も協定せらるべきことを主張したのである。

このことは幹事長會談の最初において大野幹事長より西尾氏に申出たのであるが、西尾氏より社會黨の事情を考慮してこの問題は後まわしにされたいと求められたので、その意見をいれず政策協定に入つたのである。その後政策協定の成立をみたので留保された根本問題についてわが黨は組閣のイニシアチヴをとつていた社會黨より提案をなされんことを求め、何らかの回答に接することを期待していたが、それに對しては今日にいたるまで具體的に何ら回答を與えられていない。わが黨は社會黨がいかなる方法で極左分子の活動を封鎖すべきやは、社會黨の自主性を尊重して一言もこれに容喙しないのであるが、この回答こそ問題の進展を決定するものである。

しかるに、昨日總裁と片山總理大臣との事務引きつぎのさい、芦田民主黨總裁が偶然これに際會

し、かさねて四黨連立進行の希望を申入れたるをもつて、吉田總裁は自由黨の所信がその後何ら變更なき旨をのべて非公式會談を終つた。

したがつて芦田氏がその後において發表したところとは凡そその内容を異にするものであつて、わが黨の態度は微動だもせざる所である……」

◇五月廿日、社會黨中央執行委員會の「自由黨脱落」に關する聲明

「自由黨はわが黨の提唱せる舉國政權樹立に賛同し、五・五・五・一の關係比率を承認し、政策協定には自由黨の主張を貫徹せりと宣傳し、さらに片山委員長を首班に推しながら、左派問題をとりに上げて入閣を拒否した。これは明らかに四黨連立を妨害し、わが黨を害せんとする陰謀にほかならぬ。何政なら、わが黨の左派は戰術上の見解を異にして來たのみで黨の指導精神に反するものでなく、しかも(註)最近かれらは從來の見解を改め、いまやわが黨が舉黨一致救國政權樹立に努力しつつあることは何人も疑いをいれざるところである。自由黨は自ら難きを認めながら、暗にわが黨の肅黨を強いつつ、他方反共戦線結成を呼號し、わが黨を共產主義的政黨なりと印象づけんとたくらみつつある。われらはかかる卑劣な術策を排して、國民大會とともに片山總理の下に國難打開に邁進せんことをちかう。

〔註〕「左派」は自由黨の強硬主張もあり、入閣不能だとの風評が起つたので、鈴木茂三郎、加藤勘十兩氏は五月十四日外人記者團と會見、左派は今後共產黨と絶縁すると聲明したことを指す。これが新聞紙にのつてかえつて逆効果を生んだ。すなわちこの聲明は從來左派が共產黨と深い關係があつたことを問はずして語つたのだと大野幹事長に指摘されるような結果となつたからである。

◇六月二日の自由黨の「連立不参加、健全野黨」の聲明要旨

「片山首班内閣の成立は第一黨となつた社會黨に敬意を表したわが黨の趣旨にそうものであるが、わが黨が内閣に参加しなかつたのは社會黨の左派問題に關し満足な回答をえられなかつたためである。わが黨は首班の指名と四黨連立とを別個のものとし、わが黨の入閣に必要な條件を終始一貫して主張したのである。その間數回にわたり抽象的な提案をなし、空しく日をすごしたのはむしろ社會黨であつた。にもかかわらず、同黨中央執行委員會が責を他に嫁し、自由黨の陰謀よばわりするにいたつては、理路を辨ぜざるのみならず情誼にも反するものである。わが黨はこの際必然的に野黨になるが、協定政策の實施に關する限り危機突破のため協力を惜しまないとともに、必要に應じ厳正なる批判を加えて政治の明朗化を期す」

◇いわゆる國家機密ろうえい防止に關する申合せ(註)

一、極右極左主義反對の立場を堅持すること

一、國家機密のろうえいをなさざること

一、社會不安を惹起するおそれある一切の行動をなさざること

右は各黨において嚴守方責任を負うものとし、萬一黨員中これに違反するものあるときは各黨責任をもつて適當な處置を行うこと

〔註〕この妥協條件は社會黨の容れるところとなつたが、自由黨はこれに満足せず、あくまで左派の社會黨からの除名を主張し、これを口實として連立に参加せず、民主黨幣原派これに呼應したが、けつきよく片山派は民主黨内の大勢をこの妥協條件賛成の方に「世論」の支持をえてもつてゆき、三黨連立を成立せしめた。

(3) 完全野黨宣言

自由黨は社會黨「左派」問題をキッカケにして野黨となつた。片山内閣が片山内閣にかわり、自由黨は民主自由黨となつたが民自黨はひきつずき野黨である。民自黨のことは後章にゆする。しかし片山内閣存続期間中の自由黨の野黨的態度も前期と後期とではつきり二つに區別することができる。前期は六月二日の連立不参加、健全野黨聲明から、八月十九日の四黨協定破棄、完全野黨宣言の發表ま

での期間である。後期はそれ以後から、四八年二月七日の片山内閣總辭職までの期間である。

前期間の特色は一口にいえば、野黨として自由黨が片山内閣にたいして、概して是々非々の態度をとつたことだ。この方針は右の六月二日聲明にもあるが、同月二十一日東京で開かれた第三回黨大會の總裁あいさつおよび大會宣言で正式に決定された。曰く「祖國の現況にかんがみ、四黨政策協定の精神に反せざるかぎり危機突破のため、片山内閣に協力をおしまぬことはもちろんであるが、同時に健全なる在野黨として機に臨み國民に代つて嚴正なる批判を加え、政治の明朗を期し憲政運営に典型的慣例を作りたいと思う」と。すなわち一面協力と一面批判というわけだつた。事實この期間に自由黨はだいたいこの方針どおり動いた。六月十一日發表された政府の「危機突破經濟緊急對策要綱」をはじめ、つきつきに決定された新物價體系、流通秩序確立などに關する諸政策にたいして、自由黨はそれらが經濟安定本部の机上プランだと批評しつつも、その攻撃は口さきだけで一應是認した。大會宣言の表現にしたがえば、片山内閣の危機突破要綱なるものまた多くは四黨政策協定の線にそつたわが黨の線にそいその延長にすぎず、何人が局に當るとも要はただこれら既存諸政策の繼承實施あるのみ」とあるように、その批判も低調をきわめていた。そのほか自由黨が政府の個々の政策について軽い批判ののちつけよく協力したものは勞働省の設置、政黨法などがある。この期間で興味をひいたというより、自由黨の反動性をまたまたさらけ出したのは、不敬罪廢止の政府原案に反對したこと

である。天皇はじめ皇室にたいする誹謗を一般名譽き損罪から除外して特別あつかいすると同時に罰を重くしようと主張し、一時はなかなか強硬であつた。内外世論の嘲笑ときびしい批判にあつて、けつきよく自由黨の主張はやぶれたが、しようこりもなく同黨がこの時代錯誤を發揮するのは、單に同黨幹部が情勢判斷にたいしてにぶかつたばかりではない。半封建的制度を残しておいて彼らの力を持ちようとする同黨の超保守的性格のあらわれである。

自由黨の野黨前期についてはこれぐらいにして、後期についてのべよう。この期間は前期よりもはるかに長いし、かつ重要な政治問題がつきつきに起つて、ついに内閣の後退となつた。それに純野黨となつた自由黨が、内閣の政策行づまりに乗じて、各種の倒閣運動を展開した期間であるから一層興味深いのである。

自由黨が純然たる野黨の立場を明らかにした直接の動機となつたのは、炭鑛國管案の國會上程であつた。炭鑛國管問題は廿二年度追加豫算案とならんで、第一國會においてもつとも長くかつた議案である。のみならず、その議案作成と國會の審議を通じて與野黨間の虚々實々の争いを惹起し、これが直接導火線となつて、民主黨反芦田派の除名や脱黨となつた點で非常に重要性をもつものである。

四黨政策協定によつて、社會黨の公約した政策はほとんど全部金しぱりになつて實行ができなくなつた。そのなかでどうやら石炭國管だけは社會主義的な色彩のある唯一の政策として残された。だが

ら片山内閣としては公約の手前、また主班という面子の上から、これだけは何とかして實行しなければならなかつた。まず安本が作成した炭鑛國管案がはじめて經濟閣僚懇談会で議せられたのが、六月廿八日のことであつた。それが國有國營を前提とした社會主義的性情をもつものだと理由で民主黨閣僚によつて強く反對せられて以來、案の練りなおしに約四箇月かかり、はじめて國會に提出されたのが十月廿五日である。與黨三派の共同案の形をとつたものだが、實は民主黨によるさきの安本案、社會黨案の大修正案であつた。社會主義的な性格などはほとんどなく、大炭鑛資本には何の痛ようも感じない骨抜き案であつた。しかるにこの案でさえ國會の審議にかかると、委員會（鑛工）および本會議でもみあうこと一箇月に近く、十一月廿五日ようやく衆議院を通過した。滿五箇月のあいだ、國會を中心にもみにもみ、しかも國管反對議員の買収にからまる各種の醜聞は數えきれぬほどあつた。神田の龍名館を本據とする石炭業者の暗躍は花札とばく事件の景品までそえて、まことにはなばなし（？）ものがあつた。出炭一トンについて五圓の「國管案國會通過阻止運動資金」は、最後には十五圓にまでせりあがつた。合計數億の資金のうちの相當の部分が議員買収費にあてられたことはいうまでもない。石炭資本家やその家の子郎黨が、國會の廊下にも進出して、反對派議員の督勵や灰色議員のだきこみに大わらわとなつた。その結果は與黨である民主黨の委員九名のうち七名までが反對派にまわり、野黨側委員と合流して案の委員會通過が困難となつた。これにたいして社會黨および民主

黨賛成派の委員會對策が自由黨および反對派と衝突して、例のごとき暴行事件や酒氣をおびた議員の小便事件まで出て混亂に混亂を重ねた。かくして鑛工委員會は原案および修正案を否決してしまつたが本會議では多數で可決した。

この間、自由黨は炭鑛國管問題にたいしてどんな態度をとつたか？ もちろん、最初から反對であつた。植原顧問を委員長とする五十名の石炭問題對策委員會を設けて検討の結果、七月三日國管反對の聲明を發した。その要旨は國管は經營形態を變革し、石炭増産を阻害するといふにあつた。ついで與黨案が國會に提出されるに先だち、八月十四日炭鑛國管は四黨政策協定の範圍を逸脱するものだとする理由で、内閣の不行爲糾弾の聲明を發表した。これは完全野黨宣言發表の伏線であつた。はたして十九日には院内で代議士會をひらいて、四黨協定を政府が破棄したものとして、自由黨は今後完全野黨になる旨の聲明を出すにいたつた。以來、自由黨の片山内閣にたいする態度は從來の「協力と批判」から反對と攻撃の旗色をいちじるしく強めたのである。それは炭鑛管理案の衆議院審議の全期間をつうじてあらわれたし、廿二年度追加豫算案の返上決議にも表明された。これらははじめから正面きつての反對であつたが、そのほかにも公然、隱然、いろいろな自由黨の反政府工作は次第に倒閣運動の性格をおびていつた。平野農相問題、林國務相問題、炭鑛國管案と同志クラブ結成および保守新黨運動等々、みな自由黨の與黨にたいする出血作戦、ゆすぶり戦法のあらわれであつた。

(4) 「媾和内閣」運動の失敗

八月十九日の完全野黨聲明以來、自由黨の反政府態度はようやく明確になつた。それとともに自由黨は片山内閣打倒の方針を決意したが、その原動力は吉田總裁に負うところが多かつた。このことは筆者がさきに吉田の人物批評でちよつとふれたとおり、完全野黨の聲明の前後から彼が黨務に熱心になり出したことともよく符合する。このころから彼は黨の會合にもよく出席して重要な發言をやつてゐる。地方遊説にもよく出るようになった。折から片山内閣の施策はようやく破綻の兆をみせはじめた。勞働攻勢は二・一闘争後の沈滞期を脱して次第に活發となつた。千八百圓の賃金ベース反對を中心とする争議の波は職場闘争から地域闘争へと盛り上つてきた。それは強權供出、總ざらい供出にたいする農民の反對闘争、主食遅配と缺配のタナ上げにたいする市民の食糧闘争と合して新たな人民闘争のすがたをとろうとしてきた。政府の政策はそのためにもまず行きづまり、世上十一月の政治危機が叫ばれるようになった。この情勢をみて、自由黨は勤勞大衆の下からの盛り上りにはあくまで反對であるが、政府の失政にたいする中間層の不滿と、獨占資本の一部および上層官僚その他半封建的殘存勢力の支持をえて、自由黨の人氣恢復と、大衆の革命化阻止にのりだした。その吉田的構想の中心は

「媾和内閣」實現のスクーガンとそのための策謀であつた。

九月三日、吉田は荻外莊に幣原喜重郎、松平恒雄、佐藤尙武の三氏を招いて、いわゆる外交四長老會談を行つた。この會合はそれからしばらくの後いまだ一度もたれた。懇談の詳細についてはむろん明らかにされなかつたが、主要題目が國際情勢の檢討と媾和條約締結の促進にあつたことは當時各方面での定評であつた。荻外莊會談は吉田一個の判斷と感覺から割りだされたもので、表面上は黨の政策でなかつたといわれるかも知れない。しかし自由黨の對外政策といへば吉田の情報と判斷にもとづく意見以外に政策らしいものはなかつたし、いままなおない。また媾和條約の早期締結そのものは一應全國民的要望である。ただ問題なのは、當時媾和會議の年内會催説は連合國一部の意向であり、しかもこれを主張する米國內にも對日單獨媾和に反對する意見もあつたといふことである。しかるに十月二日には吉田は外國記者にたいして、ソ連を加えない對日單獨媾和の促進を期待し、米國軍事勢力の日本管理の永續を希望すると放送した。このような吉田の單獨媾和促進運動は、吉田内閣當時の吉田外相——白須終連次長の線による舊權力體制復活をめざした涉外政策の繼續であつた。また國際的對立の激化を利用して軍事的封建的專制機構を強化した軍部と官僚の帝國主義政策の名残りであつた。この意味において自由黨の超保守的國內政策の線に沿うものであつたから、黨の對外政策として、當時内外の批判の對象とされるに十分の資格をそなえていた。このほか吉田や自由黨の超反動性を自らばく

露して、國際的心證をひどく害したものがいま一つあつた。それは吉田が平野力三その他とひそかに連絡をもちつつ行つた冒險的な裏面工作であつた。媾和會議促進工作とならんで十一月下旬それは行われたが、防衛と國內治安の強化に名をかりたもつとも反動的な提唱であつた。その失策が自由黨にあつた影響は表面的にはそれほど大きくなかつたようにみえたが、實は非常なつまずきであつた。直接的な影響は保守新黨運動にたいする平野全農派の足ぶみであつた。しかしもつと大きな打撃は次期政權の第一候補としての自由黨の資格にたいする國際的信用を失わせたことだ。

(5) 出血作戦 その一

——平野問題と全農派の脱黨——

このように吉田中心の自由黨對外政策のマスター・プランはことごとく失敗に歸した。そしてこれを足場とした黨勢挽回と倒閣工作はかえつて逆効果をまねいた。しかし一方、與黨にたいする出血作戦の方は自由黨にこつて一應の成果を生んだ。保守新黨も勞農新黨もまだ成立していなかつたが、十一月下旬の反芦田派の民主黨離黨と、全農派の社會黨脱退などによつて、與黨野黨間の勢力は當初の七十名から卅五、六名の小差にちじめられた。前者は炭鑛國管案に反對する幣原派と國管反對派合計二十二

の民主黨からの除名や脱退であり、後者は平野追放問題で平野をよう護した社會黨全農派の一部十七名の脱黨によるものであつた。双方ともに、十月廿七日の追加豫算案の國會通過を機とする經濟危機の一その深まりと、勞働攻勢の高まりによる政府の失政がますます顯著になつた時期であつた。これがいわゆる十一月政治危機の具體的な内容であつた。

いつたい十一月危機説の本来本元はどこだつたかという点、實は平野農相だつた。事情を知らないものは不思議に思うかも知れないが、それは事實であつた。平野農相が供米行脚の地方旅行で、十一月には内閣は總辭職すると、再三放送したことが直接の原因であつた。片山内閣の閣僚であり、社會黨の中央執行委員である彼が、なぜこのような言明をしたのかというと、要するに内閣を倒して吉田自由黨内閣を實現し、自ら副總理たらんとしたのである。すでに社會黨内および閣内での平野は西尾官房長官とことごとく對立する關係にあつた。黨内左派の勢力は片山内閣成立とともに弱化した。西尾平野の共同の「敵」はそのころは大して強力でなくなつた。そこで黨内および閣内において兩氏の勢力あらそいとなつたわけだ。このあらそいは西尾に分があることがだんだん明らかになつた。平野は四七年二月の日農大會で日農から除外された後、全農をつくつて自分の足場をかためたが、黨内においては全農系議員の支持だけである。總同盟にしつかり足場をかためた西尾が一方に多數の日農系を手なづけ「左派」とこれとの勢力均衡の上に立つているのにくらべると弱體であつた。また閣内におい

ても、實際の内閣の實力者芦田や民主黨主流との提けいは、西尾の獨だん場であつた。政策の點でも、平野が主張する高米價政策を、安本の肩をもつてつぶしたのが西尾であつた。こうして兩者のあいだはますます對立がはげしくなるにつれて、平野は味方を黨外に求めたのである。すでに私は吉田と平野の默契についてふれたが、兩人の共同の目的は片山内閣打倒の點で一致していた。もちろん平野としては、もはや社會黨内の主導權を西尾と争うのはあきらめていた。そのかわり社會黨を割つて出て、新黨をつくるか、場合によつては自由黨主唱の救國保守新黨と合流していいぐらいとまで考えた。これが平野の十一月政局危機説の放送となり、政府政策攻撃の、各種の言動となつたことは當然である。平野自身の主觀的な考えは別として、客觀的にはいわば自由黨倒閣工作のフラク活動を演じたのである。このフラク活動は、いまさら資格問題という脛のきずをもちだされて、おしつぶされた。農相と免から追放へと全くとどめをさされてしまつたことは周知のとおりである。しかし平野一流のがらによつて首相の閣僚罷免權發動をよぎなくさせたことや、全農派議員十七名の社會黨脫黨は内閣の統制のゆるみおよび與黨の出血を意味するものであつた。いま一つ平野問題は農相後任という難問題をのこした。これは社、國、民與黨三派のあいだの摩擦をあふる内閣にとつて頭痛の種として、平野問題解決のちも長く残された。自由黨にとつては、國協黨の野溝反對は與黨きりくすしの絶好の題目であつた。だからこれを材料にしてその與黨議員のきりくすしをやつたことはいうまでもない。

(6) 出血作戦 その二

——幣原派の民主黨脱退——

平野農相問題とほとんど同じころ林平馬國務相の追放問題が表面化した。問題となつたのは同氏の戦時中の著書「世界の黎明」と「世界の推進力日本」であり、G項該當が再び問題となつたのであつた。林は一度審査でパスしたものを今さら再審査されたのは、西尾、鈴木(法相)の陰謀だといつて十一月七日の閣議で兩相のヒ免を要求した。その上民主黨閣僚が擧つてなだめたにもかかわらず、經過の詳細を發表した。林氏がこのような強硬態度に出たのは、彼がいつたように西尾の陰謀への反感かどうかは明らかでない。西尾氏にいわせれば林の社、民の仲をひきさくような閣内統一をみだる行爲がけしからんというだろう。しかし林氏が開きなおつて、閣議で喧嘩腰になつたり、國會(十一月廿四日の參議院本會議)でばく露戰術にでたりしたことの背後には、倒閣を企圖する一部の人たちの尻おしがあつたとうわさされた。この尻おしが民主黨幣原派か自由黨か明らかになされていないが、自由黨がこの問題で林を聲援したことだけはたしかであつた。廿四日の參議院での林氏の演説も衆議院では許されなかつたのを、參議院の自由黨勢力のあつせんでやつたことをみれば明らかだつた。しかし

自由黨の支持もこの程度をでなかつた。問題が問題であつたし、林氏が芦田派の一人で、彼のあがきは與黨にそれ以上の出血をもたらさないとみられたからであつた。

最後に幣原派の民主黨脱退である。炭鑛國管が問題となつて以來、幣原派が終始反對の立場をとつたことは前にものべた。十一月廿五日夜の衆議院本會議でこの派の態度は、はたして幣原總裁以下廿四名が青票をにぎつて反對投票を行い、明らかに黨議無視を表明した。民主黨では翌廿六日から三日にわたつて總務會をひらいて處分を協議した結果、次ぎの處置をとつた。すなわち

佐々木秀世、尾崎末吉、生越三郎、本間俊一、工藤鐵男、原健三郎、東隣英

の七氏を即時除名に、残り十七氏には離黨をすすめることになつた。幣原派は離黨勸告にさきだつて廿八日離黨届に連署して北村幹事長代理に手渡した。反對組のうち成島憲子、中島勝一兩名は署名しなかつたので、離黨者は左の十五名だつた。

幣原喜重郎、中村嘉壽、庄忠人、青柳高一、大上司、原孝吉、八木一郎、佐藤通吉、小野瀬忠兵衛、田中角榮、井上知治、千賀康治、平澤長吉、根本龍太郎、山本猛夫

以上廿二氏のほか廿四日除名となつていた降旗徳彌氏を加えて廿三名は十二月はじめ新たに交渉團體同志クラブを結成した。

幣原派の民主黨脱退は、數のうえでは與黨にとつて少からぬ出血であつた。しかし實質的には民主

黨にとつて、少くとも當面それほど打撃とはならなかつた。というのは第一に當時民主黨内における芦田總裁の主導權は確保され、同時に民主黨の閣内における弱權も確立されたこと、第二に幣原派にしたところで組閣當時にくらべていぢるしく弱體化していたこと、第三に幣原派の脱退は時間の問題として芦田派のこれにたいする對策は書入れずみであつたこと、第四にこの派の脱退は民主黨にとつてはいわば肅黨を意味することともに、内閣にとつてもまた超保守的性格を與黨内で代表する幣原派の切りすては閣内の統一を意味するものであつたこと、最後に自由黨にとつても、その脱退は積極的にプラスとならなつたことなどが數えあげられた。

ことに最後の點は折から自由黨が、内閣總辭職か、解散總選舉か、兩面作戰にそなえてはじめた保守新黨攻勢にとつて、必ずしもプラスとして作用しなかつた。このことは、今日よく問題となる自由黨の「脱皮」や民主自由黨の評價や、さらに自民主流の保守大合同の動向などに、重大な關連をもつから章を改めてつぎのべよう。

第七章 民主自由黨の成立とその展望

(1) 自由黨の保守新黨運動

自由黨は十一月十八日「救國」保守新黨の結成を、社共兩黨をのぞく各黨各派にたいしてよびかけた。自由黨のこの提唱は、前述のように石炭國管案で民主黨内部がもめにもめていた時期がとくに選ばれた。一方、平野農相が内閣を追われ、「媾和内閣」運動が國際的信用をえられないという現實的結論が明らかになつた後であつた。だから計畫的だつた。提唱自體は計畫的ではあつたが、實際の準備は必ずしも十分とはいえなかつた。

第一、平野氏と呼應して自由黨がやつた前記の冒險的な政權工作の失敗は、自由黨の新黨提唱をけつして攻勢的なものとしなかつた。また當時豫想された幣原派の民主黨脱退もまた、民主黨にとつて鬱血を體外に放出することを意味したことは前述したとおりだつた。ではなぜこの提唱を自由黨はこえてしたか？

十一月十七日の夜、自由黨の某幹部は「民主黨で除名さわぎが起りそうだから、こちらで受入れ態勢をととのえるのだ」といつたという。このことばが傳わり黨内の少壯派である自進會の一部がこれに強く反對して、十八日廿一名の署名になる新黨問題に關する聲明書が出される傾向であつた。そこで自由黨の主腦部はとりあえずこの問題にたいする黨の正式の態度を表明しなければならなくなつたというのが真相であつた。要するにいずれはやらなければならぬ聲明であつたが、黨内統制という緊急な必要にせまられたためであつた。

元來、自由黨の新黨結成の方向は同黨が完全野黨の聲明を發して以來のことである。民主黨内の自由フラク、幣原、田中(万逸)氏が自民合同を菅田にすすめたのもそのころであつた。自由黨が保守新黨結成をつよくのぞむのは、そのあくなき政權慾からでていることはもちろんであつた。その點では民主黨だつて同じことだ。しかし民主黨はすでに政權をにぎつており、獨占資本の中心的コースにのつている。いまさら合同してイニシアティブのうばいあいには頭をなやますには當らない。このことは前年夏幣原進歩黨總裁が自由黨に合同をもちかけたときはまるで正反對であつた。そのときは自由黨は第一黨で主班の地位を占めていたから、合同なんておかしくて……というわけだつた。それはともかく合同によつて新黨の主導權をにぎるとともに、社會黨を除外した保守政黨内閣の主班を自由黨系に占めようという考えなのである。自由黨はこの方向には全黨一致で賛成していたが、實現の方